

多文化共生事例集作成WG（第4回会合）

議事次第

日時：平成29年2月28日（火）13:00～15:00

場所：自治体国際化協会 7階会議室

1 開会

2 議題

（1）多文化共生事例集（案）について

（2）多文化共生事例集配布先（案）について

3 閉会

（配付資料）

資料1 多文化共生事例集（案）

資料2 多文化共生事例集配布先（案）

多文化共生事例集 2017

～共に拓く地域の未来～

(案)

作成／多文化共生事例集作成ワーキンググループ



2017（平成29）年3月



MIC

総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

目次

はじめに	2
事例集	12
概要	13
(1) コミュニケーション支援	
①多言語・「やさしい日本語」による情報提供	22
②大人の日本語学習支援	36
(2) 生活支援	
①居住	44
コラム「賃貸住宅管理業界による居住支援」	49
②教育	50
コラム「企業と連携した子どもの日本語学習支援」	71
③労働環境	72
コラム「企業による生活支援」	81
④医療・保健・福祉	82
⑤防災	96
コラム「災害時対応と多文化共生」	109
(3) 多文化共生の地域づくり	
①地域社会における多文化共生の啓発	112
②外国人住民の自立と社会参画	122
③多文化共生に関わる体制づくり	130
(4) 地域の活性化やグローバル化への貢献	
①地域の活性化への貢献	136
②グローバル化への貢献	144
おわりに	151
参考資料	158
「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」の委員名簿及び 開催状況	160
キーワード別事例一覧	161
応募団体一覧	165

はじめに

総務省では、地方自治体における多文化共生の取組に参考となる考え方を示した「地域における多文化共生推進プラン」（以下本事例集において「プラン」という。）を2006年3月に策定し、地方自治体へ通知した。

その後、多くの地方自治体では、プランをモデルに多文化共生の指針等を策定したところであるが（9ページ参照）、プラン策定から10年が経過し、日本における外国人を取り巻く状況も様々に変化していることから、地域における多文化共生施策の更なる推進に資するため、2016年に「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」を設置し、多文化共生の優良な取組を掲載した多文化共生事例集を作成した。

個々の事例の紹介に入る前に、日本における外国人を取り巻く状況について、ここ10年の変化に注目しつつ紹介したい。

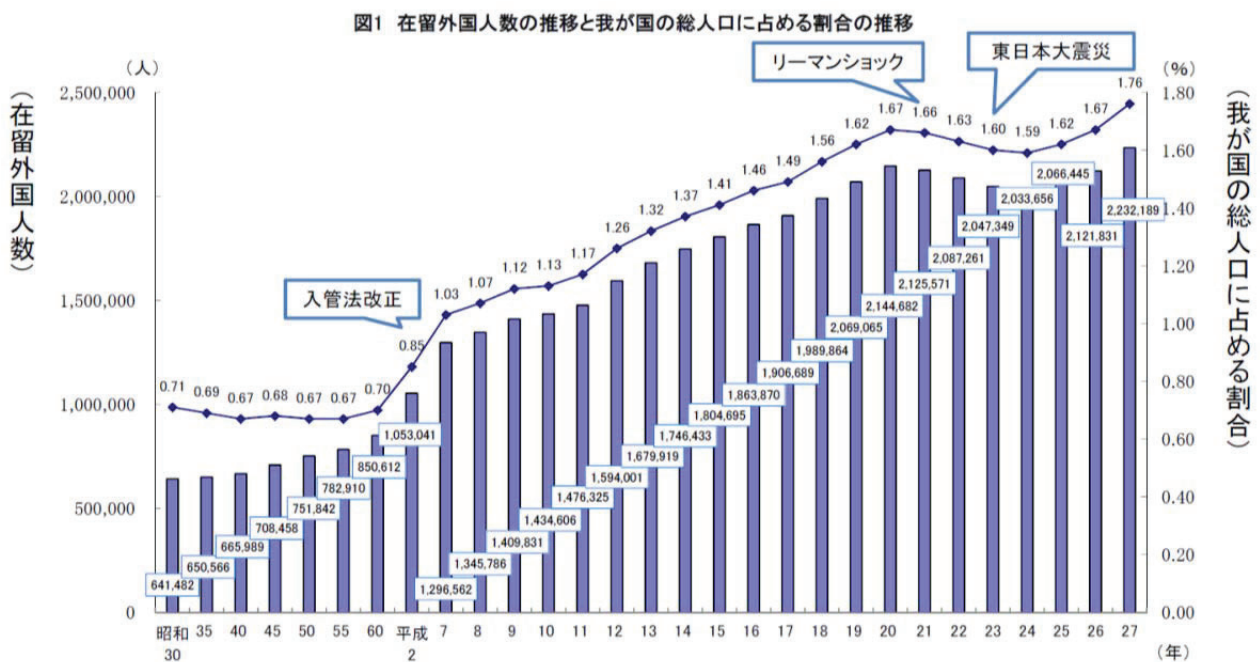
1. 外国人を取り巻く状況の変化

（1）在留外国人数の推移

日本における在留外国人数¹は、「改正出入国管理及び難民認定法」の施行（1990年）により「定住者」の在留資格が創設され、日系3世まで就労可能な地位が与えられたことや、技能実習制度の創設（1993年）などにより、リーマンショックや東日本大震災の影響で減少した時期はあるものの、増加傾向にある。

2015年（平成27年）末現在の在留外国人数は223万2,189人と過去最高を更新し、日本の総人口に占める割合も過去最高の1.76%となった（図1）。また、国際結婚や外国生活体験などによって、多様な文化背景を有する日本人も増えている。

¹ 主に法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」を用いていることから、統計に関する記載部分においては“在留外国人”と表記しているが、「2. 外国人に関する国の動向」以降においては、プランの表記にならって“外国人住民”と表記している。

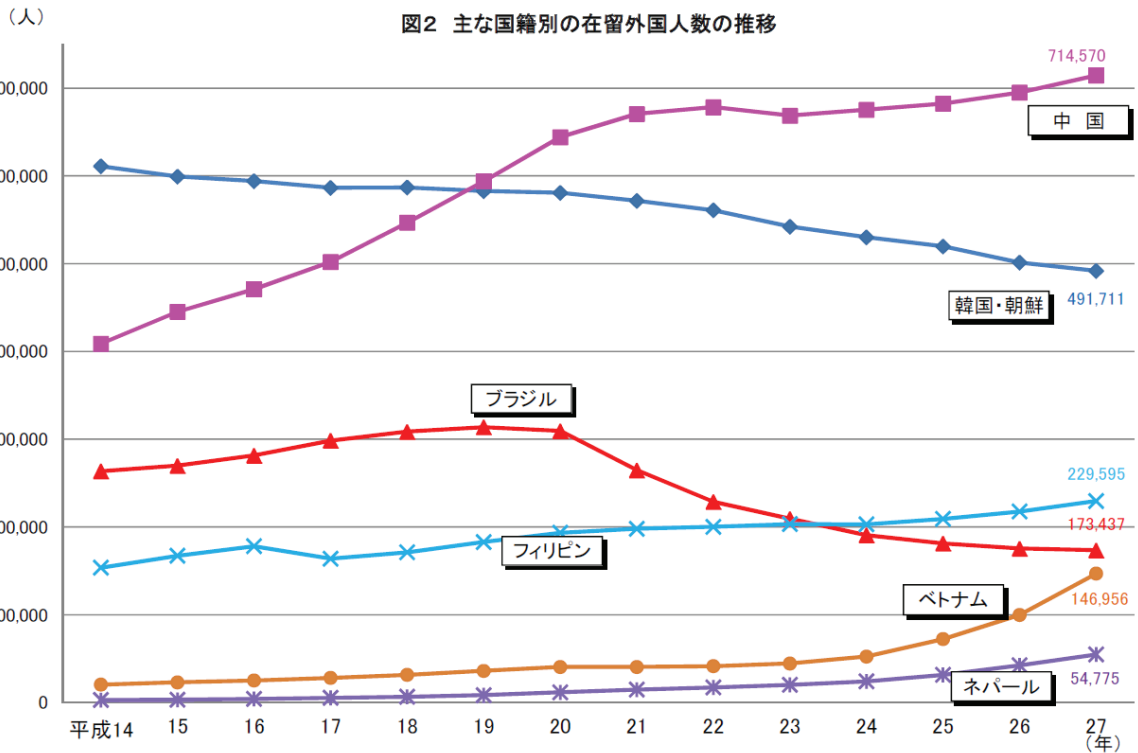


- (注1) 「在留外国人数」は、各年12月末現在の統計である。
- (注2) 昭和60年までは外国人登録者数、平成2年から平成23年までは、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数である。
- (注3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による、各年10月1日現在の統計である。

(2) 国籍別の推移

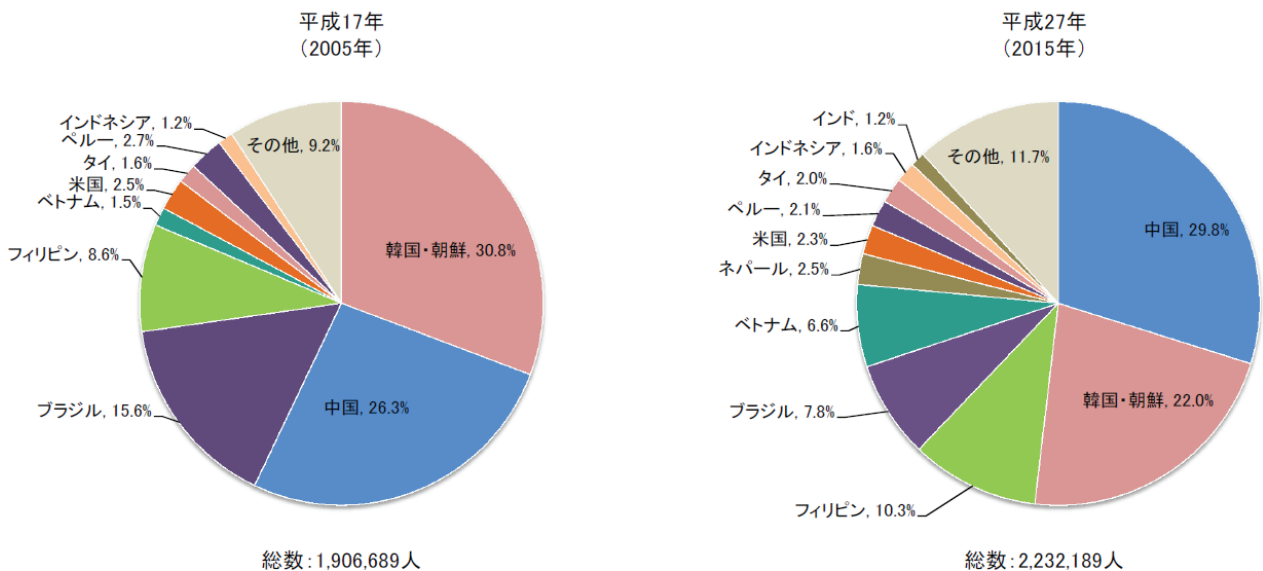
在留外国人数の国籍別の推移に注目すると(図2)、10年前は韓国・朝鮮や中国、ブラジル出身者が多数であった。その後韓国・朝鮮やブラジル出身者は減少している一方で、留学生や技能実習生の増加といった要因により、フィリピンやベトナム、ネパールといった東南アジア・南アジア各国が、近年は高い伸び率で増加している。特にベトナムは2015年(平成27年)末現在で146,956人(前年比47.2%)と近年急増している。

また、国籍別の割合を10年前と比較すると(図3)、10年前は韓国・朝鮮や中国、ブラジル、フィリピンで全体の4分の3を超えていたが、現在はその割合は低下している一方で、ベトナム、ネパール、タイ、インドネシアなどが一定の割合を占めており、在留外国人の多国籍化が進んでいることがわかる。



(注1) 平成23年までは、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数である。
(注2) 平成23年までの「中国」は台湾を含むものであることから、比較上、平成24年以降についても同じ取扱とした。

図3 国籍別 在留外国人の割合



(注1) 平成17年は、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数である。
(注2) 平成17年の「中国」は台湾を含むものであることから、比較上、平成27年についても同じ扱いとした。
(注3) 総数に占める割合が1%未満の国籍は「その他」にまとめた。

（3）在留資格別の推移

日本における在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）で定められ、身分又は地位に基づく在留資格（「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「永住者」）と、就労等の活動に基づく在留資格（「技能実習」「留学」など）の2つに大きく分けられる（資料1）。このほかに、平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者に永住を認める「特別永住者」がある。

主な在留資格ごとの人数をみると（図4）、「特別永住者」は、死亡や出生数の減少等の要因により徐々に減少している一方で、「永住者」は毎年増加し続け、2015年（平成27年）末時点で70万人以上と、10年前と比較して倍増している。また、「定住者」は経済状況の悪化に伴う本国への帰国等の要因により減少傾向にある。

一方、「技能実習」や「留学」の在留資格を持つ者は、国による受入れの推進や日本企業における外国人材への需要の拡大により、近年増加している。

技能実習制度は2009年より現行制度となっているが、2016年11月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が成立、公布されたところであり、優良な実習実施者・管理団体に限定して4～5年目の技能実習の実施を可能とするなど、更なる制度の拡充が盛り込まれた。また、留学生については、グローバル戦略の一環として、2020年の実現を目標とした「留学生30万人計画」が2008年に示されたところであり、いずれも今後の増加が予想される。また、「グローバル人材の卵」として注目される留学生についても、国の留学生30万人計画によって、留学生の受入れが進んでいるが、週28時間以内のアルバイトが認められる側面に着目し、留学生（特に日本語学校生）を一定の労働力として期待する企業も近年増えている。

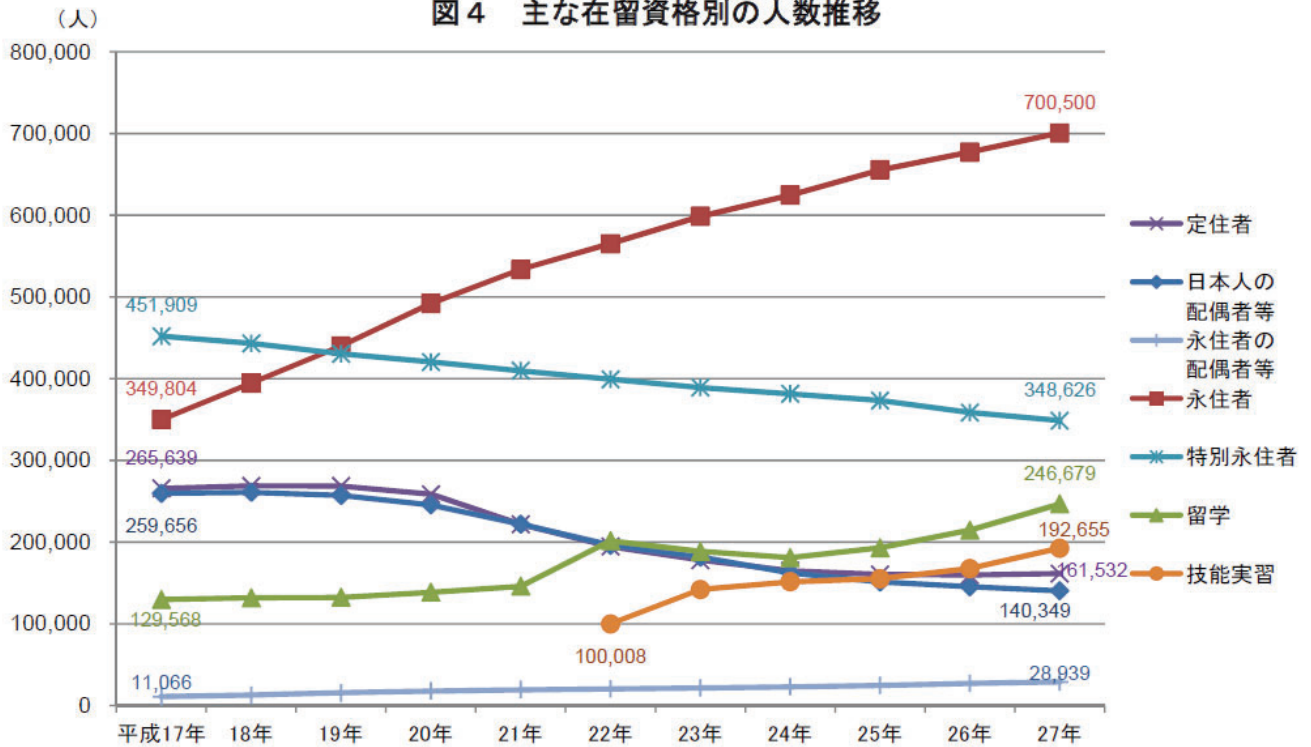
このように、長期間在留する外国人の増加や、新たに日本に入学する外国人の更なる増加といった近年の傾向を踏まえれば、在留外国人が日本社会の重要な構成員となっていくと考えられる。

資料1 主な在留資格等

分類	在留資格等	内容	例
身分又は 在留資格に 基づく	定住者	特別な理由を考慮し、5年を超えない範囲で一定の在留期間を指定して居住を認める者	日本人配偶者との離死別により在留資格変更を余儀なくされる者や、第三国定住難民など
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子
	永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子
	永住者	一定の要件を満たし、法務大臣が永住を認める者	原則10年以上継続して日本に在留している等の条件を満たす者や、「日本人の配偶者」の在留資格を持ち日本に1年以上居住し結婚後3年以上経過した者、「定住者」の在留資格を持ち日本に5年以上在留した者など
活 在 動 に 基 づ く	技能実習	雇用関係の下で日本の産業・職業上の技能等の修得・習熟をする者	日本の企業が人材育成を目的に受け入れた開発途上国等の青壮年労働者など
	留学	大学、大学院、短大、専修学校の専門課程、準備教育機関、高等専門学校等の教育機関で学ぶ者	日本の大学や日本語教育機関等に通う外国人学生
に 入 管 め 特 ら 例 れ 法 た へ 資 格	特別永住者	法務大臣が永住を認める者(入管特例法に定められた在留の資格)	敗戦以前から日本に住み、サンフランシスコ平和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している外国人とその子孫など

※「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」。

図4 主な在留資格別の人数推移



(注) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。

2. 国における外国人施策の動向

(1) 外国人住民の制度的な位置付け

近年における外国人に関する国の動向についてみると、最も大きな転換のひとつは、2012年7月に施行された新たな在留管理制度と住民基本台帳制度である。

これにより、従前の外国人登録制度は廃止され、外国人住民も住民基本台帳制度の適用対象になったことで、外国人住民に対して市区町村が行政サービスを提供する基盤が確立された。

(2) 外国人の活用等に関する国の方針

2013年より毎年改訂されている「日本再興戦略」を見ると、国における外国人の活用等に関する方向性が分かる。

2013年6月の「日本再興戦略」では、「グローバル化等に対応する人材力の強化」としての外国人留学生の受入れの促進や、「高度外国人材の活用」として高度外国人材ポイント制度の見直しが掲げられた。

その翌年の「『日本再興戦略』改訂2014」（2014年6月）では、経済成長の担い手として「外国人材の活用」が項目立てされ、技能実習制度の拡充等が掲げられたほか、日本への留学生や海外の優秀な人材が日本で働き暮らしやすくするため、中長期的視点に立って総合的な検討を進めることとされた。

2015年6月の「『日本再興戦略』改訂2015」においても、海外の優秀な人材の我が国への呼び込みが不可欠であるとされ、外国人材の活用は鍵となる施策のひとつに挙げられている。

このように、外国人は日本経済の担い手として捉えられ、優秀な海外の人材を受け入れることが中心に謳われてきたが、2016年6月の「日本再興戦略2016」では、初めて外国人の生活環境の整備についても言及された。

具体的には、「外国人材の活用」として、「高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討」、「外国人留学生、海外学生の本邦企業への支援強化」、「グローバル展開する本邦企業における外国

人従業員の受入れ促進」、「在留管理基盤強化と在留資格手続きの円滑化・迅速化」のほかに、「外国人受入れ推進のための生活環境整備」が掲げられ、例えば、日本語指導を必要とする外国人児童生徒の日本語指導受講率 100%を目指すことや、外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を本年度中に 40 か所程度に拡充するなど、具体的な数値目標も明示された。

また、2016 年 6 月の「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（骨太方針）においては、外国人の子どもの教育環境を含む生活環境整備等が掲げられ、「外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める」こととされた。

このように、外国人住民については、かつては日本の少子高齢化や人口減少を見据えた労働力の活用の観点からの検討が中心であったが、近年では地域社会の構成員として生活者の観点に基づく取組も進められている。

資料2 外国人に対する主な国の動向

主な国の動向	年月	概要
改正住民基本台帳法及び改正入管法の施行	2012年7月	・利便の増進を目的に、外国人を住民として位置付け
日本再興戦略	2013年6月	・グローバル化等に対応する人材力の強化、高度外国人材の活用
「日本再興戦略」改訂2014	2014年6月	・経済成長の担い手として「外国人材の活用」
「日本再興戦略」改訂2015	2015年6月	・雇用制度改革・人材力強化として「外国人材の活用」
日本再興戦略2016	2016年6月	・多様な働き手の参画の一環として「外国人材の活用」 ※生活環境整備の必要性について初めて言及
経済財政運営と改革の基本方針2016(骨太方針)	2016年6月	・高度外国人材の受入れ拡大 ・外国人の子どもの教育環境を含む生活環境整備等 ・外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討

3. 地方における多文化共生へ向けた取組

国における取組と並び、歴史的に外国人の多い地域や、1990 年代以降に南米系の日系人等が増加した地域においては、地方自治体や地域の国際交流協会、民間団体等が、独自に外国人住民を対象とした政策に先進的に取り組んできた。2005 年には川崎市が全国に先駆けて「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定している。

また、2000年代には、個別の地方自治体の取組とともに、浜松市が中心となって2001年に設立した「外国人集住都市会議」や、愛知県が中心となって2004年に設置した「多文化共生推進協議会」による政策提言活動など、外国人施策に先進的に取り組んでいる地方自治体間でのネットワークの広がりが見られるのも特徴である。

こうした地方自治体の動きの中、前述の通り、総務省では2006年にプランを策定し、地方自治体に対して、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定及び地方における多文化共生の推進の計画的かつ総合的な実施を促した。プランでは多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義した。

プランをモデルに多くの地方自治体が多文化共生の指針や計画を策定するようになり、2016年4月現在では、都道府県では94%、政令市では100%の団体が策定している。町村においては未策定の団体が多く、政令市を除く市町村では策定している団体は40%であるが、地方自治体の人口における外国人住民の占める割合が、全国平均の1.7%を上回っている市及び区では、約85%の団体が策定している（総務省国際室調べ）。

4. 地域におけるグローバル化・地方創生の推進

2016年9月には人の国際移動に関する初めての国連サミットが開催されたように、グローバル化の進展により人の国際移動はますます活発となっており、それに伴う諸課題は各国共通のものとなっている。

また、日本においては、人口減少・高齢化の進行と、地方から東京圏への人口一極集中による地域経済の縮小が大きな課題となっており、持続可能な活力ある社会を維持するための地方創生の取組が求められている。

このような状況の中、地域経済における貴重な労働力として、また地域社会の重要な構成員として、外国人住民の役割は増していく

であろう。

そこで、外国人を観光客や一時的な滞在者としてだけでなく、生活者、地域住民として認識する視点が、以前にも増して地域社会には求められている。従来の外国人支援の視点を超え、地域社会の構成員として社会参画を促し、外国人がもたらす多様性を活かす仕組み、そして国籍や民族等にかかわらず、誰もが活躍できる社会づくりが今後求められる。

外国人住民の積極的な地域社会への参画は、外国人としての視点から地域が持つ新たな魅力の創出や、外部との積極的なつながりによる活性化など、地域産業・経済の振興につながる可能性も秘めている。

事例集

○ 概要

1. 全般的な状況

本事例集の作成にあたっては、プランの策定・通知から10年が経過したことを踏まえ、広く多文化共生に資する取組を対象として、地方公共団体や地域国際化協会、NPO法人等の団体から、自薦・他薦を問わず、幅広く取組事例を募った。

その結果、118件の事例の応募を頂き、「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」構成員から推薦のあった15事例と合わせた133事例について、同ワーキンググループによる検討を行い、52の取組事例を本事例集に掲載した。（掲載事例の選定の視点については、本章末の資料を参照。）

項目ごとの掲載事例の数は以下の通りである。

(1) コミュニケーション支援 (9 事例)	
①多言語・「やさしい日本語」による情報提供	6 事例
②大人の日本語学習支援	3 事例
(2) 生活支援 (28 事例)	
①居住	2 事例
②教育	10 事例
③労働環境	4 事例
④医療・保健・福祉	6 事例
⑤防災	6 事例
(3) 多文化共生の地域づくり (9 事例)	
①地域社会における多文化共生の啓発	4 事例
②外国人住民の自立と社会参画	3 事例
③多文化共生に関わる体制づくり	2 事例
(4) 地域の活性化やグローバル化への貢献 (6 事例)	
①地域の活性化への貢献	3 事例
②グローバル化への貢献	3 事例
	計 52 事例

また、大都市や外国人集住都市だけではなく、人口規模の小さい地域や外国人住民の少ない地域などからも応募があったことで、特

性の異なる様々な地域の事例を反映することとなった。

(参考) 地域ごとの掲載事例数¹

北海道	1 事例
東北地方	5 事例
関東地方	13 事例
中部地方	13 事例
近畿地方	14 事例
中国地方	3 事例
四国地方	1 事例
九州地方	4 事例

加えて、自薦・他薦を問わず募集を行ったことにより、NPO法人や企業のほか、地域に密着した市民団体等も含む、多様な実施主体による取組が掲載されている。

(参考) 実施主体ごとの掲載事例数

都道府県	6 事例
市区町村	10 事例
地域国際化協会等	14 事例
企業	2 事例
NPO法人等	20 事例

2. 項目ごとの概要

本事例集では、プランの構成に基づく「(1) コミュニケーション支援」、「(2) 生活支援」、「(3) 多文化共生の地域づくり」に加えて、新しい項目として「(4) 地域の活性化やグローバル化への貢献」を設けている。

¹ 横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局の「三者通話による119番通報の多言語対応」を各地方にカウントしているため、合計数は掲載事例数と一致しない。

(1) コミュニケーション支援

①多言語・「やさしい日本語」による情報提供

プラン策定後、外国人住民基本台帳制度の導入により、外国人住民に対する基礎的行政サービスを提供する基盤が確立された。外国人住民に対する多言語対応については、プランにおいても「地域における情報の多言語化」として盛り込まれているが、外国人住民の増加や多国籍化により、多言語対応の必要性は更に増しているものと考えられる。また、外国人住民が多い地域においては、多言語で様々な情報を発信することにより、日本人住民が外国語に触れる機会を作り、多文化共生や異文化理解を促すきっかけ作りになる。

一方で、外国人住民の多国籍化により、全ての住民の母国語に対応することは困難になってきており、特に災害発生時においては、多言語翻訳は時間を要してしまう可能性がある。そこで、外国人にもわかりやすく、母国語を問わず広く外国人に伝えられる「やさしい日本語」による情報発信が注目されている。

本事例集では、多言語情報の発信や伝達方法について、工夫がなされた優良事例を紹介する。

②大人の日本語学習支援

プランでは、「日本語及び日本社会に関する学習支援」として、日本語や日本社会の習慣等についての学習の必要性を示している。特に第一世代として来日したばかりの外国人は、ライフステージの変化に応じて未知の語彙や制度・社会実態に直面することが多く、日本語能力が向上したとしても、困難な状態に陥る可能性がある。

このような中、外国人住民の地域社会への参画を促すため、従来の日本語教育から一歩前進し、地域生活に密着する「生きた日本語」の教育や、地域住民が参加して交流を深める日本語教室などの様々な工夫について紹介する。

(2) 生活支援

長期間在留する外国人が増加する中、そのライフステージは多様

化し、生活環境にかかる必要な支援策はプランを策定した10年前と比べて多様化している。

①居住

外国人住民の入居にあたって、敷金や礼金などの日本特有の住慣習やゴミの処理方法などの地域における生活ルール等、生活習慣の差異に起因するトラブルが起こりやすい。

民間住宅に関する情報提供や生活相談への対応、地域全体でのサポートは、地方自治体が直接関わることのできない場面が多く、NPOやその他関連団体との協力により進めていく例が多い。本事例集では、NPOや公益財団法人が取り組んでいる先進的な取組を紹介する。

②教育

長期間在留する外国人の増加に伴い、外国人の子どもの教育の問題は喫緊の課題となっている。外国人の子どもに対しては、日本語教育と教科教育の両方のサポートを考慮する必要がある。また、保護者の日本語能力が十分でない場合、学校とうまくコミュニケーションが取れずに不就学児童を生んでしまう問題や、外国人の子どもが学校で孤立したり、いじめにあったりして居場所を失う問題、様々なルーツを持つ子どもたちのアイデンティティの問題など、その課題や背景は複雑化している。

これらの課題に対し、外国人の子どもが日本の学校生活に戸惑わずに早期に適応できるようにするため、就学前の子どもを対象に行う「プレスクール」の取組が注目されている。また、子どもへの支援には保護者の理解や日本語能力が重要であることから、子どもだけでなく保護者も対象とした取組や、子どもの居場所づくりへの取組など、課題解決に向け、各地域の実情に合わせた取組を紹介する。

③労働環境

多文化共生の推進において、外国人の労働環境の整備は重要な役

割合を占めるが、労働環境は雇用主と被用者たる外国人との関係から決まることから、地方自治体やNPOなどの公的団体が直接関わる機会が少ない。

人口減少社会においては、産業の現場において外国人が重要なポストに就くようになるなど、その存在が増加する傾向にあると考えられる。国においても高度人材の活用や技能実習制度の拡充が本格化する中、日本語能力の低さが就職に支障をきたしたり、職場内で良好なコミュニケーションをとることができないなど、外国人が新たに就労するにあたっての課題は未だに多い。

地域産業の原動力として地域の発展に貢献してもらうことが外国人のみならず地域社会にとっても重要となっていることを踏まえ、地方自治体や各団体が行っている外国人住民の就労支援や労働環境の改善にかかる取組を紹介する。

④医療・保健・福祉

長期間在留する外国人の増加や、それに伴う高齢化により、ライフステージが多様化し、入院、出産や子どもの健康など、外国人住民が日本の医療や福祉サービスの受給者となる場面が増えている。また、外国人観光客をはじめとする訪日外国人は急増しており、医療通訳のニーズは大きくなる一方である。

そこで、外国人住民の医療・保健・介護に関する課題に対する、各地の医療・福祉関係機関や地方自治体における取組を紹介する。

⑤防災

災害発生時においては、外国人は情報伝達の点で災害弱者として捉えられやすい。プランにおいても、「災害等への対応」や「緊急時の外国人住民の所在把握」など、外国人住民を「支援される側」として捉えた施策（公助）の例が多く挙げられている。近年の外国人観光客をはじめとする訪日外国人の増加もあいまって、外国人に対する災害時の対応策は各地域において重要なテーマとなっている。

こうした中、防災に関する知識の習得や意識啓発による外国人住

民の自助力の向上を目的とした取組が進められている。また、地域ぐるみの訓練等を通じ、外国人住民を地域の一員として日本人住民と共に「支援する側」（共助）として捉えた先進的な取組が見られるようになった。

そこで、本事例集では、「公助」だけでなく「自助」、「共助」の観点から、各地の取組を紹介する。

（３）多文化共生の地域づくり

①地域における多文化共生の啓発

外国人住民が地域において自立し社会参加をしていくためには、外国人への働きかけだけでなく、日本人住民がいかに受け入れるかが重要である。そのためには、地域社会への多文化共生の意識啓発や、日本人住民と外国人住民との交流の場をつくる必要がある。

プランでは、多文化共生の意識啓発のため、住民や企業、NPO等への啓発や、学校、図書館、公民館等の様々な拠点づくり、地域住民が交流する機会となるようなイベントの開催を施策の例として挙げている。

本事例集では、より多くの地域住民の参加を促す工夫がなされている事例や、幅広い日本人住民へ多文化共生の考え方を発信している事例、各団体との協働や、留学生やJETプログラム参加者（※）などの人材の活用により地域における多文化共生を推進している事例を紹介する。

※JETプログラムとは、語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）の協力のもと、地方自治体等が実施する事業。「外国語指導助手（ALT）」、「国際交流員（CIR）」、「スポーツ国際交流員（SEA）」の３つの職種がある。

②外国人住民の自立と社会参画

外国人住民は、支援される側と捉えられがちな一方、地域社会の一員として日本人住民とともに様々な活動に従事し、住民自治的な地域運営の円滑化にも大いに貢献しうる存在と捉えることもできる。

本事例集では、外国人住民の協力を得て地域における課題を的確に捉え、外国人住民が積極的に地域社会に参画するような体制を整えた事例を紹介する。

③多文化共生に関わる体制づくり

地方自治体の各部署の所管事務において、外国人住民に日本人住民と同等のサービスを提供していくことが求められる中、外国人を地域社会の一員として捉える多文化共生の考え方は、担当部局に特化したものではなく、地方自治体全体において広く共有されていくべきものである。

さらに、外国人住民に対する行政サービスに際しては、人材の有効活用や、包括的な支援を可能とする体制整備など、サービスの提供方法にも工夫を凝らす必要があると考えられる。

本事例集では、地方自治体における多文化共生の意識の浸透や組織・人材づくりについての事例を紹介する。

（４）地域の活性化やグローバル化への貢献

①地域の活性化への貢献

人口減少に直面する地域においては、その土地に愛着を抱きながら、コミュニティや経済活動の活性化を図ろうとする人材は、国籍を問わず貴重な存在である。

外国人住民を支援の対象として捉えるだけではなく、外国人としての視点や外国人がもたらす多様性を積極的に活用することによって、地域資源を新たな観点から捉えたビジネスモデルの形成や、地域産業の振興、ひいては地域の活性化へつなげていくことは、まちづくりに関し有効なアプローチのひとつであろう。

本事例集では、外国人住民が主体となるような活動を通じて、地域の活性化に貢献している事例を紹介する。

②グローバル化への貢献

人や商品、資本、情報などのグローバルな動きを、地域の活性化のために積極的に取り込んでいこうとする地方自治体も増えている。地域のグローバル化においては、国や文化の壁を越えて活動し、その多様性を尊重し合いながら活かしていくことが求められる。

本事例集では、留学生をはじめとする外国人の活力を利用し、人や企業のグローバルな交流を推進したり、インバウンド観光の需要の発掘により、地域の価値を再発見した事例などを紹介する。

(参考) 掲載事例を選定する際の5つの視点

① 将来（今後10年間）を見据えた取組かどうか

- ・ 外国人住民の高齢化を見据えた介護分野での取組
- ・ アジアをはじめとした出身国の多様化に対応した取組
- ・ 時代や状況の変化に応じた工夫を加えることで長期・継続的に実施している取組
- ・ 多文化共生を担う組織・人材の育成に関する取組 など

② 多様性を地域の未来に前向きに活かした取組かどうか

- ・ 外国人観光客対応のため外国人住民と連携した取組
- ・ 外国人住民を主役とした地域活性化の取組 など

③ 多くの人・団体の参画を促す仕組みがある取組かどうか

- ・ 地域の住民、団体、企業などを広く巻き込んだ取組
- ・ 地域の外国人コミュニティと連携した取組 など

④ 他の自治体がモデルとして参考にしやすい取組かどうか

- ・ 多くの地域が抱える課題に対応した取組
- ・ 従来の方法に工夫を加えることで事業効果を高めることに成功した取組
- ・ 既存の事業に多文化共生の要素を加えた取組
- ・ 予算や人員をかけずに工夫を凝らして行っている取組 など

⑤ 地域の実情などに合わせた創意工夫を凝らした取組かどうか

- ・ 外国人住民の散在地域ならではの工夫をした取組
- ・ 各地域のコミュニティの特性を活かした取組 など

(その他留意事項)

- ・ 次ページ以降の各事例の紹介においては、地方自治体の実施主体である場合を除き、当該実施主体の所在地を括弧書きで併記している。
- ・ 各事例の紹介中、外国人住民数及び人口に対する外国人住民の割合は、特に断りがない限り、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」に基づく2016年1月1日現在の数値である。

(1) コミュニケーション支援

①多言語・「やさしい日本語」による情報提供

- ◇ 弘前大学人文学部社会言語学研究室
減災のための「やさしい日本語」研究 …………… 23
- ◇ NPO法人 ふじみの国際交流センター
多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口 …………… 25
- ◇ 公益財団法人 横浜市国際交流協会
「外国人に伝える広げる多言語情報の作り方～原稿づくりから届ける
までのヒント集～」の作成…………… 27
- ◇ 横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局
三者通話による119番通報の多言語対応 …………… 29
- ◇ 大阪市立中央図書館
多文化サービス（外国語資料の提供・外国語に関する情報の提供） …… 31
- ◇ NPO法人 多言語センターFACIL
医療通訳システム構築事業 …………… 33

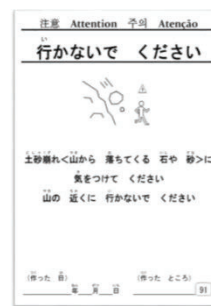
弘前大学人文学部社会言語学研究室（青森県弘前市） 減災のための「やさしい日本語」研究

◆キーワード

発信手段の工夫、長期継続的な取組、多様な主体との連携、情報伝達支援、「やさしい日本語」、防災・減災

◆取組の概要

日本人に比べ、日本語による災害情報や避難情報が伝わりにくい外国人は、災害発生時に情報弱者になりがちである。



弘前大学社会言語学

研究室では、阪神・淡路大震災以降、「やさしい日本語」（※）による情報提供について研究し、その成果を公表している。

※「やさしい日本語」とは：

「簡単な表現を用いる」、「文の構造を簡単にする」、「ふりがなをふる」などの工夫をすることで、普通の日本語よりも簡単で外国人にもわかりやすくした表現方法。比較的容易に作成できるため、迅速に情報を発信でき、母国語を問わず多くの外国人に伝達できる。

例：「直ちに避難して下さい」⇒「すぐ ^に逃げて ください」

◆取組の背景

阪神・淡路大震災では、日本人だけでなく多くの外国人も被災した。災害情報は盛んに発信されたが、日本語に不慣れな外国人には

十分に情報が伝わらなかった。確実に情報を伝えるためには母国語に翻訳することが有効であるが、近年では外国人住民の多国籍化により、全ての外国人の母国語に対応した多言語翻訳は困難であるとともに、翻訳対応には時間もかかるという課題がある。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 幅広い活用を促す取組

本研究室のホームページでは、「やさしい日本語」作成のためのガイドラインや、「やさしい日本語」について学ぶEラーニング教材の公開、「やさしい日本語」作成支援ソフトの無償配布などを行い、幅広い活用を促している。

○ 様々な主体の参加による研究の推進

本研究室では、病院やNPO法人、消防事務組合、地域のコミュニティ放送局、出版社等の様々な協力者と「やさしい日本語」研究会を立ち上げ、定期的に会合を開いて開発や改善を重ねている。

◆取組による成果

- ・ 東日本大震災時は、NPO法人多文化共生マネージャー協議会や仙台市国際交流協会の依頼で、「やさしい日本語」により外国人用災害情報を提供し、外国人支援を行った。
- ・ 「やさしい日本語」の代表的な研究機関である本研究室の取組により、防災パンフレットへの採用や施設での放送、緊急地震速報、ポスターや案内標識などの様々な場面で活用されている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

弘前大学人文学部社会言語学研究室 0172-36-2111

NPO法人 ふじみの国際交流センター（埼玉県ふじみ野市） 多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口

◆キーワード

日本人住民の参画、「支援する外国人」の参画、長期継続的な取組、多様な主体との連携、多言語対応、日本語学習支援、子どもの学習支援、相談窓口

◆取組の概要

NPO法人ふじみの国際交流センター代表の石井氏は、1997年より上福岡市（現ふじみ野市）に一軒家を借りて、約50人のスタッフと共に外国人支援の総合窓口を開設している。



その内容は、入国者への日本語指導、DV被害者への支援、多言語での生活情報の提供、外国人の子どもに対する学習指導・進路指導のほか、多言語での無料生活相談や、外国人住民と日本人住民の交流の場である「交流サロン」の開催等、幅広く外国人住民のニーズに対応している。2016年現在は、ふじみ野市、富士見市、三芳町から外国人生活相談窓口業務の委託を受けている。

◆取組の背景

石井氏は1988年から地域の外国人住民を対象とした日本語教室を公民館で行っていたが、一人住まいの外国人同士が交流する場所やDV被害者へのサポート体制、外国人の子どもたちが日本語の勉強

ができる拠点の必要性を感じ、1997年に地域の人に呼びかけ、ふじみの国際交流センターを開設した。2001年にはNPO法人となり、外国人の自立支援と多文化共生のまちづくりを目的に活動している。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国人相談の総合窓口

医療、就労、法律、家族、教育、言語、住居、生活など、外国人から様々な分野の相談を一括して受けつけており、地域の総合窓口となっている。年間600～700件ほどの相談がある。

○ 支援者としての外国人

活動には日本人のほか外国人もボランティアとして参画しており、外国人が受益者としてだけでなく、支援者として活躍する場となっている。それぞれの母国語で相談に乗ったり、自らの経験を踏まえてアドバイスするなど、外国人スタッフだからこそできる支援を行っている。

○ 様々な機関との連携

行政はもとより、警察、病院、学校等、様々な機関と連携することで、相談対応にとどまらず、包括的な支援が可能となっている。

◆取組による成果

- ・ 出身が同じ外国人で後から来日した人のためにボランティアをしたいという外国人や、地域に貢献したいという日本人の仲間を得ることができた。
- ・ 必要な事業を行政に訴え、委託を受けて協働することで、外国人住民に対する支援の必要性を行政が認識するようになった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 ふじみの国際交流センター 049-256-4290

公益財団法人 横浜市国際交流協会（神奈川県横浜市）

「外国人に伝える広げる多言語情報の作り方 ～原稿づくりから届けるまでのヒント集～」の作成

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

発信手段の工夫、外国人の視点の活用、多様な主体との連携、情報伝達支援、多言語対応

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人向けの多言語発信の必要性が増している中、公益財団法人横浜市国際交流協会では、公益財団法人かながわ国際交流財団、市内の国際交流ラウンジ有志、横浜市と協働で、外国人が理解しやすく活用しやすい多言語情報をどのように作り、



どのように届けるべきかについてのヒント集を2016年3月に作成し、公開した。

編集方針やレイアウト、デザイン、翻訳前の日本語原稿の書き方や工夫すべき点、完成後の情報発信の仕方などについて、多言語情報の作成者にとって役立つようなヒント（例. 見出しや重要な情報は文字の大きさや色を変えること、母国語だけでなく日本語も併記すること、擬人化されたイラストでなく実写に近いイラストを用いること）を紹介している。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人住民の増加により、自治体の窓口での多言語による情報提供の必要性が高まっているとともに、長期間在留する外国人の増加

により、教育や医療、介護などの分野でも外国人住民への対応が求められる場面が増えている。

日本人向けの情報をそのまま翻訳すれば外国人にも同じように伝わると思われがちだが、日本の制度や背景を十分知らない外国人にとっては、母国語になったとしても情報を理解するのが難しい場合がある。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 「現場の声」を活かしたヒント

ヒント集作成にあたっては、多言語情報の作成経験者や翻訳者等からの意見を聞くことにより、多言語情報の作成や翻訳の場面で実際に行われている工夫について、具体的に紹介している。

○ 外国人住民の声を反映

ヒント集には、あえて日本語の表記も記載することの有効性や、絵やイラストの重要性など、日本人の視点からは気付きにくい外国人特有の視点からのヒントも掲載している。

また、外国人住民が多言語翻訳による情報提供について日常生活で感じていることをコラム形式で紹介している。

◆取組による成果

- ・ ヒント集は学校や多文化共生支援団体、行政などの様々な機関へ配布され、活用されている。
- ・ 多言語情報作成者を対象に、外国人住民や翻訳者を交えて、多言語情報作成についてのアイデアの共有や意見交換を行う「多言語情報作成情報交換会」を開催（2016年6月、10月）し、ヒント集の活用を図った。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 横浜市国際交流協会 045-222-1173

横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局 三者通話による119番通報の多言語対応

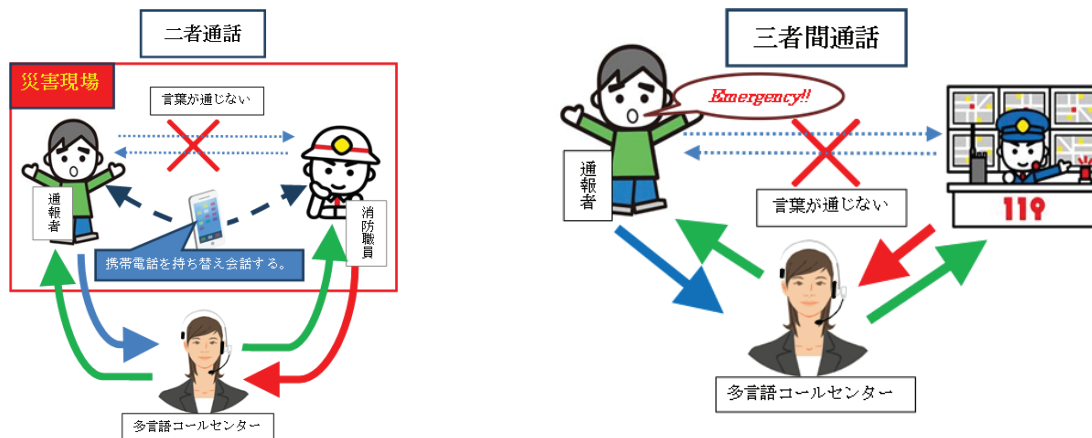
◆キーワード

外国人観光客への対応、情報伝達支援、多言語対応、防災・減災

◆取組の概要

横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局では、日本語が話せない外国人からの119番通報への対応や、災害・救急現場での円滑なコミュニケーションのため、多言語に対応する民間のコールセンターの通訳を介して三者通話を行うシステムを導入している。

5か国語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語）に24時間対応している。



◆取組の背景

外国人住民や外国人観光客の増加により、日本語の話せない外国人による119番通報や、災害・救急現場において外国人との会話が必要となる場面は増加している。

外国語での119番通報については、外国語の話せる職員による対応や、印刷物の配布、録音した音声による対応など、自治体によって様々な工夫がなされてきたが、柔軟な対応が難しいことや外国

人住民への周知などに課題があった。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 通報時の迅速かつ円滑な対応

日本語が話せない外国人からの通報があった場合は、通信指令員がコールセンターに接続し、通訳を交えた三者通話に切り替える。同時通訳により、迅速かつ円滑にコミュニケーションを図ることができ、外国人住民からの通報があった際に即座に対応できる。

○ 災害・救急現場における相互通訳

外国人観光客が現場で災害に巻き込まれ被害者となるケースなど、通報時だけでなく、災害・救急現場で日本語によるコミュニケーションが図れない場合にもコールセンターを活用し、迅速で適切な処理が可能になるという点で有用なツールである。

◆取組による成果

- ・ 外国人からの救急要請の現場で、通訳を介することで症状の詳細や連絡先等を聴取することができ、適切な医療機関へ速やかに搬送することができた。

(参考) 総務省消防庁では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、外国人からの119番通報時等において、電話通訳センターを介して、主要な言語において365日24時間、迅速かつ的確に対応するため、三者間同時通訳による多言語対応の推進を図って頂くよう各都道府県に通知した(2017年1月)。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

横浜市消防局 045-334-6789

大阪市消防局 06-6208-8181

堺市消防局 072-238-0119

大阪市立中央図書館

多文化サービス

(外国語資料の提供・外国語に関する情報の提供)

◆キーワード

日本人住民の参画、長期継続的な取組、多様な主体との連携、多言語対応、「やさしい日本語」、地域の多文化共生意識の涵養

◆取組の概要

大阪市立中央図書館では、外国語に関する資料や、外国人が日本を理解するための資料、母国語で読むことのできる資料などを所蔵している。外国資料コーナーでは、地域の外国人住民の傾向を踏まえ、英語や韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語など13言語の図書、雑誌等が利用できる。



また、図書館ホームページは日本語以外に、英語、中国語、韓国・朝鮮語、「やさしい日本語」にも対応している。

これら以外にも、ボランティアによる外国語図書の読み聞かせイベントなど、地域の多文化への理解を深める機会を提供している。

◆取組の背景

大阪市の外国人住民数は12万人を超え、市の全人口に占める割合も4.50%と政令指定都市の中で最も高い。

大阪市立中央図書館は、1996年のリニューアルの際に、日本語以

外を母国語とする外国人住民にとっては母国語に親しむ機会を、また日本人住民にとっては多文化に触れる機会をつくるため、外国に関する資料の提供を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 海外との連携による図書収集等の工夫

2010年にハンブルク市との間で図書館交流協定を締結。ハンブルク市中央図書館との間で図書交換を行い、寄贈図書コーナーを設けている。2013年には駐大阪・神戸米国領事館関西アメリカンセンターとの間でアメリカン・シェルフ・プロジェクトの覚書を締結し、アメリカの教科書やちらし、パンフレットを提供している。また、日本ドイツ文化センターや関西アメリカンセンター等とも共催し講演会等も行っている。

○ 多言語での子ども向け読み聞かせイベント

子ども向けの絵本の読み聞かせイベント「いろんなことばのおはなし会」を2012年より開催しており、2015年度は6回開催した。日本語版と外国語版のいずれもある絵本を選び、ボランティアの協力を得ながら、多言語での読み聞かせを行っている。

◆取組による成果

- ・ 英語、中国語、韓国・朝鮮語の書籍、特に小説、絵本、物語の貸出が多く、外国人住民が母国語に親しむ機会を創出できている。
- ・ 読み聞かせイベントは、日本人が親子で参加するケースも多く、日本人住民が異文化に触れる機会をつくることができている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

大阪市立中央図書館 06-6539-3300

NPO法人 多言語センターFACIL（兵庫県神戸市） 医療通訳システム構築事業

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

長期継続的な取組、多様な主体との連携、情報伝達支援、多言語対応、医療通訳

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人多言語センターFACIL（※）では、日本語の理解が不十分な外国人患者が安心して医療を受けられるようにするため、兵庫県や神戸市と連携して、医療通訳者を医療機関（協力病院）へ派遣する活動を行っている。



病院からの依頼でFACIL 県で開催している医療通訳研究会の様子
が医療通訳者を手配し、派遣の準備を行う。医療通訳者は受付から診察、検査、会計、薬の受け取り、次回診察の予約まで随行し通訳する。

※“FACIL”はラテン系の言葉で“容易な”の意味。また英語の facilityにも掛けている。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

医療分野においては、現場でのコミュニケーション不足によるトラブルは生死に関わる問題であるため、日本語の理解が不十分な外国人患者と医療従事者双方への通訳支援がとりわけ重要である。

しかし、通訳の手配や経済的負担は、通訳を必要とする外国人患者側が負うものとみなす考え方が未だあることや、費用面やプライバシーの取扱等の課題が多いこともあり、医療機関や行政が積極的

に医療通訳者を採用する状況にはなっていなかった。

多言語通訳・翻訳によるコミュニケーション支援を行っているFACILは、医療通訳の必要性を感じ、2003年より医療通訳システム構築に着手し、2005年から市内3病院で医療通訳派遣を開始した。当初、患者はFACILへ医療通訳派遣を依頼する必要があったが、2011年には病院の一部費用負担開始に伴い、患者が病院に依頼することが可能となった。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 医療機関への医療通訳の意義の啓発

FACILでは、医療機関向けに「医療通訳研修」を開催。講師に医療通訳制度を導入した病院の医療従事者等を招き、医療通訳の重要性やその意義について、医療機関へ啓発する機会を設けている。

○ 関係団体や自治体との協働

様々な活動団体や地縁組織、行政との協働を行ってきており、地域を巻き込むことを主眼において活動している。2016年9月から兵庫県庁で行っている医療通訳の制度化を目指す研究会では、医療通訳の必要性や人材・資金不足等の現状の問題点を県や医療従事者等と共有している。

◆取組による成果

- ・ 開始当初の2005年度は約30件の利用だったが、地域の外国人住民の間での認知度の向上や経費負担等の制度の整備に伴い、2015年度には県内6つの医療機関と協力し、依頼数は360件に上った。
- ・ 医療通訳を介すことで患者と医療従事者の意思疎通がスムーズになり、また、医師が通訳のしやすさを意識してわかりやすい説明を心がけるようになった等の変化があった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 多言語センターFACIL 078-736-3040

(1) コミュニケーション支援

②大人の日本語学習支援

- ◇ NPO法人 フィリピンナガイサ
BAYANIHAN ～みんなで地域をつくっていこう～ …… 37
- ◇ 公益財団法人 兵庫県国際交流協会
セーフティネットとしての日本語教室開設事業 …… 39
- ◇ 総社市人権・まちづくり課
地域参加型生活サポート日本語教育事業 …… 41

NPO法人 フィリピンナガイサ（静岡県浜松市） BAYANIHAN^(※) ～みんなで地域をつくっていこう～

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

日本人住民の参画、外国人主体の取組、長期継続的な取組、日本語学習支援

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

浜松市のNPO法人フィリピンナガイサ^(※)は、在住フィリピン人が日本社会で自立し、生活の幅を広げていけるよう、日本語初級レベルの在住フィリピン人を対象として日本語教室を開催している（文化庁「生活者としての外国人のための日本語教育事業」に採択）。



バヤニハン日本語教室での交通安全指導

また、地域に住む日本人も「おしゃべりボランティア」として参加しており、地域住民同士の交流の場にもなっている。

※ “BAYANIHAN” はタガログ語で“たすけあい”の意味。

※ “ナガイサ” はタガログ語で“ひとつになる”の意味。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

静岡県浜松市は、外国人住民数が2万人を超える外国人集住都市である。フィリピンナガイサは、浜松近郊のフィリピン人女性を中心となり、在住フィリピン人を主な対象とした生活支援や日本語学習支援を行うため、1994年に発足した（2012年よりNPO法人）。

現在は来日、滞在背景が多様化しており、日系人家族による滞在、呼び寄せの子どもも目立つ。滞在年数が長いフィリピン人女性が、

日本語初級レベルの在住フィリピン人を対象に日常生活に必要な情報提供と日本語を教える教室を開講している。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国人による外国人のための支援

日本人が運営する日本語教室が多い中、本事業は在住フィリピン人女性を中心として運営されているほか、講師もフィリピン人が務めている。また、在住年数が長いフィリピン人による新規来日したフィリピン人への世代間の支援という面もあり、支援する側として外国人が活躍している。

○ 実用性の高い学習テーマの設定

学習者は日本語初級者が多いため、病院の受診や買い物、警察や消防への通報、地域の葬祭など、身近な日常生活に関する学習テーマを設定している。

○ 地域の日本人住民との交流

地域の日本人住民が「おしゃべりボランティア」として参加し、学習者の隣に座り、日本語で話しかけ、学習の補助を行っている。フィリピン人が多く在住する地域の自治会の施設等で日本語教室を開講し、近隣住民同士の交流を促している。

◆取組による成果

- ・ 給与や税金に関する講義を行った結果、正しく納税ができた事例や、労働や保険に関する正しい知識に基づき転職できた事例など、外国人の生活支援につながった。
- ・ 日本語教室の開講場所の設定や参加者の募集においては、市の国際課や国際交流協会、自治会等から協力を得ており、地域ぐるみで連携し取組を行うことができた。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 フィリピノナガイサ 090-9175-8380

公益財団法人 兵庫県国際交流協会（兵庫県神戸市） セーフティネットとしての日本語教室開設事業

◆キーワード

日本人住民の参画、日本語学習支援、防災・減災、組織・人材づくり

◆取組の概要

地域における日本語教室及び各教室間のネットワークは、災害時に外国人住民の安否確認、情報収集・発信の拠点となるなど、セーフティネットとしての役割を果たしている。



公益財団法人兵庫県国際交流協会では、県内市町のうち日本語教室のない空白地域に対してその必要性を働きかけ、市町や各地の社会福祉協議会・国際交流協会と協働し、空白地域で初めての日本語教室を立ち上げる事業を2012年度より行った。

具体的には、「日本語学習支援ボランティア養成講座」の実施などにより新規の日本語教室の開設をサポートするとともに、開設後は教室の安定と発展のための支援を行った。

◆取組の背景

東日本大震災では、市役所も被災して行政が十分な対応ができない中、外国人の安否確認や支援ニーズの調査において、地域の外国人社会に通じ普段から顔の見える関係を築いていた日本語教室が力を発揮したことから、災害時のセーフティネットとして地域の日本

語教室が果たす役割が注目されている。また、日本語教室間の連携による県内広域のネットワークも重要である。

阪神・淡路大震災の被災経験がある兵庫県国際交流協会は、2012年時点において県内全29市12町のうち1市8町（※）において日本語教室がなかったため、県内市町全てに日本語教室を設置することを目的に取組を開始した。

※相生市、佐用町、市川町、太子町、福崎町、多可町、香美町、新温泉町、神河町

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 日本語教室空白地域での教室開設の支援

兵庫県国際交流協会は、空白地域において、市町が募集した日本語学習を支援するボランティアを対象に、「日本語学習支援ボランティア養成講座」を実施した。同講座には近隣地域の日本語教室の支援者と学習者を招き、支援者としての心構えや学習者の体験談を聞く機会を設け、新しく開設した地域でもすぐに地域間のつながりができるよう工夫した。

○ 継続した教室運営のための支援

兵庫県国際交流協会では、新しく開設された日本語教室が着実に運営されるため、「日本語教室運営強化事業」として各地の日本語教室の合同研修会やフォローアップ研修等を行った。

◆取組による成果

- ・ 2015年度には県内全市町において日本語教室が開設された。
- ・ 各地域でそれぞれ特色を活かした日本語学習支援や交流が行われ、その活動が地域に根付いている。
- ・ 合同ワークショップへの参加などにより、新規の日本語教室においても、他地域の既存の教室とのネットワークができている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 兵庫県国際交流協会 078-230-3261

総社市人権・まちづくり課 地域参加型生活サポート日本語教育事業

◆キーワード

日本人住民の参画、日本語学習支援、地域の多文化共生意識の涵養

◆取組の概要

岡山県総社市は、外国人住民を対象とした日本語教室開設事業や、日本語教育に携わる人材の育成を2010年度より行っている（文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業に採択）。



日本語教室の様子

「地域でつながる日本語教室」事業においては、日本語を指導する有資格者の日本語指導者と学習者である外国人住民に加えて、地域住民が外国人住民の日本語学習を支援する「日本語学習サポーター」としてボランティアで参加することにより、日本語教室を「地域住民同士がつながる場」として機能させている。

2015年度の日本語教室には、学習者として外国人住民91名、日本語学習サポーターとして17名が参加した。

◆取組の背景

総社市では、2008年のリーマン・ショック以降における外国人労働者の解雇増を受け、2009年より多文化共生施策の取組を始めた。外国人住民との「顔が見える関係づくり」を目指し、窓口での相談業務を行う中で、外国人住民から日本語教室の開講を望む声が多く聞かれたことから、日本語教育事業を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 地域住民同士の交流の場

地域住民が「日本語学習サポーター」として日本語教室に参加することで、日本語を学ぶ外国人住民が「生きた日本語」に触れる機会となるだけでなく、日本語学習支援を通じて「地域住民同士がつながる場」として日本語教室が機能し、地域における日本人住民と外国人住民の相互交流の促進、日本人住民の多文化共生への意識啓発・醸成につながっている。

○ 地域での日常生活に密着した学習内容

医療や救急、防災、買い物など、日常生活の場面に必要な日本語をロールプレイや実体験により学習したり、市役所内各部署や市内の医療機関等の団体と連携した講習・体験学習を行うことで、地域の行政情報・生活情報を提供する「生活サポートとしての日本語教育」を展開している。

◆取組による成果

- ・ 受講者に対するアンケート調査では、日本語能力の向上を実感している者が多く、全員が「日本語教室が楽しい」と回答しているほか、日本人住民と日本語で話す機会が増えたと回答する者も多かった。
- ・ 外国人住民の自立と社会参加を支援する役割を果たしており、地域住民が外国人支援を担っていく意識の醸成にも貢献している。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

総社市人権・まちづくり課 0866-92-8242

(2) 生活支援

① 居住

- ◇ NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター
すまいに関する外国人の相談窓口 45
- ◇ 公益財団法人 京都市国際交流協会、公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会
京都府支部
外国人のための住宅支援事業 47

NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター（神奈川県横浜市） 住まいに関する外国人の相談窓口

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

「支援する外国人」の参画、長期継続的な取組、多様な主体との連携、多言語対応、相談窓口

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人かながわ外国人すまいサポートセンターでは、県内に在住する、または在住を希望する外国人に対して、入居から退去までの各種の相談受付を2001年度より多言語で行っている（5言語）。



外国人に住居を仲介できる不動産業者の紹介や、入居後のトラブルに関する相談など、支援の内容は多岐にわたっており、2015年度は年間約1,000件の相談があった。

また、日本で住居を借りる際の基本的なルールや敷金・礼金などの用語を解説した「入居退去マニュアル」をはじめ、7種類の多言語マニュアルを作成し配布している。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人が日本で住居を借りる場合、敷金・礼金など、外国人には一般的ではない慣行があることや、外国人に住居を仲介する不動産業者が少ないこと、入居後に言語や習慣の違いから発生する大家や不動産業者とのトラブルや家賃の滞納など、多くの問題、課題について指摘されていた。また、複雑かつ深刻な問題を併せ持つ相談が多く持ち込まれ、様々な連携が必須となった。

神奈川県では、知事の諮問機関として設置された「外国籍県民かながわ会議」からの提言（2000年10月）を受け、行政と不動産業界、国際交流団体、民間団体等の連携により、かながわ外国人すまいサポートセンターを設立、2001年より多言語対応による相談業務を行っている。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 多様な相談に多言語で対応

相談窓口には外国人スタッフも配置し、英語やスペイン語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語の5言語で対応している。相談内容は住居に関する相談はもちろん、生活困窮による家賃の滞納や、近隣住民とのトラブルをはじめ様々な困窮課題について、行政、司法、関係団体などと連携し解決を目指す。

○ 「住まいサポート店制度」

外国人の入居を仲介する不動産店を「住まいサポート店」として神奈川県国際課に登録、トラブル対応や保証会社、通訳ボランティアの派遣、前記の各種マニュアルの優先配布など、連携・協力して対応する体制を整えている。

○ 他団体との連携

国際交流団体、外国人支援団体、困窮者支援団体、NPO法人、不動産業界団体等と協働し、相談会や講演、研修を行っている。

◆取組による成果

- ・外国人の受入れに前向きな「住まいサポート店」とのネットワークが拡大しており、外国人が入居しやすい環境づくり、困窮を抱える外国人などへの支援体制を整えることができた。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 045-228-1752

公益財団法人 京都市国際交流協会、公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会京都府支部（京都府京都市） 外国人のための住宅支援事業

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

多言語対応、留学生支援、長期継続的な取組

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人京都市国際交流協会と公益財団法人日本賃貸住宅管理協会京都府支部では、外国人のための賃貸住宅検索サイト「外国人のためのお部屋情報 HOUSE navi」



(<https://housenavi-jpm.com/>) を共同運営している。

「HOUSE navi」においては、外国人向けの物件について多言語で検索できるほか、多言語対応が可能な不動産会社を紹介している。

また、日本で住居を探す際に必要となる基本的な知識や役立つ情報などもサイト上で公開している。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

京都市内には多くの大学があることから、外国人留学生が多く在住している。また、2014年3月に改訂した「京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちを目指して～」において、留学生の誘致や市民との交流促進、卒業後の就職支援が重要な施策として掲げられるなど、留学生は今後ますます増加することが見込まれている。

このような中、京都市国際交流協会では、物件の情報を外国人向けに多言語化して検索できるようにしたサイト「HOUSE navi」を 1996

年11月より運営しており、留学生をはじめとする外国人の住宅確保の課題に取り組んできた。「HOUSE navi」における物件情報の更新や対応を向上するため、2013年5月からは日本賃貸住宅管理協会京都府支部と共同で運営している。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 多言語に対応した物件の検索

「HOUSE navi」は、日本語のほか、英語、中国語、韓国・朝鮮語での閲覧や物件の検索ができる。

○ 多言語対応が可能な不動産業者の紹介

京都市内では、英語のほか中国語や韓国語にも対応する不動産業者が増加してきたことから、「HOUSE navi」においては、物件の検索機能だけでなく、母国語での相談が可能な不動産業者の一覧も掲載している。

○ 住居についての様々な情報提供

「HOUSE navi」では、「賃貸Q & A」として、「お部屋探しヒント集」や、契約条件や用語等を解説した「不動産賃貸借マニュアル」、留学生向けの住宅支援制度の解説などを日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語で掲載するなど、外国人が住居を確保するのに必要な情報を多言語で提供している。

◆取組による成果

- ・ サービスの開始から20年が経過し、留学生をはじめとする外国人の円滑な入居に長く役立てられている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 京都市国際交流協会 075-752-3010

公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会京都府支部 075-211-4774

○ コラム「賃貸住宅管理業界による居住支援」

全国の賃貸住宅管理会社が加盟する日本賃貸住宅管理協会では、2000年に外国人入居促進研究会（現あんしん居住研究会国際交流部会）を設置して以来、外国人の住環境の改善を目指して様々な取組を行ってきた。

「外国人入居支援BOOK」の作成（2002年）や「外国人居住安定化のためのガイドライン」の策定（2003年）を皮切りに、外国人の賃貸住宅探しのためのウェブサイト「ウェルカム賃貸」の立ち上げ（2007年）、6言語による「部屋探しのガイドブック」と「外国人の住まい方ガイド（DVD）」の制作（2009年）などを行っている。

近年では、外国人留学生の不動産会社でのインターンシップに力を入れているほか、「部屋探しのガイドブック」のベトナム語版とネパール語版を今年度末に発行する予定である。

(2) 生活支援

②教育

- ◇ 外国人の子ども・サポートの会
外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート …… 51
- ◇ NPO法人 NO BORDERS
外国人の子ども預かり支援 …… 53
- ◇ 公益財団法人 横浜市国際交流協会
横浜市南区・外国人中学生学習支援教室パン提供プロジェクト …… 55
- ◇ 公益財団法人 とやま国際センター
外国籍子どもサポートプロジェクト …… 57
- ◇ Wide International Support in Hamamatsu (WISH)
外国籍児童就学前学校体験教室「ぴよぴよクラス」及び就学後教育支援 … 59
- ◇ 浜松市国際課、静岡県多文化共生課
外国人の子どもの不就学に対する取組 …… 61
- ◇ NPO法人 シェイクハンズ
外国籍親子の放課後の居場所づくり・にじいろ寺子屋 …… 63
- ◇ 愛知県多文化共生推進室
外国人幼児向け日本語学習教材等の作成 …… 65
- ◇ 津市人権教育課
初期日本語教室「きずな」「移動きずな」「日本語指導ボランティア養成講座」 …… 67
- ◇ Minami こども教室実行委員会
Minami こども教室 …… 69

外国人の子ども・サポートの会（宮城県仙台市）

外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

日本人住民の参画、「支援する外国人」の参画、長期継続的な取組、外国人保護者の参加、多様な主体との連携、子どもの学習支援、居場所づくり

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

ボランティア団体「外国人の子ども・サポートの会」では、公共施設のフリースペースを主な会場として、放課後や週末に外国人の子どもに日本語・教科学習の1対1のサポートを2005年より行っている。



サポーターはボランティアとして募集しており、学生や社会人など多様な立場の人が活動している。サポーターを対象とした勉強会や研修会を実施しているほか、他の団体と連携し、新しい教材や具体的なサポートの方法について情報交換をしている。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

宮城県は外国人人口約1.7万人、人口に対する比率は約0.8%と、全国的に見ても外国人住民の占める割合は比較的少数である。また、仙台市に在住する外国人は多いものの一極集中とまではいえず、県内に散在しているとともに、散在地域では外国人住民の抱える課題は地域の課題として顕在化しにくいいため、支援を受けにくい傾向がある。

特に、外国人の子どもは、言葉の壁によりコミュニケーションがうまく取れなかったり、学校での教科学習に支障をきたすことがあり、支援を必要としているケースがある。

そこで、子どもたちそれぞれが抱える問題を1対1でサポートし、また子どもたちの居場所を作るため、活動に着手した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 保護者との面談によるオーダーメイド型サポート

支援の開始にあたって、まず保護者を交えた面談を行い、家庭での様子や日本語・教科の理解度を把握し、一人一人の能力とニーズを見極めて個別のメニューを作成している。

○ 教育機関や各種団体との連携

日本語・教科学習については、学校の先生と情報を共有しながらより効果的にサポートしている。来日直後の教育委員会や転入校への随行や、市民団体や国際交流協会、大学等との連携による進学支援も行い、継続的な支援を行っている。

○ 子どもたちの居場所づくり

同じ場所で複数の子どものサポートを行うことから、同じ立場の子どもたちが出会い、交友関係を築く場所になっている。定期的に交流会を開催し、居場所づくりも行っている。

◆取組による成果

- ・ これまで多くの外国人の子どもたちが進学という目標を達成した（高校30人、大学7人、専門学校4人（2016年3月末現在））。
- ・ 取組を開始して12年が経過し、大学進学を果たした外国人生徒が後輩の支援に回るといった良い循環も見られ、世代間のサポートが根付いてきている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人の子ども・サポートの会 090-2793-8899

NPO法人 NO BORDERS（群馬県太田市） 外国人の子どもの学習支援

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

日本人住民の参画、第2世代による取組、子どもの学習支援、居場所づくり、地域の多文化共生意識の涵養

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

日系ブラジル人有志によって設立されたNPO法人NO BORDERSは、群馬県太田市や隣接する大泉町を拠点とし、言葉の壁などで学校になじめずにいる外国人の子どもたちの自立支援のため、日本語・教科学習の補助を行っている。



具体的な活動内容としては、放課後に勉強の補助や宿題の手伝い、翌日の学校の準備、ポルトガル語や英語、日本語の学習やレクリエーション等である。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

太田市や大泉町が位置する群馬県東部は、製造業が盛んで様々な工場が集まっており、ブラジル出身者をはじめとした外国人住民が多い地域である。中でも、大泉町は4万人あまりの住民のうち約6,700人、およそ16%が外国人住民と、全国でも屈指の外国人集住地域である。

保護者が共働きの場合、子どもたちが放課後に過ごす場所がないことが問題となっていた。また、言葉の壁により保護者と学校との間の意思疎通がうまくいかず、子どもの学習支援が家庭内で十分で

きないことから、学校になじめない子どもが生じていた。

このため、子どもたちへの支援の必要性を感じた日系ブラジル人が、地域の日系ブラジル人コミュニティに呼びかけて2016年にNPO法人を設立し、支援を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 日系人による日系人の子どものための支援

日本で生まれ育った日系ブラジル人の青年が中心となって約40人の小学生を支援している。日本語だけでなくポルトガル語を用いた交流や、自らの経験を踏まえて子どもたちに寄り添った支援など、日系人ならではの支援ができています。

○ 子どもたちが地域交流に参加

教室内での学習にとどまらず、町内の高齢者施設への訪問や夏祭りへの参加も行っており、外国人の子どもたちが地域住民と交流を深めるなど、地域社会との交流の機会を多数設けている。

○ 大学生ボランティアスタッフの受け入れ

現役大学生を受け入れ、ボランティアスタッフとして外国人の子どもたちの支援の参加体験を行うことを通じ、多文化共生に関わる意識や国際理解の推進につなげている。

◆取組による成果

- ・ 日本語が得意でなく、子どもの宿題を手伝えずに困っていた家庭や、言葉の壁から学校生活になじめない子どもを抱える家庭にとって非常に重要な取組となっている。
- ・ 子どもたちが支援を受けるだけでなくコミュニティの一員として地域の活動に参加する機会を設けており、地域における多文化共生への理解の促進に貢献している。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 NO BORDERS 0276-55-1553

公益財団法人 横浜市国際交流協会（神奈川県横浜市） 横浜市南区・外国人中学生学習支援教室パン提供 プロジェクト

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

日本人住民の参画、子どもの学習支援、居場所づくり

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 横浜市国際交流協会が運営する「みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ」では、横浜市南区内の外国人の中学生を対象に、「南区・外国人中学生学習支援教室」を2012年度から行い、中国、フィリピンの生徒約40人の学習支援を行っている。



「南区・外国人中学生学習支援教室」の様子

参加する子どもたちの中には、経済的に厳しい環境にあると思われる子どももいたことから、趣旨に賛同する近隣のパン屋の協力を得て、2016年2月より、毎週火曜日の教室終了後に参加した子どもたちとパンを一緒に食べる取組を始めた。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

南区・外国人中学生学習支援教室では、毎年夏休みに、教室に参加している生徒とボランティア支援者の交流会を行っており、一緒にホットドッグ等を作っている。ホットドッグが余った際には生徒が持ち帰るが、家族のために一人で多くのホットドッグを持ち帰る生徒が散見され、経済的に厳しい環境にある子どもが少なくないこ

とが分かってきた。

そこで、近年各地で取り組まれている「子ども食堂」にヒントを得て本取組を始めた。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 食の支援や居場所としての機能

週に1回ではあるが学習支援教室において食事を提供する機会を設けることで、従来の役割である学習の支援に加え、食の支援や居場所づくりとしての役割も果たすことができている。

○ 地域との協力

スタッフや会場、食材といった面で地域の様々な力に支えられている「子ども食堂」の例と同様に、本取組においても、趣旨に賛同した近隣のパン屋から余剰のパンの提供を受けている。

○ 子どもたちと関係者の交流

教室終了後、ボランティア支援者や事務局と子どもたちがパンを食べながら交流する時間が生まれた。

◆取組による成果

- ・ 週1回のパンの提供を通じ、「学習支援教室は参加生徒を歓迎している」というメッセージの発信になっており、これまで余り出席しなかった生徒が参加するようになり、全体として出席率が上がった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 横浜市国際交流協会 045-222-1171

公益財団法人 とやま国際センター（富山県富山市） 外国籍子どもサポートプロジェクト

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

日本人住民の参画、多様な主体との連携、子どもの学習支援、居場所づくり

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人とやま国際センターは、富山県射水市において外国人の子どもたちを総合的に支援するための「多文化こどもサポートセンター」（以下、「サポートセンター」という。）の開設・運営に向け、「外国籍子どもサポートプロジェクト」を2007年度より3年計画で実施した。



サポートセンターでの絵本の読み聞かせ

2007年8月より「射水多文化共生推進会議」を開催して検討を重ね、プロジェクトの三つの柱である、支援人材育成のための「多文化共生サポーター養成講座」（2007年10月）、「多文化こども交流会」（2007年11月）、「射水市多文化共生実態調査」（2008年2月）を行った。

2008年6月にはサポートセンターをオープンし、上記養成講座の修了生を中心とするサポーターの協力により、学校の宿題の補助や遊びなどを行っている。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

富山県射水市は、ロシアとの定期航路を持つ富山新港を抱え、口

シア向けの中古自動車販売をビジネスとするパキスタン住民が多く在住している。とやま国際センターでは、外国人の子どもたちの居場所づくりを最終的な目的としたプロジェクトに着手した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 多様な構成員によるプロジェクトの推進

本プロジェクトの開始にあたり、とやま国際センターを中心に、富山県、富山県教育委員会、射水市、射水市教育委員会、富山大学、射水市民国際交流協会などのほか、地域住民（日本人、外国人）もメンバーに加わった。

○ 実態調査による現況やニーズの把握

当時の外国人登録法では、正確な外国人の子どもたちの就学率を出すことができなかつたため、射水市や射水市教育委員会と協働し、射水市の外国人登録を元に戸別訪問することで正確な就学率（小学校 94.4%・中学校 82.6%）を把握した。

また、新設するサポートセンターの検討にあたり、外国人の子ども等を対象として、学校で困っていることやサポートセンターで実施してほしいことについてアンケート調査を行い、その結果をサポートセンターの開設場所や活動内容に活かした。

◆取組による成果

- ・ 2008年6月にオープンしたサポートセンターは、2010年度より射水市が運営しており、外国人の子どもたちの学習や遊びの場として定着している。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 とやま国際センター 076-444-2500

Wide International Support in Hamamatsu (WISH) (静岡県浜松市) 外国籍児童就学前学校体験教室「ぴよぴよクラス」 及び就学後教育支援

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

大学生による取組、長期継続的な取組、外国人保護者の参加、子どもの学習支援、就学前の子どもへの支援

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

WISHは2012年に設立された地元の大学生30名以上が参加する大学生団体である。

公立小学校に入学前の外国人の子どもたちを対象とし、入学予定の小学校において、登下校、給食、あいさつ、ひらがなや歌、工作などを学び、学校生活を疑似体験する「ぴよぴよクラス」を、2012年から



「ぴよぴよクラス」の様子

WISHが主体となって開催している。2015年度は18名の外国人の子どもが参加した。

また、入学後の1年生児童に対する学習支援として、WISHメンバーが大学の授業の合間を活用し、小学校の授業に参加し指導補助を行う「スーパーアシスタントティーチャー（通称SAT）」の取組も行っている。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

言語や習慣・文化の違いや日本語能力が原因で、日本人との相互理解が進まない外国人住民が多数いる。このため、保護者の中には、学校への偏見や先入観から、子どもを入学させることへの不安が募っていたり、小学校入学後に子どもが学校生活になじめないといっ

た理由で不就学、不登校に陥ってしまうなどの問題が生じていた。

そこで、子どもや保護者の抱える不安を解消するため、浜松国際交流協会が大学生ボランティアの協力を得て2004年より「ぴよぴよクラス」を開講した。その後、徐々に大学生による主体的な取組へとシフトしていき、2012年にWISHが設立され活動を引き継いでいる。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 小学校との連携

単に児童が学校生活を体験するだけでなく、「ぴよぴよクラス」での児童の様子を入学予定の小学校の先生に伝えることで、入学後の指導に活かすことができている。

また、「スーパーアシスタントティーチャー (SAT)」では、小学校側の要望に応えつつ、クラス担任の教員と協力しながら児童のサポートを行っている。これにより、外国籍児童の生活状況の支援もでき、日本人児童のサポートもできるという効果がある。

○ 保護者の就学への意識啓発

「ぴよぴよクラス」開講の1ヶ月ほど前に、WISHメンバーが児童宅を訪問し、アレルギーの有無や食の嗜好、日本語能力を問うとともに、保護者ともコミュニケーションを取っている。クラスの状況は保護者にも共有するとともに、クラス最終日の児童の学習発表会には保護者も招待し、就学の重要性を啓発している。

◆取組による成果

- ・ 本取組は10年以上継続されており、児童と保護者の不安の解消に貢献している。
- ・ 本取組においては、学生が外国人住民を巡る課題に積極的に関わっており、学生の創意工夫や社会意識の醸成につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

WISH <https://www.facebook.com/wish.hamamatsu/>

浜松市国際課、静岡県多文化共生課 外国人の子どもへの不就学に対する取組

◆キーワード

外国人保護者の参加、多様な主体との連携、不就学の子どもへの支援

◆取組の概要

浜松市は、外国人の子どもへの就学促進のため、2011年度に静岡県や在浜松ブラジル総領事館、地元自治会、警察などの関係機関からなる「浜松多文化共生事業実行委員会」を組織し、「外国人の子どもへの不就学ゼロ作戦」事業を開始した。2013年度には、就学状況の確認を基に、相談や情報提供、学習支援などにより外国人の子どもへの不就学を無くす「浜松モデル」を確立した。



バイリンガル相談員による家庭訪問
(浜松市)

また、静岡県では、浜松市以外の県内市町に住民登録のある外国人の就学状況の調査を2013年度から実施しており、調査結果を踏まえて、市町・市町教育委員会に対し、子どもの継続的な進路状況の把握と不就学の子どもへの就学指導を促している。

◆取組の背景

外国人に対しては就学の義務が課されていないことや、居住状況が正確に把握できていなかったことなどにより、不就学の子どもを就学に結びつけることは困難であった。

そこで、浜松市は、外国人の子どもへの就学状況の継続的な把握と不就学の解消、不就学を生まない仕組みの構築のため、2011年度に

本取組に着手した。

また、静岡県では、県内在住の外国人の子どもの不就学の解消を図る施策の基礎資料とするため、2013年度より就学状況の調査を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 「浜松モデル」の確立（浜松市）

「浜松モデル」は、①転入時の就学案内、②就学状況の継続的な把握、③不就学の子どもや家庭に対するきめ細かな支援、④就学後の定着支援の4つから成り立っており、市教育委員会や外国人学校等と協力し、不就学を生まない仕組みとして構築した。

○ 就学状況の全数調査を継続して実施（静岡県）

浜松市を除く県内市町の協力を得て、住民登録がある小学校1年生から中学校3年生までの年齢の全ての子どもを対象に、2013年度以降、毎年度継続して調査を行っている。新たに就学年齢に達した者及び転入者の名簿を就学者の名簿と照合することで新規の不就学者を把握しているほか、前年度調査時の不就学の子どものフォローアップ調査も行っている。

◆取組による成果

- ・ 浜松市では、事業開始3年目の2013年9月に外国人の子どもの不就学ゼロの状態を達成。以降も年6回の実態調査を継続し、不就学が判明した場合は速やかに就学支援を行う体制ができている。
- ・ 静岡県では、県内の外国人の子どもの就学状態を継続的に把握できており、各市町において個々に応じた就学支援を行っている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

浜松市国際課 053-457-2359

静岡県多文化共生課 054-221-3310

NPO法人 シェイクハンズ（愛知県犬山市）

外国籍親子の放課後の居場所づくり・にじいろ寺子屋

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

日本人住民の参画、外国人保護者の参加、多様な主体との連携、子どもへの学習支援、就学前の子どもへの支援、居場所づくり

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

シェイクハンズは、2007年より外国人の親子の放課後の居場所づくりに地域団体と協力して取り組んでいる（2009年にNPO法人化）。



毎週木曜日の放課後には、外国人の小学生を対象に、教科学習や日本語指導、集団遊び等を行っている。毎週日曜日には、親子を対象とした日本語学習支援や文化体験などを行っている。2016年6月現在、小学生22名、保護者12名が参加。

また、5歳から16歳までの幅広い子どもたちを対象とした日本語・教科学習等の場として「にじいろ寺子屋」を週5回開催しており、2016年6月現在、46人が参加している。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

愛知県犬山市やその周辺地域は外国人が散在する地域であり、当時、外国人住民に対する行政としての施策は少なく、特に子どもに特化した日本語教室がない状況であった。

日本語の話せない子どもは学校や地域で孤立しやすく、また母国

語も十分に話せないために保護者とのコミュニケーションにも支障をきたすケースもあった。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 総合的な子育て支援

シェイクハンズでは、日本語・教科学習の補助だけでなく、「にじいろ寺子屋」において、日本語能力試験の受験指導や未就学児童を対象としたプレスクール（※）を実施するなど、様々な体験の場やボランティアの場を設けている。また、学生から高齢者まで地域住民が様々な形で支援者として参加しており、地域全体で外国人の子育て支援を担っている。

※プレスクール：

日本の小学校へ入学を予定している子どもに対し、日本の学校文化や習慣等に慣れることを目的として、小学校での生活の体験等を行う取組。

○ 関連機関との情報共有

地域内の小中学校と情報共有に努め、外国人の担当教諭などと協力するとともに、周辺自治体（犬山市・江南市・扶桑町・大口町）とも情報共有のうえ協働している。

◆取組による成果

- ・ 外国人の子どもが様々な体験に触れることで意欲的に学習するようになり、中学校での宿題の提出率の向上や、日本語能力試験を受験した28名全員合格、中学校3年生の生徒の高校進学100%（2016年度）などの成果があった。
- ・ 他団体との連携や地域のコミュニティ行事への参加を通じ、外国人の地域社会への参加の推進や地域における多文化共生の意識向上につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 シェイクハンズ 0568-61-0971

愛知県多文化共生推進室

外国人幼児向け日本語学習教材等の作成

◆キーワード

発信手段の工夫、外国人保護者の参加、多言語対応、「やさしい日本語」、就学前の子どもへの支援

◆取組の概要

愛知県では、小学校入学前の外国人の子どもが、入学した学校で戸惑うことなく学校生活に早期に適応できるよう、初期の日本語指導及び学校生活指導を行うプレスクールの普及を2006年度から進めている。

2015年度には、日本の学校生活をわかりやすく説明した幼児向け教材「たのしい1ねんせい」と、保護者向け啓発冊子「～1年生になるまえに～小学校入学への手引」を作成し、教育委員会等を通じて、就学时健康診断等の際に外国人の子どもがいる家庭に配布した。これらの冊子は、県のホームページからもダウンロードでき、プレスクールの教材等として活用されている。



○外国人幼児向け日本語学習教材等紹介ページ（愛知県多文化共生推進室）

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/purekyouzai.html>

◆取組の背景

2006年度以降、県内の4市でモデル的にプレスクールを実施し、

そこで得られた教材やノウハウを普及させるため、2009年度に「プレスクール実施マニュアル」をまとめた（全国初）。その後、毎年度プレススクールの普及に向けた説明会を開催し、実施市町村は15市町まで増加した（2015年度）。

この事業を更に充実させるため、2015年度にはプレススクール等に活用できる幼児向けの日本語学習教材及び保護者向けの啓発冊子を作成した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○「たのしい1ねんせい」の内容の工夫

学校生活で必要となるあいさつや数字の読み方、日常生活に関する基本的な単語など、小学校入学にあたって覚えておくことが望ましい日本語を、ひらがなと5か国語で表記した。

また、学校生活を楽しみにして迎えられるよう、学校の日や行事を紹介した。なお、日本語に馴染みがない家庭でも言葉絵本として活用し、学校生活について親子で話をするきっかけとなるよう、イラストを多用している。

○「～1年生になるまえに～小学校入学への手引」の内容の工夫

保護者が知っておくことが望ましい日本の学校行事や学校生活での注意事項を、「やさしい日本語」（ふりがな付）と5か国語で表記した。国ごとに文化が異なるため、保護者が日本の学校について理解し、学校とよい関係を築くために必要な内容を記した。

◆取組による成果

- ・外国人の子どもを支援しているNPO法人や学校で広く活用され、現場の教員等から高い評価を得ている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

愛知県多文化共生推進室 052-954-6138

津市人権教育課

初期日本語教室「きずな」「移動きずな」「日本語指導ボランティア養成講座」

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

日本人住民の参画、多様な主体との連携、子どもの学習支援、組織・人材づくり

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

三重県津市では、2012年度に日常生活に必要な日本語や日本の学校の習慣等を学ぶ「きずな」を開室、2013年度より「きずな」教室に通えない生徒のために在籍校で同じカリキュラムを受けられる「移動きずな」を実施している。これまでに68名が卒業し、2016年8月現在は11名が在室。



「きずな」教室の様子

指導は市教育委員会職員とボランティアが行っており、公募したボランティアに対しては、国際交流協会や日本語教室、公民館との共催により毎月2回「日本語指導ボランティア養成講座」を実施している。修了認定を受けた57名が「きずな」教室等で活躍している。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

津市は、外国人住民数が市人口の約2.6%を占める外国人集住都市である。

2011年5月に行った調査において、津市立小中学校に318名の日本語指導が必要な児童生徒がいることが判明し、その指導は各学校

や担当職員に任されていた。日本語で行われる授業を理解できないまま過ごしている生徒もいることから、統一した基準に基づく日本語指導の必要性を感じ、2011年度より市立の小中学校における日本語指導体制の構築に着手した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 各学校での日本語指導体制の整備

2011年度はすべての学校に日本語教育担当を置き、日本語指導体制を構築するとともに、文部科学省の日本語指導カリキュラムを基軸とした日本語教育担当者研修を実施した。

また、日本語指導が必要かどうかの判断基準「津市版日本語能力把握スケール」を作成し、各学校ではスケールをもとに個々の能力に応じた支援をどのように行うかを話し合うための「日本語能力判定会議」を開催している。

○ 「きずな」教室で使用する指導案の作成

「きずな」教室の開室にあたり、誰が指導しても日本語指導が着実に積み上がるように、1時間の指導で使用する教材と指導案が一緒に入った津市独自の指導用パックを2012年度に作成し、活用している。

◆取組による成果

- ・ 外国人生徒の高校進学率は2006年度の56%に対し、2015年度は92%となった。
- ・ 日本語指導ボランティアは開室当初の3名から62名まで増加（2016年度現在）。参加したボランティアに外国人支援の意識が芽生えており、地域の多文化共生の啓発にもつながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

津市人権教育課 059-229-3249

Minami こども教室実行委員会（大阪府大阪市）

Minami こども教室

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

日本人住民の参画、外国人保護者の参加、子どもの学習支援、居場所づくり

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

夜間学習支援教室「Minami こども教室」は2013年9月から始まり、教室の所在する大阪府中央区内から、毎回、30数人の外国にルーツを持つ子どもたちが参加している。



学習はボランティアによるマンツーマンで行われ、学校の宿題の補助や日本語の基礎的な学習のほか、独自の日本語力向上プログラムに取り組んでいる。

学習終了後は、夜間であることからボランティアが自宅まで送り届けており、その際に見えてくる子どもたちの生活背景などから、必要なソーシャルワークに取り組むのも大事な活動である。

通常の学習のほか、絵本の読み聞かせ、野外活動を通じた体験学習、ダンス、料理、レクリエーションなどの交流も行っている。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

大阪府は人口に占める外国人住民の割合が約4.5%と政令指定都市の中で最も高い。大阪府の繁華街ミナミにある大阪府立南小学校には、10か国を超える国籍やルーツの様々な子どもたちが通い、全校児童の約4割を占める。中には日本語での学習に困難を抱えたり、

ひとり親で夜間に就労し、その間は子どもだけで過ごす家庭も少なくない。

このような状況の中、南小学校から相談を受けたNPO法人関西国際交流団体協議会（国際交流団体のネットワーク組織）を中心として、外国人支援団体や大学、日本語教育を担当していた元教員などが実行委員会を2013年5月に結成し、教室活動が始まった。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ ボランティアの募集と育成

教室で子どもの指導を行うボランティアは、学生や社会人など様々である。新規のボランティアには、外国人の子どもが抱える課題や指導に必要なことなどについて説明会や定期的な研修会を実施し、教室の役割やねらいを理解してもらっている。

○ 日本語指導の工夫

日本語学習には、市販のドリルや教員経験者が独自に作成した教材を用いている。2016年度からは本読みを通じた日本語学習「Minami Fun time」に取り組んでいる。

○ 家庭環境に応じた支援

保護者への聞き取りから、母語や日本語の理解度、来日履歴等を把握し、子どもや家庭の状況に応じた支援を行っている。

◆取組による成果

- ・ 参加する子どもの学習意欲の向上、子どもたちの語りを通して、援助の必要性がわかることによって、公的支援と結びついた。
- ・ 外国人家庭の地域での孤立を防ぎ、地元の住民組織や地域社会との連携が緊密にできるようになった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

Minami こども教室実行委員会事務局 06-6222-1192

○ コラム「企業と連携した子どもの日本語学習支援」

愛知県の小中高等学校には、2014年5月現在、全国で最も多い10,375人の外国人児童生徒が在籍しており、そのうち日本語指導が必要な児童生徒も6,373人と全国最多で、全国の約22%を占めている。

こうした子どもたちを支援するため、2008年度に地元経済界や企業等と協力して「日本語学習支援基金」を造成し、地域の日本語教室等を支援することにより、地域社会全体で外国人の子どもたちの日本語習得促進と、地域での居場所づくりを進めている。

当初、基金は2015年度末までとしていたが、基金を再造成し、2016年度から5年間、引き続き外国人の子どもたちの日本語教育を支える体制づくりを継続していくこととした。

(2) 生活支援

③労働環境

- ◇ 公益財団法人 横浜市福祉事業経営者会
外国人向け介護職員初任者研修及び就業支援事業 …………… 73
- ◇ 浜松市国際課
「COLORS」による外国にルーツを持つ若者への支援事業 …………… 75
- ◇ 一般財団法人 グローバル人財サポート浜松
介護職員初任者研修 …………… 77
- ◇ はさき漁業協同組合、神栖市国際交流協会
地域における技能実習制度への新たな関わり …………… 79

公益財団法人 横浜市福祉事業経営者会（神奈川県横浜市） 外国人向け介護職員初任者研修及び就業支援事業

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

就労支援、介護、「支援する外国人」の参画

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人横浜市福祉事業経営者会では、神奈川県の外国人住民を対象とした「介護職員初任者研修」を2009年度より行っており、研修後は、介護サービス事業所との相談会や面接会の開催などによるきめ細やかな就職支援を行っている。



就職後は定期的に職場を訪問し、職場定着支援を行っているほか、介護サービス事業所を対象とした外国人の雇用についてのセミナーも開催している。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人の就職環境においては、言葉の壁によるコミュニケーションの問題や採用する企業側の理解の問題など、様々な課題が指摘されている。

横浜市福祉事業経営者会では、外国人住民の就職を支援するため、就業コーディネーターを配置して、2009年度より職業紹介事業を開設。神奈川県や県内市町村をはじめとする様々な団体からの委託業務として、研修や就職支援、定着支援を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 介護職員初任者研修の工夫

研修においては、横浜市福祉事業経営者会で作成した日本語テキストを使用し、日本語の補講を多く取り入れることで、介護分野で働く意欲のある外国人住民について、日本語能力を問わず広く対象としている。

○ きめ細かな就職支援

外国人の雇用を考えている介護サービス事業所が出展し、来場した外国人と個別面談を行う「外国人等の就職相談会・面接会」を開催するなど、研修終了後にもきめ細かい就職支援を行っている。

○ 介護サービス事業所側の理解を促すための取組

介護人材として外国人の雇用を考えている介護サービス事業所の採用担当者等を対象に、外国人の雇用について必要な基本的知識を学ぶためのセミナーを開催することで、事業所側の外国人への理解を深めている。

◆取組による成果

- ・ 2015年度は、支援した外国人83名が就職した。これまで約450名の外国人が就職しており（2015年度末時点）、地域の外国人の就業支援につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 横浜市福祉事業経営者会 045-840-5815
045-846-4649

浜松市国際課

「COLORS」による外国にルーツを持つ若者への支援事業

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

大学生による取組、第2世代による取組、就労支援

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

COLORSとは、Communicate with Others to Learn Other Roots and Storiesの略で、第2世代の大学生らが設立・運営をしている団体である。浜松市が公益財団法人浜松国際交流協会へ委託した事業のうち、COLORSが実施主体となり、以下の2事業を行っている。



「出張 COLORS」の様子

まず、「出張 COLORS」では、COLORSメンバーが市内定時制高校へ出向き、外国にルーツを持つ生徒を対象にゲームや座談会を行い、日本での生活や将来について考える機会を作っている。2015年度は3回実施し、延べ78人が参加した。

また、既に就職して社会で活躍している第2世代を招き、座談会等を行う「外国時にルーツを持つ若者による若者のための就職セミナー」を実施し、2015年度は18人の参加があった。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

静岡県浜松市は外国人集住都市であり、長期間在留する外国人住民の増加に伴い、第2世代の社会参加が課題のひとつとなっている。

2013年度の「浜松市多文化共生都市ビジョン」において多様性を

活かした文化の創造が施策に位置付けられた。それを踏まえ浜松国際交流協会が実施したイベント「78カ国の浜松市民が大集合！？～未来はみんなでつくる～」をきっかけに、外国にルーツを持つ学生らが日常的な交流や意見交換の場を設ける試みとしてCOLORSが発足した（2014年1月）。前述した2事業を含め、多様性を活かして活躍できる社会を目指して活動している。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国にルーツを持つ若者のニーズに合わせた支援

「出張COLORS」では、日本での生活や就職、将来、国籍等についての座談会や入社試験ゲームなど、高校生が受け入れやすいよう内容を工夫しながら、高校生の声を聞きニーズに合わせたテーマで開催している。

○ ルーツを活かした第2世代の社会参画を目指す取組

「外国にルーツを持つ若者による若者のための就職セミナー」では、これから就職を考えている第2世代が、働いている第2世代との交流を通じて、自身の多様性やルーツを強みとして活かして社会参画できるように支援をしている。

また、企業の採用担当者にも参加を呼びかけ、企業に第2世代の魅力を認識してもらえるようなセミナーとしている。

◆取組による成果

- ・ 留学生などの海外から来る人材に注目していた企業に対して、日本で育った第2世代の持つ可能性を認識させることもでき、企業側にとっても参加者側にとってもメリットがあった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

浜松市国際課 053-457-2359

一般社団法人 グローバル人財サポート浜松（静岡県浜松市） 介護職員初任者研修

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

「支援する外国人」の参画、発信手段の工夫、多様な主体との連携、
「やさしい日本語」、日本語学習支援、就労支援、介護

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人グローバル人財サポート浜松では、外国人住民が介護の担い手として資格を取得し活躍できる場を作るため、「介護職員初任者研修」を行っている。



就労中の修了者の様子

外国人にとって、資格の取得は、専門用語や書き言葉の面でハードルが高いことから、オリジナルの教材を開発し、介護現場で必要な日本語の学習サポートや報告書の作成方法等を指導している。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

長期間在留する外国人住民の増加に伴い、全国的に高齢の外国人住民の数も増加しており、静岡県浜松市においても、約 20,000 人の外国人住民のうち、65 歳以上の人口は 700 人を超えている（2015 年 10 月時点）。うち要介護認定者は 80 人を超えており（2015 年 4 月時点）、外国人住民を介護の対象として捉える必要性が高まっている。

外国人住民に対する介護を考えると、母国語でのコミュニケーションが可能で文化的背景を理解している外国人の介護人材は重要である。

また、浜松市の外国人住民は主に製造業に従事しているが、リー

マン・ショック以降は安定雇用の就労を希望する傾向があり、介護職は転職先としても重要になりつつある。

そこで、グローバル人財サポート浜松では、2011年度より、外国人を対象とした介護資格の取得支援を開始した。(2012年度まで「介護訪問介護員2級(ホームヘルパー2級)取得講座」として実施)。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 関連法人との連携による円滑な実施

本事業の実施にあたっては、介護福祉施設等を運営する社会福祉法人や企業と連携し、講師派遣や会場使用、介護現場における研修等を円滑に行っている。

○ 介護の職場体験

静岡県社会福祉協議会との連携により「介護の職場体験」プログラムを導入し、研修期間中に実際の現場で介護を体験する機会を設けており、施設側の外国人人材登用の理解向上にもつながっている。

○ オリジナル教材の開発

オリジナルの教材「やさしい日本語とイラストでわかる 介護のしごと」を出版し、研修で活用している。教材では、仕事の内容や記録を付ける際のポイント等について、イラストやふりがな付きの文章を用いて紹介し、外国人にもわかりやすいよう工夫している。

◆取組による成果

- ・ 外国人ワーカーを採用した施設からは、コミュニケーションの取り方の上手さや明るさなど、外国人人材が評価されている。
- ・ 外国人ワーカーにも伝わるように施設内で丁寧なコミュニケーションを心がけるようになった結果、日本人にとっても働きやすい職場環境になったという声もあった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人 グローバル人財サポート浜松 053-482-8451

はさき漁業協同組合、神栖市国際交流協会（茨城県神栖市） 地域における技能実習制度への新たな関わり

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

技能実習生との関わり、地域の多文化共生意識の涵養、日本人住民の参画

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

はさき漁業協同組合では、茨城県内で初めて受け入れた外国人漁業技能実習生の環境の整備に力を入れている。

技能実習の一部として行う日本語講習のカリキュラムは地元の神栖市国際交流協会へ委託して実施している。これをきっかけに、神栖市国際交流協会は、着物の試着体験をはじめ、地元高校生との空手や書道を通じた交流などの様々なプログラムを実施しており、地域住民と技能実習生との交流が進んでいる。



また、漁業会社などの実習実施機関が合同で出資して技能実習生のための寮を建設し、全寮制での受入れ体制を取っている。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

はさき漁協では、2015年4月に茨城県内では初めてとなる漁船漁業に従事するインドネシア人の技能実習生の受入れを行った。

技能実習生と地域住民の両者が関わる機会が少ないケースにおける双方の不安を解消し、「実習生とウィンウィンの関係を築きたい」

と考えたはさき漁協は、寮やインターネット環境などの住環境の整備や、地元住民との交流を深める機会を設けるなど、受入れ体制づくりを進めている。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 日本文化等を通じた交流活動

技能実習生が日本文化を学び、日本の同年代の若者とふれあう機会として、市内高校の空手道部（2015年）及び書道部（2016年）との交流会を行った。高校生とペアでの書道体験やクイズ、ゲームなどを通して、お互いの理解を深め、親しみを感じるようなプログラムとなるよう工夫した。

また、地元住民とも交流を深めるため、古くから行われている地元の祭礼「大潮祭り」に、技能実習生全員が参加し、地元住民と一緒に神輿をかつぐなど地域の行事にも積極的に参加をした。

○ 寮生活における食文化の体験

寮生活では、日本の食材や調味料を用いた食事を通じて実習生が日本の食文化を体験するとともに、日本の食材を活かした母国料理も作っている。

また、食材や調味料などはできる限り地元商店から購入するなど、町の活性化にも微力ながら貢献できるような取組にしている。

◆取組による成果

- ・ 文化交流等を通じ、技能実習生と地域の日本人住民との間に顔の見える関係が構築され、相互理解による不安解消につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

はさき漁業協同組合 0479-44-1122

神栖市国際交流協会 070-3923-5936

○ コラム「企業による生活支援」

教育、福祉、生活、語学分野の事業を手掛ける大手企業のグループ会社は、2012年度より、多文化共生事業「いろはにっぽん」を通して、外国人住民が母国と同じように生活できることを目指している。これまでに、自治体や国際交流協会などとともに生活情報支援（総社市「在住外国人向け防災カード」、四国中央市「在住外国人向け防災カード」、八尾市「多言語リーフレット」、伊賀市「伊賀市オリジナルシート」の制作等）や、日本語教育支援（NPO法人日本ボリビア人協会委託「家で学べる日本語通信講座」や文化庁委託「第3国定住難民向けの日本語通信講座」の制作等）を行っている。

大手流通企業グループ傘下にある銀行は、2016年度に二つの自治体と協定を締結した。名古屋市とは、同行出張所やATM、多言語対応アプリ等を活用した外国人市民及びインバウンドを中心とした観光客向け情報発信を推進するため、「多文化共生・観光推進での連携と協力に関する協定」を締結した。岐阜県可児市とは、海外送金アプリを活用した、外国籍市民向けの多言語による情報提供（市政情報、防災情報、日本語教室案内、相談窓口案内、市主催イベント情報等）などを行うため、「多文化共生の推進に関する協定」を締結した。

2006年に設立された外国人向け賃貸住宅保証会社は、積極的に外国人社員を雇用することで、外国人の物件探しや入居契約を多言語でサポートし、日本の賃貸住宅のシステムや生活習慣についても多言語で情報提供するとともに、滞納賃料のほか、残置物の保管や撤去の費用も保証することで、住宅オーナーの不安を解消している。また、入居後に生活習慣や不動産慣習の違いなどによってトラブルが発生したり、入居者が日本の生活で不安なことがあった場合には、入居者やオーナー、不動産会社が無料で利用できる生活サポートコールセンターを設置して、多言語で対応している。

(2) 生活支援

④医療・保健・福祉

- ◇ 公益財団法人 宮城県国際化協会
定住外国人とともに学ぶ実践介護塾…………… 83
- ◇ NPO法人 多言語社会リソースかながわ (MICかながわ)
かながわ医療通訳派遣システム事業…………… 85
- ◇ 多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS
外国籍児童とその家族への支援…………… 87
- ◇ NPO法人 にほんご豊岡あいうえお
「あいうえお子育てネット」…………… 89
- ◇ NPO法人 神戸定住外国人支援センター
外国人高齢者支援…………… 91
- ◇ 公益財団法人 鹿児島県国際交流協会
病院体験ツアー…………… 93

公益財団法人 宮城県国際化協会（宮城県仙台市） 定住外国人とともに学ぶ実践介護塾

◆キーワード

外国人の視点の活用、多様な主体との連携、介護、日本の制度の理解促進

◆取組の概要

公益財団法人宮城県国際化協会では、外国人住民を対象に、高齢者福祉制度や認知症についての講義や実技、施設見学などを行う「実践介護塾」を2015年度に全3回実施し、中国や韓国・朝鮮、フィリピン出身者など延べ45名が参加した。



「実践介護塾」における施設見学の様子

講座修了後には、「アウトプットプログラム」として、県内の介護職従事者と、講義を受講した外国人との間で意見交換する機会を設けた。

◆取組の背景

宮城県では、県内市町村に外国人が散在しており、特に配偶者として在留する割合が大きい。長期間在留する外国人住民の増加に伴い、本人あるいはその配偶者の老後の問題や、両親の介護の問題は差し迫った課題となっている。

しかし、外国人住民の日本の公的介護制度についての理解は十分とはいえず、日本の高齢者福祉に関する制度や介護に対する考え方の母国との隔たりからギャップに苦しんでいる外国人も見られる。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 様々な機関の協力による幅広い内容の講義

宮城県職員による介護保険制度の講義や、介護老人保健施設職員による介護の現状についての講義、地元大学の教授による認知症についての講義など、様々な機関から各分野の専門家を講師として招いた。また、県内の介護施設の協力により、施設見学や介護食の試食体験等も行った。

○ アウトプットプログラムによる実践的な意見交換

アウトプットプログラムにおいては、県内の介護職従事者に介護塾の概要やアンケート結果などを紹介した後に、受講した外国人とディスカッションする場を設けた。日本と母国の高齢者福祉制度の違いや外国人から見た日本の介護、外国人が介護職に従事する上で課題などについて、双方が理解を深めた。

◆取組による成果

- ・ アンケートでは高齢者福祉制度や認知症に対する理解が深まったと好評であった。
- ・ アウトプットプログラムでは、介護現場で働く日本人が「介護サービスを受ける外国人」「介護の現場で共に働く外国人」の視点で考える良い契機となった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 宮城県国際化協会 022-275-3796

NPO法人 多言語社会リソースかながわ（MIC かながわ）（神奈川県横浜市）

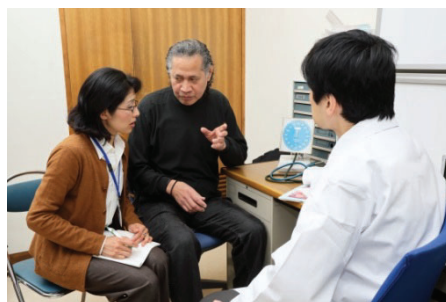
かながわ医療通訳派遣システム事業

◆キーワード

多様な主体との連携、情報伝達支援、医療通訳、組織・人材づくり

◆取組の概要

NPO法人多言語社会リソースかながわ（MICかながわ）では、神奈川県及び県内市町村と協働し、協定医療機関（※）からの派遣依頼を受け、ボランティアの医療通訳スタッフを派遣する「かながわ医療通訳派遣システム」を運営している。2015年度の通訳派遣回数



医療通訳の様子

（写真：神奈川県提供）

約5,800件となった。協定医療機関以外に、MICかながわ単独で協定を結んだ医療機関に対しても、通訳の派遣を行っている。

医療機関からの依頼に対し依頼内容に合った適切な通訳者を手配する役割は、MICかながわのボランティアスタッフであるコーディネーターが担っている。

また、MICかながわでは、県広報等で公募した医療通訳スタッフに対する育成研修や、医療通訳スタッフのスキルアップのためのフォローアップ研修を行っている。

※協定医療機関：医療通訳を必要とする医療機関とは、費用負担等を明確にした覚書を交わし、自治体、MICかながわと三者協定を締結した上で通訳派遣を行っている。2015年度は35病院と協定を締結。

◆取組の背景

外国人住民の増加に伴い、日本語を十分に話せない外国人患者が

医療機関を受診した際、円滑なコミュニケーションができない問題が生じ始めた。

2000年10月の「外国籍県民かながわ会議」の知事への提言の中に医療通訳の整備の必要性が盛り込まれたことから、県は医療通訳の制度化を目指す「医療通訳制度検討委員会」を2001年度に設置し、2002年度には医療通訳派遣のモデル事業を実施することとし、制度運営を担うMICかながわが設立された。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 医療通訳スタッフに対する医療研修

医療通訳スタッフに関し、患者と医師の間の円滑な意思疎通のために医療の専門知識は重要であるとの観点から、年3回の研修を実施している。講師には協定病院の医師など専門家を招き、医療の専門分野や福祉サービスについて理解を深め、スタッフのレベルアップを図っている。

○ コーディネーターの技術向上

患者の言語や病状に合わせ、経験やレベルの異なる通訳者を手配する必要があり、医療通訳派遣において重要な役割を担っていることから、調整技術の向上や情報共有のため、月1回の定例会議を開催している。

◆取組による成果

- ・ 開始当初の2003年度と比較し、協定医療機関は6から35まで拡大し、通訳派遣件数も8倍以上となっており、外国人患者と医療機関のコミュニケーションの円滑化に寄与している。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 多言語社会リソースかながわ（MICかながわ）

045-314-3368

多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS（山梨県甲府市） 外国籍児童とその家族への支援

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人保護者の参加、多様な主体との連携、多言語対応、保健

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS（※）は、外国人の子どもやその家族を、医療専門職者や保健師、教育関係者等とつなぐ役割を果たすべく 2012 年より活動しており、具体的な事業としては、外国人学校に通う子どもを対象に、多言語での健康診断や健康セミナー、健康相談及び「外国につながるのある子どものための日本語作文コンテスト」などを行っている。



また、保健医療の観点から、熱中症やノロウィルス、インフルエンザ流行時には手洗いの方法などについて、中国語や韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語等の多言語のリーフレットやチラシの作成・配布なども行っている。

※“JUNTOS”はラテン系の言葉で“ともに”の意味。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

山梨県は、県人口に占める外国人住民の割合は約 1.6%と全国で見ても平均的だが、ブラジル人集住地区の中央市（約 4.4%）や中国人が外国人住民数の 2 割以上を占める甲府市（約 2.6%）など、集住地域があるのが特徴である。

ブラジル人学校をはじめとした外国人学校では、健康診断の費用や学校医を独自に確保しなければならず、学校教育法で定められた学校のように保護者の負担なく健康診断を実施することが難しいのが現状である。また、日本語を十分に話せない親は病院に行きにくいこともあり、外国人の子どもの健康上の問題が発見される機会が少ないと考えられている。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 医療機関等との協働

外国人学校における健康診断にはボランティアで医療機関や開業医、山梨県立大学看護学部学生・教員が参加するとともに、公益財団法人山梨県健康管理事業団が協力し、内科、耳鼻科、歯科検診や、視力、聴力、心電図検査などを、日本の小学校とほぼ同じ内容で実施している。また、2013年度に行われた健康相談会には、ブラジル総領事館の協力でブラジル人医師が派遣された。

○ 健康診断を踏まえた生活全般への支援

上記健康診断においては、食習慣の問題や運動量の少なさによると考えられる肥満の子どもが多く見られたことから、地域の保健師の協力を得て、子どもや保護者を対象に、ポルトガル語での食育セミナーや栄養バランスの良い調理方法を学ぶ講座の開催に発展した。

◆取組による成果

- ・ 健康診断の結果、聴力や視力の低下に気付いていないケース、歯科医にかからず虫歯が悪化しているケースなど、これまで明らかになっていなかった外国人の子どもが抱える問題を発見することができ、適切な保健支援につなげることができている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS 080-3428-8733

NPO法人 にほんご豊岡あいうえお（兵庫県豊岡市） 「あいうえお子育てネット」

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人保護者の参加、情報伝達支援、多言語対応、「やさしい日本語」、就学前の子どもへの支援、保健

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人にほんご豊岡あいうえおでは、主に子育てをしている母親とその子どもを中心に様々な外国人支援を行っている。



「就学前説明会」の様子

2015年度には、豊岡市と連携し、市の乳幼児健診アンケート及び健診お知らせの多言語化を行った。また、豊岡病院との連携により、入院や出産に関する手続きや注意事項などの資料の多言語化も行った。

そのほか、外国人の母親と子どもを対象に、日本の学校に関する基本的な知識や習慣について紹介するとともに、保護者同士が母国語で交流する機会である「就学前説明会」を開催している。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

にほんご豊岡あいうえおでは、豊岡市を中心に外国人住民への生活支援や日本語教室の取組を進めてきた。

日本語教室においては、結婚し、仕事や家事、育児をしながら日本で生活している女性の外国人住民が見られ、中には、日本語での簡単な日常会話はできるが、医療や教育に関する専門的な言葉はわからず不安を抱える者もいた。

そこで、にほんご豊岡あいうえおでは、特に出産や子育ての面で

の外国人住民への支援の必要性を感じ、本取組に着手した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 実用的で、外国人が理解しやすい多言語資料の作成

入院や出産に関する資料の多言語化においては、現場ですぐに活用できるものを作るため、保健師や看護師に翻訳してほしい内容やレイアウトを考えてもらい、それをもとに作成した。

また、外国人にわかりにくい表現や言い回しなどは「やさしい日本語」への置き換えや注釈をつけるなど、そのまま翻訳するだけでなく、外国人にも理解しやすいよう工夫した。

(例. 「あやす」→「子どもを笑わせること」など)

○ 「就学前説明会」での工夫

「就学前説明会」では、主に「やさしい日本語」を用いて説明し、学校へ提出する書類等、特に説明が必要なものについては、翻訳したものを用意した。また、絵や写真による説明だけでなく、実物を用意することで、見て触ったり、使ったりする機会を設けた。

ほかにも、制服の有無などの各学校によって異なる制度について、各学校の説明会で配布される日本人向けの資料をもとに、必要な情報を個別に説明するなどの工夫をした。

◆取組による成果

- ・ 翻訳した資料は病院や市の窓口で活用されており、多言語版と日本語版の資料を示すことで外国人住民との意思疎通が容易になり、窓口の職員からは、安心して対応できるとの声が聞かれる。
- ・ 「就学前説明会」に参加した外国人住民からは、「自分の国と全然違う。初めて聞くことばかりで驚いた」「実際に手にとって見ることができてよかった」などの感想があり、外国人住民の不安解消につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 にほんご豊岡あいうえお 0796-20-4037

NPO法人 神戸定住外国人支援センター（兵庫県神戸市） 多様な文化的背景を持つ外国人高齢者支援

◆キーワード

「支援する外国人」の参画、外国人の視点の活用、長期継続的な取組、居場所づくり、介護

◆取組の概要

NPO法人神戸定住外国人支援センターでは、高齢の外国人住民の多様な文化的背景を尊重した介護・福祉サービスに取り組んできた。

具体的には、通所介護事業「デイサービスセンターハナの会」の開設

（2005年1月）、居宅介護支援事業・訪問介護事業「ハナ介護サービス」の開始（2009年4月）、「グループホームハナ」の開設（2012年7月）、グループホームに併設する「小規模多機能型居宅介護ハナ」の開設（2013年10月）などであり、ニーズに合わせて支援を拡大してきた。



◆取組の背景

古くから韓国・朝鮮出身者が多く住んでいる神戸市では、外国人住民の高齢化が進んでいる。高齢の外国人住民の中には日本語を理解できない者も多く、医療や介護が必要になっても言葉の壁により支援を受けられない場合がある。

外国人住民を対象とした食事会の開催等を通じ、居場所づくりを支援していた神戸定住外国人支援センターでは、言葉や文化の違いにより日本の介護・福祉サービスになじめない外国人住民に対する

更なる支援の必要性を感じ、本事業に取り組んだ。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 利用者の出身国の文化的背景に配慮したサービス

スタッフは日本人だけでなく、サービスの利用者の出身国に合わせて、韓国・朝鮮や中国、ベトナム出身の人材を登用しており、利用者それぞれの母国語に対応するほか、出身やルーツに配慮した食事、民族楽器等を用いたレクリエーションなどのきめ細かいサービスにより、多様な文化的背景を持つ利用者に居場所を提供している。

○ 通訳派遣による高齢者の行政手続きの支援

外国人高齢者には、それぞれの日本語理解状況を考慮し、神戸市と連携してコミュニケーションサポート事業（通訳派遣）を行うなど、外国人高齢者が一人で行うことが難しい行政手続きなどの支援も行っている。

○ 外国人スタッフへのヘルパー資格の取得援助

ヘルパー資格を持っていない外国人スタッフへの資格取得援助制度（講習費援助）を実施している。また、無料での資格試験対策学習会や日本語学習支援などの援助も行っている。

◆取組による成果

- ・ 多様なスタッフが多様な文化的背景を持つ利用者を支援する環境ができており、高齢の外国人住民の居場所として定着している。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 神戸定住外国人支援センター 078-612-2402

公益財団法人 鹿児島県国際交流協会（鹿児島県鹿児島市） 病院体験ツアー

◆キーワード

日本人住民の参画、多言語対応、「やさしい日本語」、医療通訳、日本の制度の理解促進

◆取組の概要

公益財団法人鹿児島県国際交流協会では、外国人住民に日本の医療システムや病院での受診の流れを知ってもらうことを目的として、県内の医療機関の協力を得て、病院体験ツアーを2011年度に開始し、その後2013年度から実施している。2015年11月開催時は8か国・地域出身の17人が参加した。



参加者は、日本における医療保険の仕組みや医療機関での受診について病院側から説明を受けたのち、ボランティアの通訳とともに、言語ごとのグループ（英語、中国語、「やさしい日本語」）に分かれて院内を見学する。

2016年度には、当該ツアー参加者から要望が多かった日本の医療保険制度の仕組みについて鹿児島の医療機関に勤めている外国人を招いて説明を行う場を設けた。

◆取組の背景

日本語を話せない外国人住民にとり、病院に行き診察を受けることはハードルが高く、また日本の医療制度に対する理解も十分に

ないことが多いため、安心して医療を受けられない懸念があった。

そこで、外国人住民が安心して医療を受けられるように、地元の病院に協力を依頼し、受診する際のシミュレーションをしながら院内を見学するツアーを行っている。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 病院との協働による実践的なツアー

体験ツアーは、入り口の看板によって診療科目や診療時間を確認することから始まり、問診票の記入や診療受付、医師の診察、会計、処方箋を元に院外の薬局からの薬を受け取るところまでを行っており、一連の流れを体験することで、外国人住民の診療に対する不安を払拭している。

また、病院側に健康保険証、診察券、在留カードの模擬用を作成してもらい、実践的なシミュレーションを行っている。

○ 通訳ボランティアの参加

ツアーの中では、受講者が内容をより深く理解できるよう、通訳ボランティアが通訳を行う。通訳ボランティアとしては、実際に日本の医療現場に携わっている外国人住民や、日本で医療通訳をしている者の協力を得た。

◆取組による成果

- ・ 初めて日本の病院を訪れる参加者もあり、参加後は病院の受診に対する不安が少なくなったとの声が聞かれた。
- ・ 協力した病院側も、外国人住民への対応を体験したことで、外国人が不安を感じる部分を把握でき、対応や説明をどのようにしたらよいか考える良い機会となっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 鹿児島県国際交流協会 099-221-6620

(2) 生活支援

⑤防災

- ◇ 公益財団法人 仙台観光国際協会
外国人市民への防災啓発 …………… 97
- ◇ NPO法人 横須賀国際交流協会、船橋市国際交流協会
災害時相互支援に向けた取組 …………… 99
- ◇ 草津市危機管理課
外国人による機能別消防団員 …………… 101
- ◇ 公益財団法人 和歌山県国際交流協会
Let's Study BOSAI …………… 103
- ◇ まんのう町国際交流協会
外国人防災リーダー養成講座 …………… 105
- ◇ 鹿児島市危機管理課
桜島火山爆発総合防災訓練 …………… 107

公益財団法人 仙台観光国際協会（宮城県仙台市） 外国人市民への防災啓発

◆キーワード

日本人住民の参画、「支援する外国人」の参画、発信手段の工夫、多言語対応、防災・減災、地域の多文化共生意識の涵養

◆取組の概要

公益財団法人仙台観光国際協会では、外国人住民の防災意識の啓発のため、様々な取組を行っている。

2012年度より、外国人住民が企画・運営に参画する防災訓練に取り組んでおり、仙台観光国際協会は実施主体である町内会と外国人住民との調整を行っている。

2013年度には、地震や津波に対する備えや災害が起きたときの対応に関するビデオ「地震！その時どうする？」を英語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、ポルトガル語、タガログ語、ネパール語等の12言語で制作し、市内の日本語学校や大学等にDVDで配布したほか、インターネット上で公開した。

2015年度には、多文化共生のまちづくりに関する情報誌「まちなか多文化かわらばん」を制作し、公共施設で配布したほか、市内の全ての町内会に配布した。



◆取組の背景

東日本大震災では、仙台国際交流協会（現・仙台観光国際協会）

は仙台市との協定に基づき「仙台市災害多言語支援センター」を運営し、外国人被災者への情報提供等の支援を行った。

支援を通じ、地域住民がこれまで地域防災において外国人住民を共助の担い手と捉えていなかった点や、外国人住民自身が地域防災を担う意識を持っていなかった点が課題として挙げられた。

そこで、外国人住民の防災意識を啓発し、地域防災への参画を促すため、本取組を始めた。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国人住民が参加する防災訓練の実施

外国人住民が企画・運営に参画する防災訓練の実施にあたっては、仙台観光国際協会がコーディネーターとして、実施主体である町内会と外国人住民をつなぐ役割を担っており、外国人住民の視点が加わることによって、日本人住民にとっても新鮮な訓練を行うことができ、双方にとって新たな学びの機会となっている。

○ 地域の日本人住民への多文化共生の啓発

日本人住民の多文化共生の啓発を図ることを目的に配布した「まちなか多文化かわらばん」では、地域において外国人住民に関してトラブルになりがちである自転車やごみ、防災などをテーマとして取り上げ、漫画を用いるなど楽しくわかりやすい内容とした。

◆取組による成果

- ・ 防災訓練においては、外国人住民の団体が炊き出しを行うなど積極的に参画する光景が見られ、外国人住民の地域防災に対する意識の向上が見られる。
- ・ 「まちなか多文化かわらばん」の配布後には、防災等の地域の問題について、町内会から仙台観光国際協会に相談が入るなどの反響があり、地域課題の掘り起こしにつながった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 仙台観光国際協会 022-268-6251

NPO法人 横須賀国際交流協会（神奈川県横須賀市）、 船橋市国際交流協会（千葉県船橋市） 災害時相互支援に向けた取組

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

「支援する外国人」の参画、広域連携、防災・減災

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人横須賀国際交流協会と船橋市国際交流協会では、それぞれの市の外国人支援サポーター（災害発生時に外国人住民を支援するボランティア）が、両市において相互に活動できるように、船橋市（夏）・横須賀市（冬）で開催される避難所宿泊訓練に、



2009年8月の避難所宿泊訓練の様子
（船橋市立小室小学校）

双方のサポーターが参加して交流する取組を2009年度から行っている。

訓練には開催市の外国人住民やサポーターに加え、もう一方の市のサポーターが参加し、学校の体育館で実際に宿泊して外国人住民のサポートを体験する。

2009年度には、両市のいずれかで災害が発生した場合に、被災地へ支援に向かうことを念頭に置いた「災害時外国人支援ハンドブック～災害時相互支援に向けて～」を作成した。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

船橋市国際交流協会では、「災害時外国人支援サポーター養成講座」

を船橋市と共催して 2007 年度より行っていたが、船橋市で災害が発生した場合、サポーターは支援者になる前に被災者となる可能性が考えられた。

そこで、1996 年から船橋市と横須賀市間で締結している「災害時における相互応援に関する協定」からヒントを得て、横須賀市のサポーターと合同で訓練を行うことで、災害時に両市のサポーターが相互支援できるよう、本取組に着手した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ サポーター同士の顔の見える関係

両市のサポーター同士が、宿泊訓練を通じてそれぞれの地域の特徴や外国人住民について話し合う場を設け、災害時の支援において重要な顔の見える関係を築く機会とした。

○ ハンドブックの工夫

ハンドブックには外国人支援に関する情報のほか、両市の外国人住民の居住状況や地理的特徴がまとめられている。また、外部からの支援者が活動しやすいよう、地名にふりがなをふるなどの工夫がなされている。

◆取組による成果

- ・ 両市のサポーター間に顔の見える関係ができ、また、集大成としてのハンドブックの作成を通じて、両市の災害時相互支援の体制づくりが進んだ。
- ・ 参加したサポーターにとっては、改めて自分の住む地域について見直す機会となり、「支援する」ことだけでなく、「他市から支援を受ける」ことについて考えるきっかけとなった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 横須賀国際交流協会 046-827-2166
船橋市国際交流協会 047-436-2083

草津市危機管理課 外国人による機能別消防団員

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

「支援する外国人」の参画、留学生支援、防災・減災

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

滋賀県草津市では、2015年9月に留学生を中心とした9名の外国人住民を機能別消防団員(※)として任命した。

彼らは消火やがれきの撤去は行わず、災害時は語学力を駆使した外国人被災者への通訳・翻訳支援や避難所における支援活動を、平常時は

外国人住民への災害に対する啓発を行うべく、防災訓練や啓発イベントへの参加等の活動を行っている。

※機能別消防団員：能力や事情に応じて、特定の活動のみ参加する消防団員。



◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

草津市には、留学生を中心に約2,000人の外国人が住んでいる。中には日本語を全く話せない者もあり、災害発生時の避難誘導や避難所での生活の際に支障をきたす恐れがある。

そこで、市は母国語・英語・日本語が堪能で日本の生活習慣や文化に理解の深い留学生に注目し、2015年度に滋賀県国際交流協会や立命館大学に協力を呼びかけ、外国人住民のみで構成される機能別消防団を結成した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国人住民の共助の意識の啓発

災害時は支援が必要な立場にあると考えられている外国人住民が消防団員となり、様々な訓練を通じ、助けを求める側から助ける側へのシフトチェンジを図っている。

任命された外国人は中国人5人、ベトナム人3人、韓国人1人の計9名であり、うち6名が留学生である。心臓マッサージや人工呼吸などの救命処理に関する訓練等を通じ、防災知識を深めている。

○ 留学生の地域社会への貢献

地域のイベントへの参加などを通じた様々な啓発活動においては、学んできた語学や生活習慣、文化への理解を活かして、社会に貢献する機会となっている。

◆取組による成果

- ・ これまで防災に関して知識のなかった外国人が、消防団員としての訓練等を通じて、周りの人を助ける使命感を得ることができ、災害時の共助の意識の向上につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

草津市危機管理課 077-561-6852

公益財団法人 和歌山県国際交流協会（和歌山県和歌山市）

Let's Study BOSAI

◆キーワード

多様な主体との連携、多言語対応、「やさしい日本語」、防災・減災、日本の制度の理解促進

◆取組の概要

公益財団法人和歌山県国際交流協会では、外国人住民のための防災ワークショップ「Let's Study BOSAI」を2014年度より毎年実施している。2016年度は11の国や地域から46名が参加した。



和歌山県气象台や防災士会和歌山県支部の協力を得ており、大雨や台風、地震についての入門講座や、NHKラジオの外国語放送の紹介、救急救命についての講座、避難所を模したセットによる避難生活のシミュレーション、起震車での地震の揺れ体験などを行ったほか、外国人向けに防災情報を掲載した「防災ガイド」をNHK和歌山放送局と共同で制作し配布した。

◆取組の背景

外国人住民の中には、地震などの被害を経験したことがない人も少なくない。また、言葉の壁によって災害発生時に情報が伝わりにくいケースや、地域との日頃のつながりが弱いことで近隣住民からの人的サポートを得にくいケースも想定される。

こうしたことから、外国人住民が被災時に冷静に正しく行動するための知識と経験を習得することを目的として、NHK和歌山放送

局からの協力要請を受け、和歌山県国際交流協会が2014年度から本事業を開始した。2015年度からは和歌山県国際交流協会、NHK、和歌山市の3者で共催している。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 参加者確保の工夫

和歌山県人口に占める外国人住民の割合は約0.6%と比較的少なく、過去に行った外国人住民向けの防災イベントでは、参加者の確保に課題があった。

そこで、和歌山県国際交流センター（指定管理者：和歌山県国際交流協会）が主催する日本語教室の特別授業として位置付けるとともに、NHK和歌山放送局による広報の効果もあって、安定的に参加者を確保できている。

○ 「やさしい日本語」の活用による内容の工夫

本事業の進行や説明は、災害時の情報伝達の観点から原則として「やさしい日本語」で行い、必要に応じて通訳が補助を行った。

また、「防災ガイド」は中国語と英語のほか「やさしい日本語」でも作成し、想定される津波の高さなど和歌山県独自の情報を盛り込むなど、内容も工夫した。

◆取組による成果

- ・ 開催後のアンケートでは、参加者の大半が「とても役に立った」と回答し、外国人住民の防災意識の向上につながった。
- ・ 講師として参加した各団体の発表者は、「やさしい日本語」を用いた外国人住民への発表を通じ、「やさしい日本語」の必要性を認識するとともに、「やさしい日本語」による発信力の醸成につながった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 和歌山県国際交流協会 073-435-5240

まんのう町国際交流協会（香川県まんのう町） 外国人防災リーダー養成講座

◆キーワード

「支援する外国人」の参画、日本語学習支援、技能実習生との関わり、防災・減災、日本の制度の理解促進

◆取組の概要

まんのう町国際交流協会では、外国人住民を対象として、災害に関する用語や通報の方法に関する日本語講習や実技研修などを含む防災講座「外国人防災リーダー養成講座」を2010年度より開講しており、修了者を外国人防災リーダーとして認定している。



消防署員指導による応急手当の講義の様子

これまで3回（2010年度、2013年度、2015年度）実施し、延べ32名が防災リーダーとして認定された。

本講座の主な内容は、前述した日本語講習のほか、起震車による地震の体験や外国人住民の居住地区ごとの避難場所の確認等である。講座の最後に簡易な筆記テスト及び応急手当等の技能テストを行い、外国人防災リーダーとして認定証を渡している。

◆取組の背景

まんのう町は、人口約19,000人のうち、外国人住民は技能実習生を中心とした約150人と少ないが、近年、人口減少や高齢化が進んでいることから、地域における外国人住民の役割の重要性は増している。

こうした現状を踏まえ、地域の防災の観点から、要支援者として捉えられることの多い外国人住民が、災害時に地域の援護を必要とする高齢者や子どもたちと協力し合ってお互いを助け合えるよう、本事業を開始した。一定の在留期間後の帰国が見込まれる技能実習生や研修生に対しても、母国の防災をリードする人材として活躍してほしいとの期待から本講座への参加を呼びかけている。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 共助の意識の醸成

防災に関する知識と技能を身に付けた外国人住民に認定証を渡すことで、自助・共助の意識を高め、災害時に外国人住民の中心となって活動してもらうだけでなく、日本人住民の支援や、外国人住民と日本人住民のパイプ役を担う人材を育成すべく事業を行っている。

○ 人口の少ない町ならではの工夫

まんのう町の外国人住民は少なく、技能実習生や研修生を受け入れている企業数も多くはないが、外国人を受け入れている企業全てに開催案内を送付するなど、町の情報網を活かして、小さい町ならではの細かいフォローができています。

◆取組による成果

- ・ 受講者からは、「消火器の使い方を体験できてよかった。家にもあるが使い方を知らなかった。」「家族や地域の役に立ちたい。外国人リーダーとして、地域住民と一緒に頑張りたい。」などの声があり、外国人住民の自助・共助の意識啓発につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

まんのう町国際交流協会 0877-73-0108

鹿児島市危機管理課 桜島火山爆発総合防災訓練

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人観光客への対応、「支援する外国人」の参画、多言語対応、防災・減災

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

鹿児島県鹿児島市と同県が共催している「桜島火山爆発総合防災訓練」には、2014年度から地域の外国人住民が参加している。2016年度は30人の外国人住民が参加した。



外国人住民は、防災訓練において島外への避難訓練のほか、避難所運営訓練でのボランティアや、外国人に必要な情報を日本語で集め、翻訳して発信するための「災害時多言語支援センター」の設置運用訓練などに参加した。

また、2015年度からは、外国人観光客が被災する場面を想定し、従来の日本語に加え、英語、中国語及び韓国・朝鮮語での避難放送を行っている。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

鹿児島市では、桜島の噴火を想定した防災訓練を県との共催で1970年度から実施している。2016年度は住民や防災関係機関等約4,600人が参加するなど、多くの関係機関や地域住民が関わる大規模な訓練となっている。

公益財団法人鹿児島市国際交流財団及び公益財団法人鹿児島県国

際交流協会では、外国人住民が大規模な防災訓練に参加することにより、災害時に担い手となって活動する意識を高めることを目的として、2014年度から、防災訓練に参加した外国人住民に対して様々な講習や訓練を行っている。

また、2015年8月に桜島の噴火レベルが4（避難準備）に引き上げられた際、立ち入りが禁止された施設に外国人観光客が立ち入ってしまった事例があったことから、2015年度から避難放送の更なる多言語化に取り組んだ。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 訓練内容の工夫

参加した外国人住民は、被災した外国人観光客を想定した島外への避難訓練や、避難所の体育館において、日本語の話せる外国人住民が日本語を話せない被災者役に対し通訳でサポートを行う訓練など、支援される側と支援する側の両方の立場を体験しながら、様々な実践的な訓練を行った。

○ 外国人観光客を対象とした災害・避難情報の伝達

2015年度の避難放送においては、クルーズ船の寄港等により近年増加傾向にある東アジアからの外国人観光客を想定し、従来の日本語に加え、英語、中国語と韓国・朝鮮語も用いて、避難を呼びかける文章を2回繰り返し放送した。（噴石を避けるための避難壕への4か国語看板設置も進めている。）

◆取組による成果

- ・ 外国人住民が防災の知識を身につけ、また母国語と日本語の両方を活かして支援する立場を経験することで、外国人住民の災害時の自助・共助の意識の啓発につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

鹿児島市危機管理課 099-216-1513

○ コラム「災害時対応と多文化共生」

日本における多文化共生の取組は、災害とともに進展してきた。1995年の阪神・淡路大震災を機に、コミュニティFMやウェブサイトを通じた多言語での情報提供や、多文化共生をテーマにした市民活動が広がりを見せた。2004年の新潟中越地震では、外国人避難者のニーズ把握と情報提供を目的に避難所巡回活動が行われ、この経験をもとに自治体国際化協会では2005年度に「災害多言語情報支援ツール」を開発した。

2007年の新潟中越沖地震では「災害多言語支援センター」が設置され、全国の国際交流協会職員らが柏崎市に応援に駆けつけ、これを機に災害時に人材を派遣して被災地を応援する流れができた。東日本大震災や熊本地震でも、支援ツールを活用した避難所での多言語表示や、ボランティアによる避難所巡回活動、災害多言語支援センターの設立と人材派遣が行われた。また、東日本大震災では、被災した東北三県において、地域の日本語教室が災害時に外国人住民のセーフティネットとなり、平時の地道な地域活動の重要性が再認識された。

自治体や国際交流協会による災害時対応も進化を遂げている。通訳ボランティアなどの育成や、多言語支援センターの設置を地域防災計画に盛り込んだり、国際交流施設の指定管理業務に位置付ける自治体も増えている。仙台市国際交流協会（当時）は東日本大震災直後に多言語支援センターを立ち上げ、事前に定めたルールに従い参集したボランティアが、当日のうちに避難所を巡回始めている。また同時に被災する可能性の低い遠隔地の国際交流協会間で、災害時に支援し合う協定を結んだり、定期的に訓練を実施してボランティアを派遣し合う地域もある。東京都では住民向けの防災ハンドブックを多言語で作成するなど、外国人住民への配慮は全国的にも定着化しつつある。

日本語がわからないことや地域の地理や災害に詳しくない点では、外国人は災害時に配慮が必要な対象であるが、近年は地域住民の高齢化と外国人住民の永住化の進展で、担い手としての外国人への期待も高まっている。東日本大震災では、それまで「支援される側」と位置付けられることの多かった外国人住民が「支援する側」に回って地元で活躍する事例が多く見られた。岐阜県や鹿児島市、滋賀県などでは、外国人が消防団員として活躍している事例があり、2015年の関東・東北水害では、平日日中の災害であったこともあり、夜勤明けの外国人が日本人の高齢者を救った事例も報告されている。災害時にすばやく被災地に駆けつけ、炊き出しを行う外国人コミュニティもある。

熊本地震では熊本市国際交流振興事業団が熊本市と連携し、異文化に配慮のある食事や物資を配置して多言語での情報提供に努める「外国人対応避難所」を運営。日頃からのつながりを活かし、外部からの支援者や外国人コミュニティの力も借りながら、被災した外国人も安心して避難生活が送れるようサポートした。平時から自治体や国際交流協会、外国人コミュニティなど多様な担い手が、外部の団体などとも連携しながら多文化共生の地域づくりを進めることが、災害時のスムーズな対応にもつながることが証明された事例といえよう。

(3) 多文化共生の地域づくり

①地域社会における多文化共生の啓発

- ◇ 東京都人権施策推進課
人権啓発動画「外国人の人権」の配信 …………… 113
- ◇ 公益財団法人 愛知県国際交流協会
コミュニティガーデンを活用した多文化共生のまちづくり促進事業
～地域の人々が協働する緑の空間～ …………… 115
- ◇ 周南市観光交流課
周南市国際交流サロン等運営事業 …………… 117
- ◇ サークル・タイム(Circle Time)
英語での読み聞かせサークル …………… 119

東京都人権施策推進課

人権啓発動画「外国人の人権」の配信

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

発信手段の工夫、地域の多文化共生意識の涵養

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

東京都では、「外国人の人権
～成熟した多文化共生社会
の実現に向けて～」と題した
人権啓発映像を2014年度に
作成し、動画配信サイト
Youtubeでの配信



([https://www.youtube.com](https://www.youtube.com/watch?v=l6spuxbwIXs)

[/watch?v=l6spuxbwIXs](https://www.youtube.com/watch?v=l6spuxbwIXs)) やイベントなどでの上映を行っている。

動画は、外国人観光客や外国人人口の増加など、外国人に関する東京都の現状に触れた上で、住宅や就労、教育、ヘイトスピーチなど外国人に係る課題等を紹介している。また、外国人観光客・外国人住民への街頭インタビューや、多文化共生を研究する大学教授のメッセージのほか、多文化共生モデルとして外国人が多く住む新宿区や江戸川区の取組などを紹介し、外国人と日本人が互いに尊重し合いながら共生できる社会を構築するために大切なことを伝えている。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

東京都は、様々な国の人々や文化が集まる国際都市として発展している一方で、言語、文化、宗教、生活習慣の違いや、これらへの無理解から、外国人への差別や偏見が問題となっている。

そこで、日本人が外国人の人権について考えると同時に、お互いが文化の多様性を理解し、尊重することの大切さを伝えるために動画を作成し、インターネットを通じて広く公開している。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 動画配信サイト Youtube での公開

動画は、外国人の人権や多文化共生について日本人の意識啓発を目的としており、特に若い世代への啓発を図るため、動画配信サイト YouTube を活用して発信している。

○ 地域コミュニティの取組紹介

多文化共生社会を実現するためには地域コミュニティにおける取組も重要であり、外国人と日本人が交流する機会を通じて、お互いの文化を理解する取組事例を紹介し、視聴者に気付きを醸成するコンテンツを盛り込んでいる。

◆取組による成果

- ・ Youtube 上での再生に加え、イベントや研修などでも上映されており、外国人の人権や多文化共生の啓発に貢献している。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

東京都人権施策推進課 03-5388-2588

公益財団法人 愛知県国際交流協会（愛知県名古屋市）

コミュニティガーデンを活用した多文化共生のまちづくり促進事業～地域の人々が協働する緑の空間～

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

日本人住民の参画、地域の多文化共生意識の涵養、地域活性化

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人愛知県国際交流協会は、愛知県刈谷市一ツ木町において、刈谷市とNPO法人NIED・国際理解教育センターとの協働のもと、外国人住民を含む地域住民が気軽に集い、一緒に野菜や花を育てることで



交流する「ワールド・スマイル・ガーデン」を2014年度に開設した。ガーデンにおいては、畑作り等の農作業や夏・秋の収穫祭など、地域住民が主体となって様々な活動を行っている。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

多文化共生社会の実現にあたっては、外国人住民を含む多様な地域住民が多文化共生の重要性を認識し、積極的に関わることが重要であると考えられる。しかし、多文化共生についてのイベントや講座を開催しても、参加する住民に限られる場合や一過性で終わってしまう場合もあることが課題であった。

そこで、愛知県国際交流協会では、ブラジルやフィリピン、中国などの多様な出身国の外国人住民がいることや、自治会活動が盛んであること、刈谷市が多文化共生に力を入れていることなどの理由

から刈谷市一ツ木町を実施場所として、外国人住民を含む地域住民が日常的に気軽に集い交流する拠点を作るため、本事業を開始した。

2015年度には、地域住民によって構成される「ワールド・スマイル・ガーデン一ツ木」（任意団体）が設立され、前記の3者と共に実行委員会を組織することで、地域住民の主体性がより一層増している。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 地域住民主体のガーデン運営

ガーデンのイベントは地域住民が自ら企画するとともに、外国人住民も積極的に企画に参加できるよう、ガーデンの一部に外国の野菜などを自由に栽培できる「多国籍ガーデン」を設置している。また、これから栽培してみたい野菜をそれぞれの言語で紹介するなど、外国人住民と日本人住民との交流を図っている。

○ 地域との関わりによるまちづくりの視点

活動は農作業だけでなく、「地域づくり」、「まちづくり」につなげていくため、「地域の情報交換の場」「防災&子どもの食育の場」「老若男女・世代間の交流の場」をテーマとしている。

防災の観点からは、非常食として用いられるアルファ米の作り方体験や収穫物を用いたカレーの調理等を行った。

◆取組による成果

- ・ 地域とのつながりに重点を置いた活動により、小さな子どもを持つ若い子育て世代の活動参加が増えたことで、多様な世代の交流ができています。
- ・ 外国人住民が地域の一員として参加し、地域一体となって活動しており、地域に根ざした多文化共生の促進につながっています。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 愛知県国際交流協会 052-961-8746

周南市観光交流課

周南市国際交流サロン等運営事業

◆キーワード

日本人住民の参画、多様な主体との連携、地域の多文化共生意識の涵養

◆取組の概要

山口県周南市では、外国人住民を含む地域住民が「気軽に」、「自由に」、「楽しく」交流する機会として、国際交流イベント「国際交流サロン」を、徳山高等専門学校及び徳山大学と協働し2013年度より実施している。



「国際交流サロン」における座禅体験

2015年度は、「座禅及び自然体験」（7月）、「稲刈り体験及び竹細工」（9月）、「食文化交流会」（1月）を行った。

また、拡大事業として、大規模な国際交流イベントである「国際交流フェスタ」を2013年度より毎年実施している。2015年度は、留学生や技能実習生が参加し、各国の代表的な料理の提供や、ステージ上での歌や踊りの披露、パネル展示、外国語講座などを行った。

◆取組の背景

周南市の人口のうち外国人住民が占める割合は約0.9%であり、全国平均を下回る状況だが、大学や高等専門学校などに多数の留学生が在籍しているほか、各企業が技能実習生を受入れている点が特徴である。

このような状況の中、周南市では、多文化共生のまちづくりのために身近な場所での交流の機会が必要と考え、2012年度に外国人住

民約 300 名を対象にアンケート調査を行ったところ、「外国人住民と日本人住民の交流は必要である」との回答が約 9 割だったのに対し、「交流の機会が不足している」との回答が 6 割以上であった。

この結果を踏まえ、周南市では、外国人住民と日本人住民との交流の機会を継続的に提供することを目的に、本事業を実施した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国人住民を含む官民一体の実施主体

市内の国際交流団体の代表者や、徳山大学や徳山高専の教員、留学生、企業の技能実習生等の約 20 名で構成される「周南市国際交流サロン運営委員会」において、「国際交流サロン」の企画・立案や実施を行っている。

○ 幅広い住民の参加を促す工夫

「国際交流サロン」の実施にあたっては、広報紙等の一般的な広報のほか、大学や専門学校、技能実習生を受け入れている企業等への参加の依頼や、委員による口コミでの広報なども通じて、外国人住民の参加を促している。

また、「国際交流フェスタ」では、市内で行われる物産展等の大規模なイベントと合同開催することで、幅広い住民が参加するよう工夫している。

◆取組による成果

- ・ アンケートでは、どのイベントも高評価（「大変良かった」又は「良かった」が約 9 割）であり、参加者が満足するとともに、外国人住民と日本人住民の交流の場としての役割が果たしている。
- ・ 事業への参加を通じて知り合った住民同士が、その後 SNS で交流を深めるなど、サロン以外の場にも交流が広がっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

周南市観光交流課 0834-22-8372

サークル・タイム(Circle Time) (佐賀県佐賀市) 英語での読み聞かせサークル

◆キーワード

日本人住民の参画、外国人主体の取組、外国人保護者の参加、留学生支援、地域の多文化共生意識の涵養

◆取組の概要

サークル・タイムは、佐賀県内のJET-AALT(外国語指導助手)やJET-CIR(国際交流員)を中心に構成されたボランティアグループであり、地域住民の親子を対象として、子どもたちの異文化コミュニケーションに対する積極的な姿勢を養



い、異文化交流の体験を促進することを目的に、英語での絵本の読み聞かせや歌、ダンス、工作等による異文化交流の活動を2011年度より行っている。

◆取組の背景

佐賀県は、県人口に対する外国人住民の比率が約0.5%と、全国的に見ると外国人住民は少ないといえる。

このような状況の中、子どもたちが学校の授業以外で気軽に英語や異文化を体験できる機会がまだまだ少ないと感じた県内のJET-AALTやJET-CIRが中心となり、子どもたちが異文化に体験する身近な機会を作るため、アメリカの小学校の授業でよく行わ

れているサークルタイム（絵本の読み聞かせの時間）を参考に、本取組を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ J E T - A L T , C I Rによるボランティア活動

本活動は、県内のJ E T - A L TやJ E T - C I Rがボランティアで行っている。「Leader」役のJ E Tボランティアが毎回1人以上参加し、イベントの企画や進行を行っている。

○ 地域の留学生や日本人ボランティアの参加

留学生や、異文化交流に関心のある日本人もボランティアとして活動に参加することができ、地域住民の交流の場にもなっている。

○ 保護者も交えた異文化交流

活動には子どもだけでなく保護者も参加してもらい、ダンスや英語と一緒に体験し、子どもをサポートしてもらっている。子どもが保護者とともに体験することで、自宅でも習った英語を使うなど、更なる異文化理解の機会を作っている。

◆取組による成果

- ・ 子どもが英語や異文化と気軽に触れ合える場を無料で提供していることに対し、保護者から感謝の言葉をもたらしている。
- ・ 毎回参加する子どもは徐々に緊張せずに積極的に参加するようになり、英語を少し話せるようになるなどの変化が見られた。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

サークル・タイム（Facebook）

<https://www.facebook.com/sagacircletime/>

(3) 多文化共生の地域づくり

②外国人住民の自立と社会参画

- ◇ 公益財団法人 宮城県国際化協会、公益財団法人 山形県国際交流協会
宮城・山形 定住外国人エンパワメント・カレッジ …………… 123
- ◇ 川口市協働推進課、芝園団地自治会
外国人住民生活情報伝達モデル事業 …………… 125
- ◇ 公益財団法人 大阪国際交流センター
外国人コミュニティ連携事業 …………… 127

公益財団法人 宮城県国際化協会（宮城県仙台市）、公益財団法人 山形県国際交流協会（山形県山形市）

宮城・山形 定住外国人エンパワメント・カレッジ

◆キーワード

広域連携、多様な主体との連携、防災・減災、日本の制度の理解促進

◆取組の概要

公益財団法人宮城県国際化協会と、公益財団法人山形県国際交流協会は、両県の外国人住民が日本の社会制度や防災について合同で学ぶ講座「宮城・山形 定住外国人エンパワメント・カレッジ」を2013年に合同で開講した。



宮城県と山形県を交互に会場として全6回の講座を行い、両県から12の国・地域出身の64名の参加があった。

◆取組の背景

東日本大震災で得られた教訓に、外国人住民の平時からの自助力の向上と近隣住民との共助ネットワーク構築の必要性が挙げられる。また、離れた場所同士であっても、平時から顔の見える関係となっておくことで災害時の共助ネットワークを築くことも重要である。

東日本大震災時は、多くの外国人が仙台ー山形間の陸路を通じて国外に退避したことから、宮城県国際化協会では、それまであまりつながりの無かった宮城と山形の連携の必要性を感じ、地殻プレートが異なり地震発生時に同時に被災する可能性が低い山形県国際交

流協会と合同で本取組に着手した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 講義内容の工夫

在留管理制度や年金、保険制度、母語継承教育、ストレスとメンタルケア、葬儀事情、防災と広域ネットワークなどをテーマとし、行政書士や臨床心理士、企業等を講師に招いて講義を行った。両県の外国人が交流する機会とするため、毎回の講義にディスカッション等の場面を設けた。

○ フォローアップ事業等の実施

本カレッジ終了は、両県で主催される各種研修会に引き続き相互参加するなど研鑽の場の共有が図られている。

また、本カレッジ終了時のアンケートでは、参加した宮城県の外国人住民の多くがストレスとメンタルケアに関心があったことから、メンタルケアにフォーカスした研修も行った。

◆取組による成果

- ・ 異なる地域の協会による共同開催には、職員同士の関係構築から予算執行、報告書の作成と困難なことが多かったが、講座終了後には両協会間に信頼関係が生まれた。
- ・ 講座を通じ、両県の外国人の県域を越えた顔の見える関係の構築ができた。また、会場までの長時間のバス移動の中で、県内の在住外国人相互のつながりも生まれた。
- ・ 講座終了後に発生したフィリピン台風被害の折には、被災地支援のために現地入りする宮城県の参加メンバーに山形県の参加メンバーが義捐金を託すなど、相互支援の輪が広がっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 宮城県国際化協会 022-275-3796

公益財団法人 山形県国際交流協会 023-647-2560

川口市協働推進課、芝園団地自治会 外国人住民生活情報伝達モデル事業

◆キーワード

発信手段の工夫、情報伝達支援、地域の多文化共生意識の涵養

◆取組の概要

川口市は、芝園団地（約 5,000 人の居住者のうち半数近くを外国人住民が占める、UR都市機構が設置・管理する団地）を対象とし、外国人住民に対する効果的な行政情報等の提供手段について、2014 年度に検討を行った。

調査の結果、芝園団地の外国人住民の多くが「^{ウェイシン}微信」（※）というソーシャルメディアを使用していることが判明した。

そこで、川口市と芝園団地自治会で協議し、自治会で「^{ウェイシン}微信」のアカウントを取得した。テスト事業として、2015 年 5 月から記事の配信を開始した。その内容は、団地でのイベントの告知のほか、マイナンバー制度や在留管理制度に関する情報、災害時の避難の流れなどであり、日本語及び中国語で配信している。登録者数は順調に伸び、2016 年 3 月時点で 258 人となっている。

※「^{ウェイシン}微信」：中国でよく使われている、文字や音声によるチャットや写真の送受信等ができるソーシャルメディア。



微信による情報の配信

◆取組の背景

「川口市多文化共生指針 改訂版」の策定（2014 年 6 月）の際に実施した外国人住民へのアンケート調査において、多くの外国人住

民が市の行政情報を「友人、知人からの口コミ」で入手しており、市の広報やホームページは外国人住民にはあまり活用されていないことがわかった。

このような状況を踏まえ、川口市は芝園団地自治会やUR都市機構等関係団体とともに、外国人住民への効果的な情報提供の在り方について2014年10月から検討を始めた。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 効果的な情報伝達手段の採用

芝園団地の外国人住民を対象とした調査により、情報伝達についての現状を把握し、伝達手段として「微信」を採用したことで、多くの登録者を得ることができた。

○ 記事の配信頻度や内容の工夫

記事の配信の頻度が高いと、読者が煩わしく感じアカウントを削除してしまう恐れがあるので、月に2~3回を目安に配信している。

また、記事は、芝園団地商店会やUR都市機構なども提供しており、自治会報、イベント案内、管理事務所からのお知らせ、観光情報など、行政情報だけでなく様々な内容の記事を織り交ぜている。

◆取組による成果

- ・ 「微信」を用いたイベントの告知等を通じ、外国人住民の地域の行事へ参加を広く促すことができ、団地内での外国人を含む住民の交流の機会が増えた。
- ・ 中国人の自治会役員が生まれる等、外国人住民の自治会への関わりが増えた。
- ・ 熊本地震の2日後に配信した「避難の流れ」は79%の閲覧があり、必要な情報を多くの外国人住民に発信することができている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

川口市協働推進課 048-227-7607

公益財団法人 大阪国際交流センター（大阪府大阪市） 外国人コミュニティ連携事業

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人主体の取組、地域の多文化共生意識の涵養

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人大阪国際交流センターでは、大阪市の外国人住民が力を発揮し活躍できる環境を整えるための「外国人コミュニティ連携事業」を2014年度より開始している。同年度は、外国人住民やNPO法人等による7回の意見交換会を開催し、今後の事業展開について検討した。



2015年度には実際に外国人住民が主体となって様々な取組を行った。具体的には、子どもと保護者が一緒に外国語や音楽、遊びを通じて多文化を体験する「夏休み親子で多文化体験」や、外国人住民が自転車・街歩きツアーを企画し案内まで行う「Osaka Short Trips」などのイベントを、外国人住民が主体となって実施した。

また、2016年2月には、今後様々な取組を行うにあたって、担い手となり得る外国人住民との連携強化を図るため、今後大阪で取り組みたいこと等について外国人住民同士が意見交換をする「教えて！あなたのやりたいこと」を開催した。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

一般的に、外国人住民は多くの行政分野において支援を受ける側と考えられやすいが、近年では、在住歴の長い外国人住民が、新しく来日した外国人住民を支援したり、災害発生時に外国人住民が地

域住民への支援に参加するなど、支援する側としての側面も注目されている。

日本人住民と外国人住民が共に暮らしやすい社会をつくるためには、地域の課題を共通認識し、お互いが助け合い、両者の力が発揮できる環境を整えることが必要であるとの考えのもと、大阪国際交流センターでは、外国人住民が主体となって活躍する体制づくりを目指し、本事業に着手した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国人住民主体の事業を行うための体制づくり

本事業の実施にあたっては、NPO法人多文化共生センター大阪等の有識者が参加する「外国人コミュニティ連携事業委員会」を開催し、様々な面から助言をもらうなど、外国人住民がNPO法人や関係者の協力を得て主体的に事業を行う体制構築を図った。

○ 協働できる外国人住民の発掘

「教えて！あなたのやりたいこと」では、身近な課題や自分ができること等について外国人住民を対象としたアンケートを実施し、その結果を元に外国人住民同士が意見交換を行うことで、参加した外国人住民は問題意識を共有できた。

◆取組による成果

- ・ 外国人住民が地域の課題をNPO法人等と共有し、主体となってイベントを企画・運営するプロセスを実現できた。
- ・ 「教えて！あなたのやりたいこと」の参加者からは、「様々な人のニーズを知るきっかけになった」「同じ悩みの話ができ一緒に対策を見つけられると思った」等の意見が寄せられるなど、主体的な課題解決への意識の向上が見られ、協力体制を強化できた。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 大阪国際交流センター 06-6773-8182

(3) 多文化共生の地域づくり

③多文化共生に関わる体制づくり

- ◇ 浜松市精神保健福祉センター、浜松市国際課
在住外国人のメンタルヘルス相談事業 …………… 131
- ◇ 広島県国際課
多文化共生市町担当職員研修 …………… 133

浜松市精神保健福祉センター、浜松市国際課 在住外国人のメンタルヘルス相談事業

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

「支援する外国人」の参画、メンタルヘルス、医療通訳、相談窓口

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

浜松市では、2010年7月より、ブラジル人住民を主な対象とした「外国人メンタルヘルス相談窓口」を浜松市多文化共生センター内に開設している。

現在、ブラジルでの心理士資格を有する相談員2名で対応しており、ブラジルの母国語でメンタルヘルス相談が可能となっている。2015年度は561件の相談があった。



2名の心理士が母国語で対応

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

浜松市では、2008年後半に深刻化した経済状況の悪化を受け、2009年に外国人住民のメンタルヘルスの実情や傾向を把握するため、市内の外国人住民の約半数を占めるブラジル人住民を対象としたメンタルヘルスに関する実態調査を行った。

調査の結果、失業や収入減等を背景に、言語や文化の違いなども含む複合的な要因により、精神的なストレスを抱える外国人住民が少なくない実態が明らかになった。

そこで浜松市は、こころの健康を維持するための施策の必要性を感じ、外国人住民に対する精神面からの支援のためメンタルヘルス相談窓口を開設した。2010年度の相談件数は697件と想定を遥かに

超え、外国人住民に対するメンタルヘルス対策のニーズが浮き彫りとなった。またメンタルヘルスの問題を抱える外国人が精神科に受診する際の医療通訳支援を行うため、2011年7月から相談員1名を増員し体制を強化した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国人住民のワンストップ相談窓口

相談窓口が開設されている浜松市多文化共生センターには、メンタルヘルス相談窓口以外にも多言語で相談できる窓口等が設置されている。ワンストップで各種相談を受けられることでメンタルヘルス不調者を早期に発見し、必要な支援につなげることができる。

○ 通訳を介さない母国語での相談

外国人住民からの相談内容は、子育てや就学に関する問題、家庭内の問題など多岐に渡るが、相談員が母国語で相談に対応することで、相談員が母国語で相談に対応することで、心理的・文化的背景を踏まえた対応ができる。

○ 相談と並行した心理士による精神科医療通訳

医療受診が必要な外国人住民に対して心理士による通訳を利用することで適切な医療に結び付けることができる。

◆取組による成果

- ・ 相談窓口を開設した2010年度から2015年度までに、4,000件を超える相談があり、外国人住民に対するメンタルヘルス相談窓口の需要が示されている。実際に助けを必要としている外国人住民に対し、必要な支援を行う体制が整備できている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

浜松市国際課 053-457-2359

広島県国際課

多文化共生市町担当職員研修

◆キーワード

多様な主体との連携、組織・人材づくり、地域の多文化共生意識の涵養

◆取組の概要

広島県では、県内市町や市町国際交流協会の職員を対象に、外国人住民向けの施策や多文化共生についての研修を2009年度より実施している。研修主体である公益財団法人ひろしま国際センターにおいて、「基礎研修」、「テーマ別研修」、「相談員等ネットワーク構築研修」を行っている。



「基礎研修」の様子

初任者を対象とした「基礎研修」では、外国人との対応の基礎のほか、「やさしい日本語」をテーマに講義を行っている。

また、防災・教育支援・多文化共生施策などから毎回異なるテーマを選定する「テーマ別研修」では、外部から講師を招いて先進的・具体的な取組事例を学ぶ。

更に、「相談員等ネットワーク構築研修」においては、窓口相談についての講義を行い、相談事例の共有や意見交換などを通じ、職員間のネットワークの構築を図っている。

◆取組の背景

広島県では、2008年度に県内全市町に外国人相談窓口担当課が設置されたことから、市町における多文化共生の取組が促進されるよう、また、市町等担当職員の知識や企画能力の向上を図るため、市

町等の職員を対象とした研修を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 県内市町の幅広い職員を対象とした研修

それぞれの市町によって外国人住民の状況や多文化共生への取組度合いは異なるが、県内市町や市町国際交流協会の職員が一堂に会する研修を通じ、県域全体での職員の多文化共生の意識向上を図っている。

また、対象者を多文化共生の担当課に限定せず、テーマに関連する関係課まで広げており、多文化共生の意識を持つ職員の増加につながっている。

○ 研修内容の工夫

研修内容や講師の選定においては、多文化共生担当者から市町における課題や希望を聴取して決定している。

また、2014年度にテーマ別研修の一環として実施した「避難所運営ゲーム」（災害時における避難所の運営の疑似体験）では、グループ毎に外国人参加者の配置、多文化特色のカードを追加したほか、一般の参加者も対象としたことから、多様な立場からの意見交換ができた。

◆取組による成果

- ・ 研修実施後のアンケートでは概ね好評を得ており、特に基礎研修について、業務に活かすことができるとの意見が多く聞かれた。
- ・ 税務担当課や市民課などの多文化共生担当課以外の課からの参加や、毎年新規採用職員が参加する市もあるなど、参加者は年々増加しており（2013年度74人、2014年度84人、2015年度136人）、県内市町等の職員の多文化共生の意識啓発に貢献している。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

広島県国際課 082-513-2359

(4) 地域の活性化やグローバル化への貢献

①地域の活性化への貢献

- ◇ 石川県国際交流課
留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー …………… 137
- ◇ 一般財団法人 グローバル人財サポート浜松
多文化コンシェルジュの活躍による人と文化の多様性を活かした日本語
教育プロジェクト …………… 139
- ◇ 滋賀県国際室
Startup Weekend Shiga (Change Makers in Nagahama City) …………… 141

石川県国際交流課

留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー

◆キーワード

外国人観光客への対応、発信手段の工夫、外国人の視点の活用、地域活性化

◆取組の概要

石川県では、外国人の視点から見た地域の魅力を発信する「留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー」を2015年度より年2回開催している。

これは、県内の大学に通う留学生やJET参加者を対象に、金沢・加賀・能登の観光地を散策し、その魅力につ



能登でのモニターツアーの様子

いて話し合い、石川県への理解を深めてもらった上で、見聞・体験したことをSNS等を通じて母国の家族や友人、知人等に広く発信してもらう取組である。2015年度は県内5大学から24か国40名が参加した。

◆取組の背景

外国人住民は、支援の対象者として様々なサポートが必要な面もある一方で、主体的に地域活動に参加することで、外国人としての視点を活かして地域の活性化に貢献する可能性も秘めている。

石川県では、県人口当たりの留学生の割合が全国上位であることを活かし、外国人特有の視点を観光振興に活かすべく、2015年度よ

り本事業を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国人の視点を活かした取組

ツアーの後には、観光地の魅力や改善点、発信方法などについて参加者同士が話し合うワークショップを行い、外国人の視点で石川県の魅力を探っている。

また、県内の観光地における外国人観光客の受入環境の整備等に関する外国人の視点からの意見を得ることもできている。

○ 県の魅力の掘り起こしとSNSによる海外への発信

SNS等による発信を通じ、外国人の視点からの県内観光地の新たな魅力の掘り起こしや効果的な発信が期待でき、県の魅力の海外発信に貢献している。

◆取組による成果

- ・ 参加者からは「日本の伝統工芸を体験できる機会はあまりないので貴重な体験だった」「前より日本に親近感を持った」などの感想があり、外国人住民が地域の文化や魅力を理解する機会となっている。
- ・ SNSでの発信に対しては、石川県への行き方や投稿した写真の場所について詳しく聞かれるなどの反響があり、2015年度には情報発信した相手のうち19か国から96人が来県した。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

石川県国際交流課 076-225-1381

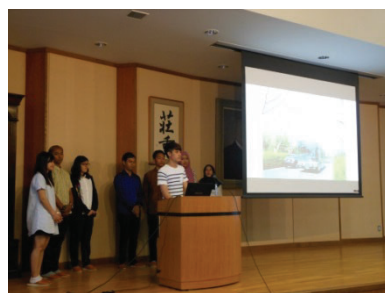
一般社団法人 グローバル人財サポート浜松（静岡県浜松市） 多文化コンシェルジュの活躍による人と文化の多様性を活かした日本語教育プロジェクト

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人主体の取組、日本語学習支援、組織・人材づくり、地域の多文化共生意識の涵養

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人グローバル人財サポート浜松では、外国人を主な対象として、日本人には自国の文化を、外国人には日本の文化を伝えることのできる「多文化コンシェルジュ（案内人）」を育成する「多文化コンシェルジュ育成講座」を2013年度より行っている



私立高校でのグローバル講座の様子

（文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業に採択）。

本講座は2つのコースからなるが、ベーシックコースは、「多文化コンシェルジュ」として必要な日本語能力のほか、日本人と外国人住民との架け橋として必要となる知識を学ぶ場としている。

また、ステップアップコースでは、ベーシックコースで学んだことを活かし、同国出身者の外国人住民に対して母国語を活用しながら日本語を教える方法について講義を行っている。

加えて、浜松市中部協働センターや私立高校との共催で、「多文化コンシェルジュ」を講師とし、日本人住民に対して国際理解と交流を推進するための「文化講座」を2013年度より開催している。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

高度な日本語能力を有する外国人住民は、日本人住民に対しては

自らの文化等を日本語で伝え、同国出身の外国人に対しては日本の生活習慣や情報を母国語で伝えることで、日本人と外国人をつなぎ、相互理解を深めるための役割を果たすことができると考えられる。

この考えのもと、グローバル人財サポート浜松では、外国人住民が「多文化コンシェルジュ」として高度な日本語能力とともに高い情報発信・コミュニケーション能力を身につけ、社会参画を促し、地域の多文化共生づくりに寄与できるよう、本事業を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 自国と日本の文化の両方を発信する力の養成

ベーシックコースでは、自国の文化を日本語で伝えるため、日本語での情報発信やプレゼンテーションの方法、企画書の書き方などについての講座を開催している。

また、日本の文化を外国人に伝えることができるよう、旅館の女将から日本社会のマナーを学んだり、インターネット会社の担当者からブログ作成のノウハウを学ぶなど、幅広い内容としている。

○ 次世代を担う人材の育成

「多文化コンシェルジュ」の活躍の場を設けることによって、外国人住民の自己表現や社会参画を促し、日本人と外国人のつなぎ役として多文化共生のまちづくりに貢献し、外国人コミュニティのリーダーとなる人材の発掘・育成につなげている。

◆取組による成果

- ・ 受講者からは、日本語能力検定以外の学習目標を持つことができ、大変有意義であったとの感想があった。
- ・ 受講者は、前記の「文化講座」において講師として自国文化を紹介したり、初級日本語学習者を対象とした日本語教室を開催するなどの活躍が見られ、外国人住民の社会参画につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人 グローバル人財サポート浜松 053-482-8451

滋賀県国際室

Startup Weekend Shiga (Change Makers in Nagahama City)

◆キーワード

外国人の視点の活用、多様な主体との連携、地域の多文化共生意識の涵養、地域活性化

◆取組の概要

滋賀県は、起業家育成を目的とするイベント「Startup Weekend」(※)を滋賀県内で開催している「Startup Weekend 滋賀実行委員会」及び長浜市、創業支援事業を行う一般社団法人バイオビジ



ネス創出研究会と共催し、多文化共生をテーマに盛り込んだ

「Startup Weekend Shiga (Change Makers in Nagahama City)」を2015年11月に開催した。

県内外から31人が参加し、「外国にルーツを持つ人々と一緒に作りあげるサービス」をテーマにビジネスモデルを考案し発表した。

※「Startup Weekend」: 本拠地をアメリカシアトルに置くNPO法人UP Globalが展開する世界的な起業家育成プログラムであり、日本でも東京、大阪、福岡など10都市以上で各地域の実行委員会により開催されている。週末の3日間泊まり込みで新しいビジネスモデルを作り上げる体験を行う。

◆取組の背景

滋賀県では、これまでも「多文化共生講座」などの実施を通じて

県内における多文化共生の啓発を図ってきたが、既に多文化共生に関わっている人の参加は得られる一方で、多文化共生にあまり関心を持っていない層への発信方法が課題となっていた。

このような状況の中、「Startup Weekend 滋賀実行委員会」との意見交換の結果、直接的な関係が薄い起業家育成のイベントに「多文化共生」をテーマとして盛り込むことで、新たな層への啓発が期待できるとの考えのもと、本イベントを共催することとした。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 多文化共生に関心の薄い層からの幅広い参加

本イベントの参加者の募集にあたっては、多文化共生というキーワードを前面に出さないことで、起業やまちづくり、デザインなどに関心のある幅広い分野の参加者を得た。

○ 外国人住民との会話を通じたビジネスモデルの構築

本イベントにおいては、1日目は参加者がチームを作ってアイデア等の共有を行い、2日目にビジネスモデルの構築、3日目に各チームによる発表を行った。

ビジネスモデルの構築にあたっては、開催場所である長浜市の外国人住民から意見を聞きながら議論を行う場を設けた。

◆取組による成果

- ・ 参加者 31 人の多くが多文化共生という言葉が知らなかったが、外国人住民からの意見を元にビジネスのアイデアを練ることで、多文化共生に関心事として盛り込むことができた。
- ・ イベント後もミーティングを重ね、事業化へ向けて進んでいるチームもある。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

滋賀県国際室 077-528-3063

(4) 地域の活性化やグローバル化への貢献

② グローバル化への貢献

- ◇ 株式会社 NAC
通年アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の
実現 145
- ◇ 株式会社 商輪
留学生ドラフト会議 147
- ◇ 別府市文化国際課
別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業 149

株式会社 N A C （北海道倶知安町）

通年型アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の実現

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人観光客への対応、外国人主体の取組、長期継続的な取組、就労支援、地域活性化

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

1995年にオーストラリア出身のロス・フィンドレー氏によって設立された株式会社N A C（ニセコアドベンチャーセンター）は、北海道南西部のニセコ地域において、北海道で初めてとなるラフティング（※）の事業化に取り組んだ。



ラフティングの普及により、スキーを中心とする冬の観光に加え、夏でも外国人を含む多くの観光客が訪れる通年観光を実現することができ、地元の雇用機会の創出やニセコ地域の活性化につながった。
※ラフティング：筏（いかだ）を意味するラフトとよばれるゴムボートに乗り、川下りするスポーツ。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

北海道の南西部に位置するニセコ（倶知安町、ニセコ町などからなる地域）は、その美しい自然景観や、国内屈指のスキー場を抱えることから、スキーリゾート地として全国からスキー客が多数訪れる地域であり、冬の観光が中心であった。

オーストラリア出身のロス・フィンドレー氏は、1989年に来日し、

ニセコ地域の自然に惹かれ、1991年よりニセコに移り住んだ。ニセコの自然を活かし、冬季以外でも観光客が訪れる通年観光を実現するため、夏のニセコの自然を活かすことのできるラフティングに注目し、事業化を図った。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 地域活性化への先導役

当時国内ではあまり知られていなかったラフティングを、ガイドを付け安全性を高めるなどの工夫により事業化し、季節を問わず楽しむメニューとして確立したことで、ニセコ地域に新たな魅力を生み出し、地域活性化への先導役となった。

◆取組による成果

- ・ 冬にスキーリゾートに就業するが、夏には当地を離れていた若者のほか、外国人観光客向けの外国語ガイドの需要など、地域における通年での新たな雇用機会の創出につながった。
- ・ 外国人としての視点からのインバウンド需要の掘り起こしにより、外国人観光客だけでなく、国内外からの移住者が増加した。それに対応すべく、外国人向けの施設や教育体制も整うなど、地域のグローバル化が進み、活性化している。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

株式会社 N A C 0136-23-2093

株式会社 商輪（茨城県水戸市）

留学生ドラフト会議

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人主体の取組、就労支援、留学生支援

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

株式会社商輪では、海外展開を検討する県内企業に対し、進出先の現地法人でリーダーとなり得る人材を提供すべく、県内の外国人留学生と企業をマッチングさせる「留学生ドラフト会議」を2014年から毎年開催している。



商輪では、まず日本企業での就職を希望する留学生を募集し、書類選考や面談等を行った後、将来海外事業でリーダーとなるために必要な能力を強化するための研修「留学生リーダー育成塾」を実施して、留学生のスキルアップを図る。

「留学生ドラフト会議」においては、留学生が企業の経営者に対し、プレゼンテーションや面談での自己PRを行い、企業側は最終的に興味を持った留学生（リーダー候補）を指名する。

指名された留学生については、商輪のコーディネートにより、企業訪問やインターンシップを行い、双方が合意すれば就職が内定する。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

同社の社長は留学生として来日しており、日本で通訳・メディア取材の仕事を経験した際に、地元の企業におけるグローバル人材へのニーズを感じていた。

そこで、留学生の強みを企業にアピールし、両者をつなげることで企業の海外進出に貢献したいという思いと、自らの苦労や経験を他の留学生のために活かしたいという思いから、商輪を立ち上げた。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 留学生のマッチング

筑波大学をはじめとする茨城県内の大学には、合わせて2,500人以上の外国人留学生が在籍しているが、卒業後は帰国したり、東京で就職するなど、県内に残る者は少なかった。

「留学生ドラフト会議」では、留学生を県内企業とマッチングするため、留学生が地元の企業に貢献することにつながっており、また、企業側としても、地元の留学生が持つポテンシャルを認識することができた。

○ 企業と留学生の双方におけるメリット

「留学生ドラフト会議」においては、面談や企業でのワークショップ、また留学生プレゼンテーション等の様々な取組で企業と留学生が交流する機会が設けられていることから、海外進出を目指す企業側にとっては、採用前に留学生のレベルや考え方、意欲等を十分に知ることができ、より希望に合った人材の獲得につながっている。

また、留学生側としても、企業見学や面談、インターンシップ等で企業の事業内容を具体的に知る機会が多いことから、イメージに合った会社への就職が期待できる。

◆取組による成果

- ・ 本事業により初めて留学生を採用した企業からは、日本人では気付きにくい視点や感性を評価する声があり、海外進出・インバウンドの分野での活躍が期待されている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

株式会社 商輪 029-231-7432

別府市文化国際課

別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業

◆キーワード

外国人主体の取組、大学生による取組、留学生支援、地域の多文化共生意識の涵養、地域活性化

◆取組の概要

大分県別府市では、外国人留学生主体の団体が地域活動を行う場合に、その経費を助成する「別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業」を2014年度より実施している。2015年度は15事業に助成を行った。



ベトナム人留学生による伝統舞踊（高齢者施設）

助成の対象となるのは、市内の大学に在学する学生で構成されるとともに、その半数以上が外国人留学生からなる団体である。対象事業は「国際交流、国際協力又は多文化共生を推進する地域活動」と幅広く設定しており、外国人留学生の自発的活動を促すことを目的としている。

◆取組の背景

別府市は、市人口約12万人に対し外国人住民は約4,000人（約3.5%）と全国的に見ても外国人住民の割合が多い。中でも、立命館アジア太平洋大学には2,900人以上の外国人留学生が在籍している（2016年11月現在）など、外国人留学生数が非常に多いことが特徴である。

これまで別府市では、行政が主導となり、日本人住民と外国人住

民の交流活動等、多文化共生へ向けた取組を行ってきたが、その広がりや持続性には限界が感じられた。

そこで、別府市に愛着がある外国人留学生による様々な活動を促進することで、外国人としての視点に基づく独自性のあるアイデアによって多文化共生が促進され、また、別府市のグローバル化及び活性化につながることに期待し、本事業を実施した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 留学生の自発的な活動の促進

初年度である2014年度の助成事業数は6件（5団体）であったが、2015年度には15件（15団体）に増加するなど、様々な団体による自発的な活動が促されている。

○ 留学生の視点による幅広い活動

助成対象となった活動は、公民館等で市民を招いて自国の文化等を紹介する交流事業のほか、地域の国際交流団体と連携した日本語初等教育や、観光関係者と連携したムスリムフレンドリーマップの制作、別府の魅力を世界に発信する短編映画の制作など、幅広い内容となっている。

◆取組による成果

- ・ 活動を通じて、留学生と地域住民との顔の見える関係が生まれているほか、アイデアを活かした幅広い活動による地域活性化、グローバル化に結びついている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

別府市文化国際課 0977-21-1131

■ おわりに

1. 現在の多文化共生施策の傾向

本事例集で紹介した事例を横断的に見ると、「キーワード」からもわかるように、いくつかの共通点があり、現在の多文化共生施策の傾向が見える。（キーワードについては153ページを参照。）

ひとつは、行政やNPO法人、大学、企業、ボランティアなどの「多様な主体との連携」により、多角的な視点から幅広い活動を行っている点である。

地域の様々な団体が連携することを通じ、各団体が有する外国人住民とのネットワークや、通訳・翻訳者等の人材資源、大学における専門的な研究成果など、それぞれの主体の持つ強みを有効に活用している事例が多く見られた。

また、外国人住民の「相談窓口」の事例の中には、例えば、DV被害者からの相談に対して、警察等と連携して対応するなど、適切に関係機関と連携することにより、単なる相談対応にとどまらない包括的・総合的な支援やワンストップ対応を可能としているものもあった。

次に、外国人を「支援する側」に位置付けた取組である。

地方自治体や日本人住民が、外国人住民を対象として支援を行う事例、すなわち外国人住民が「支援される側」となる事例は、本事例集の中にも様々な分野において見られ、長期にわたって各地で取り組まれてきたことがわかる。

一方で、本事例集で紹介した、外国人住民が支援者として事業に参画している事例や、在住歴の長い外国人住民が新しく来日した外国人を支援している事例、外国人住民やコミュニティが地域の日本人住民に対して自国の文化等の理解を広めようとする事例からもわかるように、外国人住民は支援の対象である一方で、「支援する側」にもなり得る。これらの事例では、外国人ならではの視点や文化、または経験を活かすことによって、外国人住民が「支援する側」として活躍している。

また、外国人住民が支援者として参画しているだけでなく、外国人や第2世代が主役となって自ら事業を運営している事例も見られた。近年の外国人住民の増加傾向を勘案すれば、今後とも「支援する外国人」の存在に対する注目が増していくものと考えられる。

また、取組の対象に着目すると、多文化共生意識の涵養を目的として、日本人住民を対象に行っている取組や、地方自治体における多文化共生担当以外の部局も含めた幅広い「組織・人材づくり」などが行われている。

このように、外国人住民に対する取組のみならず、受入れ側である日本人住民に対する多文化共生の意識啓発が、今後も重要な方向性のひとつとなるだろう。

さらに、高齢の外国人住民が増える中、「介護」を必要とする外国人住民は今後も増加することが見込まれるが、本事例集においても、介護や医療等についての「日本の制度の理解促進」を目的とした事例や、高齢者の「居場所づくり」の事例、同じ母国語でのコミュニケーションが可能な外国人の介護人材の養成を目的とした事例、介護分野における外国人の「就労支援」の事例など、将来における外国人住民の更なる高齢化を見据えた取組が見られた。

加えて、より効果的・効率的な取組とするための手段の工夫も随所に見られた。

具体的には、急速に発展するICTであるインターネットやソーシャルネットワークを最大限活用し、「発信手段の工夫」をしている事例や、地域の課題について実態調査を継続的に行い、現状を的確に把握した上で取組を行っている事例、外国人住民一人一人の特性を見極めて、オーダーメイド型のきめ細やかな支援を行っている事例などが挙げられる。

以上のように、日本各地で多様な主体が連携し、その事業の担い手や対象、手法に様々な工夫を凝らしながら、多文化共生の推進に取り組んでいることがわかる。

中でも、これらの特徴が端的に表れているのが、「防災・減災」に向けた取組であろう。災害対応は人命に関わることもあり、本事例

集にも見られるように、外国人も視野に入れた防災への様々な取組が全国各地で行われている。

具体的には、災害発生時に相互支援が可能となるよう地域内の連携だけでなく広域の連携を目的とした取組や、日本人住民と外国人住民が共に避難訓練や防災に関する講座に参加する取組、外国人住民が「支援する側」である防災リーダーとして活躍している取組、「やさしい日本語」の活用により災害時の情報が外国人住民に確実に伝わるよう工夫をする取組などが挙げられる。

このように、上記のような視点を多文化共生の取組に加えることが、今後さらに重要性を増すと考えられる。

(参考) キーワード一覧

※ () 内は事例数

主体や方法等に関し事例に横断的に見られる特徴を表すワード

外国人観光客への対応 (4)	大学生による取組 (3)
日本人住民の参画 (18)	第2世代による取組 (2)
外国人主体の取組 (7)	長期継続的な取組 (11)
「支援する外国人」の参画 (12)	外国人保護者の参加 (9)
発信手段の工夫 (8)	広域連携 (2)
外国人の視点の活用 (5)	多様な主体との連携 (20)

事例の内容や分野を端的に表すワード

情報伝達支援 (7)	保健 (2)
多言語対応 (14)	介護 (4)
「やさしい日本語」 (7)	メンタルヘルス (1)
日本語学習支援 (7)	医療通訳 (4)
子どもの学習支援 (9)	防災・減災 (10)
就学前の子どもへの支援 (4)	組織・人材づくり (5)
不就学の子どもへの支援 (1)	相談窓口 (3)
居場所づくり (7)	地域の多文化共生意識の涵養 (15)
就労支援 (5)	地域活性化 (5)
技能実習生との関わり (2)	日本の制度の理解促進 (5)
留学生支援 (5)	

2. 多文化共生施策のこれから—国内・海外の取組より—

これまで、地方自治体における多文化共生施策は、外国人住民の多い自治体を中心として、その地域の課題を解決するために先進的に取り組まれてきた。

しかし、近年においては、外国人住民の増加やその在留期間の長期化に加え、全国各地における外国人観光客の増加も著しく、多文化共生の推進は、外国人が集住する地域だけではなく、全国的に取り組むべき課題となっている。

また、産業・社会構造の変化に伴って外国人住民の在留目的が多様化しているほか、様々な事例で見られる通り、多国籍化・高齢化等によりその課題も多様化している。

そのため、今後の多文化共生の取組においては、

- ・ 外国人住民を「支援される側」として捉えた従来の見方を超えて、外国人住民の持つ多様性を資源として地域の活性化やグローバル化に活かしていくという視点が重要になる。
- ・ 従来の集住都市間の連携のみならず、より広い範囲の自治体が連携を図るとともに、外国人住民に係る諸課題の解決や多様性を活かした地域づくりに関するベストプラクティスを発信し、幅広く共有していくことが、ひとつの方向性になり得る。
- ・ 一方で、外国人住民を取り巻く課題の多様化等の進展により、他の自治体の取組をそのままモデルとして自らの自治体に適用することは容易ではなく、地域の特性や実情に合わせた創意工夫を凝らした独自の取組を行っていくことも求められる。

一方、欧州においては、グローバル化等による移民の増加と国内での統合が図られる中、文化的多様性を好機と捉え、都市の活力や革新、創造、成長の源泉とする都市政策である「インターカルチュ

ラル・シティ（Intercultural City）¹」というアプローチが注目されている。この考え方は、2008年の欧州文化間対話年（European Year of Intercultural Dialogue）や同年の欧州評議会による文化間対話白書（White Paper on Intercultural Dialogue）²をきっかけに始まったものである。

本プログラムは欧州評議会が主導して進めており、会員都市相互の視察や特定の課題をテーマにした会議の開催などの具体的な活動を進めている。

前述の通り、多様性の利点（diversity advantage）を活かした都市政策や、住民が社会的多様性を都市競争力の源泉として理解できるよう啓発を行っており、メディアと連携した多様性の啓発の取組や多様性をビジネスに活かす取組等を支援している。

現在では、欧州を中心に100都市以上が欧州評議会によって「インターカルチュラル・シティ」に認定されている。

米国においても、移民を歓迎し、多様性を活かす自治体のネットワークであるウェルカミング・シティーズ・アンド・カウンティーズ（Welcoming Cities and Counties）という全国組織が2013年に設立され、80近い自治体が参加している。

このように、多様性を地域の活力と捉えること、また、国内外で幅広い連携を図ることが、今後の多文化共生の大きな方向性のひとつであるといえるだろう。

3. 今後の検討課題について

総務省では、近年、甚大な被害をもたらす自然災害が頻繁に発生していることを受け、災害時に必要な情報が外国人等に確実に伝達されるよう、2016年9月に「情報難民ゼロプロジェクト」³を立ち上げ、内閣府防災担当や国土交通省観光庁の参画も得ながら検討を進め、2020年に向けたアクションプランを2016年12月に公表したと

¹ http://www.coe.int/t/dg4/cultureheritage/culture/cities/default_en.asp

² http://www.coe.int/t/dg4/intercultural/source/white%20paper_final_revised_en.pdf

³ http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/kokumin/jyohonanminzero/index.html

ころである。

本事例集にも、外国人住民が防災に関する知識を習得するための取組や、避難訓練に参加する事例が見られるが、外国人住民は、コミュニケーション面に加え、文化・慣習の違い、更には災害経験の多寡といった点で、他の災害時要援護者とは異なるハンディキャップを有していることから、外国人特有の災害対策が求められると考えられる。

その一方、外国人住民は、必要な情報が的確に伝われば避難所に自力で向かうことができるほか、「支援する側」として活動することもできるため、外国人への情報伝達支援は重要な課題である。

そこで、総務省では、災害発生時の避難所等において、日本語の理解が不十分な外国人被災者に対し、災害情報や生活再建に必要な支援情報を整理し、多言語への翻訳等を通じて的確に伝達するとともに、被災者としてのニーズを把握して自治体職員等へ伝達する役割を担う「情報コーディネーター（仮称）」の制度創設に向け、2017年度に研究会を設置し、検討を進める予定である。

この取組を通じて、外国人住民が地域社会の一員として安心して生活できるような環境づくりに努める必要がある。

參考資料

「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」の委員名簿 及び開催状況

(1) 「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」委員名簿

(五十音順・敬称略)

秋元 ヲイシス 光 NPO 法人多言語教育研究所 理事長

石塚 良明 浜松市企画調整部 国際課長

伊藤 正志 総務省自治行政局 国際室長 (※第2回～)

【植村 哲 (※第1回まで)】

岩田 ヘレン (株) さすがコミュニケーションズ 代表取締役

大村 昌枝 (公財) 宮城県国際化協会 次長

三枝 健二 (一財) 自治体国際化協会 理事

田村 太郎 (特活) 多文化共生マネージャー全国協議会 代表理事

陳 孝仁 (公財) 佐賀県国際交流協会職員

(座長) 山脇 啓造 明治大学国際日本学部 教授

(2) 開催状況

第1回 2016年2月25日 (募集方法や選定の視点の検討)

第2回 2016年8月31日 (掲載事例の選定①)

第3回 2016年10月26日 (掲載事例の選定②)

第4回 2017年2月28日 (事例集最終案の確認)

キーワード別事例一覧

キーワード	団体	取組名	頁
外国人観光客への対応	横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局	三者通話による119番通報の多言語対応	29
	鹿児島市危機管理課	桜島火山爆発総合防災訓練	107
	石川県国際交流課	留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー	137
	株式会社 NAC	通年型アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の実現	145
日本人住民の参画	NPO法人 ふじみの国際交流センター	多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口	25
	大阪市立中央図書館	多文化サービス（外国語資料の提供・外国語に関する情報の提供）	31
	NPO法人 フィリピンナガイサ	BAYANIHAN ～みんなで地域をつくっていこう～	37
	公益財団法人 兵庫県国際交流協会	セーフティネットとしての日本語教室開設事業	39
	総社市人権・まちづくり課	地域参加型生活サポート日本語教育事業	41
	外国人の子ども・サポートの会	外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート	51
	NPO法人 NO BORDERS	外国人の子どもの学習支援	53
	公益財団法人 横浜市国際交流協会	横浜南区・外国人中学生学習支援教室パン提供プロジェクト	55
	公益財団法人 とやま国際センター	外国籍子どもサポートプロジェクト	57
	NPO法人 シェイクハンズ	外国籍親子の放課後の居場所づくり・にじいろ寺子屋	63
	津市人権教育課	初期日本語教室「きずな」「移動きずな」「日本語指導ボランティア養成講座」	67
	Minami子ども教室実行委員会	Minami子ども教室	69
	はさき漁業協同組合、神栖市国際交流協会	地域における技能実習制度への新たな関わり	79
	公益財団法人 鹿児島県国際交流協会	病院体験ツアー	93
	公益財団法人 仙台観光国際協会	外国人市民への防災啓発	97
	公益財団法人 愛知県国際交流協会	コミュニティガーデンを活用した多文化共生のまちづくり促進事業～地域の人々が協働する緑の空間～	115
	周南市観光交流課	周南市国際交流サロン等運営事業	117
サークル・タイム(Circle Time)	英語での読み聞かせサークル	119	
外国人主体の取組	NPO法人 フィリピンナガイサ	BAYANIHAN ～みんなで地域をつくっていこう～	37
	サークル・タイム(Circle Time)	英語での読み聞かせサークル	119
	公益財団法人 大阪国際交流センター	外国人コミュニティ連携事業	127
	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	多文化コンシユルジュの活躍による人と文化の多様性を活かした日本語教育プロジェクト	139
	株式会社 NAC	通年型アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の実現	145
	株式会社 商輪	留学生ドラフト会議	147
	別府市文化国際課	別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業	149
「支援する外国人」の参画	NPO法人 ふじみの国際交流センター	多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口	25
	NPO法人 かながわ外国人すまじサポートセンター	住まいに関する外国人の相談窓口	45
	外国人の子ども・サポートの会	外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート	51
	公益財団法人 横浜市福祉事業経営者会	外国人向け介護職員初任者研修及び就業支援事業	73
	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	介護職員初任者研修	77
	NPO法人 神戸定住外国人支援センター	外国人高齢者支援	91
	公益財団法人 仙台観光国際協会	外国人市民への防災啓発	97
	NPO法人 横須賀国際交流協会、船橋市国際交流協会	災害時相互支援に向けた取組	99
	草津市危機管理課	外国人による機能別消防団員	101
	まんのう町国際交流協会	外国人防災リーダー養成講座	105
	鹿児島市危機管理課	桜島火山爆発総合防災訓練	107
浜松市精神保健福祉センター、浜松市国際課	在住外国人のメンタルヘルス相談事業	131	
発信手段の工夫	弘前大学人文学部社会言語学研究室	減災のための「やさしい日本語」研究	23
	公益財団法人 横浜市国際交流協会	「外国人に伝える広げる多言語情報の作り方～原稿づくりから届けるまでのヒント集～」の作成	27
	愛知県多文化共生推進室	外国人幼児向け日本語学習教材等の作成	65
	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	介護職員初任者研修	77
	公益財団法人 仙台観光国際協会	外国人市民への防災啓発	97
	東京都人権施策推進課	人権啓発動画「外国人の人権」の配信	113
外国人の視点の活用	川口市協働推進課、芝園団地自治会	外国人住民生活情報伝達モデル事業	125
	石川県国際交流課	留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー	137
	公益財団法人 横浜市国際交流協会	「外国人に伝える広げる多言語情報の作り方～原稿づくりから届けるまでのヒント集～」の作成	27
	公益財団法人 宮城県国際化協会	定住外国人とともに学ぶ実践介護塾	83
	NPO法人 神戸定住外国人支援センター	外国人高齢者支援	91
	石川県国際交流課	留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー	137
滋賀県国際室	Startup Weekend Shiga (Change Makers in Nagahama City)	141	
大学生による取組	Wide International Support in Hamamatsu (WISH)	外国籍児童就学前学校体験教室「ぴよぴよクラス」及び就学後教育支援	59
	浜松市国際課	「COLORS」による外国にルーツを持つ若者への支援事業	75
	別府市文化国際課	別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業	149
第2世代による取組	NPO法人 NO BORDERS	外国人の子どもの学習支援	53

キーワード	団体	取組名	頁
長期継続的な取組	浜松市国際課	「COLORS」による外国にルーツを持つ若者への支援事業	75
	弘前大学人文学部社会言語学研究室	減災のための「やさしい日本語」研究	23
	NPO法人 ふじみの国際交流センター	多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口	25
	大阪市立中央図書館	多文化サービス（外国語資料の提供・外国語に関する情報の提供）	31
	NPO法人 多言語センターFACIL	医療通訳システム構築事業	33
	NPO法人 フィリピンナガイサ	BAYANIHAN ～みんなで地域をつくっていこう～	37
	NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター	住まいに関する外国人の相談窓口	45
	公益財団法人 京都市国際交流協会、公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会京都府支部	外国人のための住宅支援事業	47
	外国人の子ども・サポートの会	外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート	51
	Wide International Support in Hamamatsu (WISH)	外国籍児童就学前学校体験教室「ぴよぴよクラス」及び就学後教育支援	59
	NPO法人 神戸定住外国人支援センター 株式会社 NAC	外国人高齢者支援 通年型アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の実現	91 145
	外国人保護者の参加	外国人の子ども・サポートの会	外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート
Wide International Support in Hamamatsu (WISH)		外国籍児童就学前学校体験教室「ぴよぴよクラス」及び就学後教育支援	59
浜松市国際課、静岡県多文化共生課		外国人の子どもへの不登学に対する取組	61
NPO法人 シェイクハンズ		外国籍親子の放課後の居場所づくり・にじいろ寺子屋	63
愛知県多文化共生推進室		外国人幼児向け日本語学習教材等の作成	65
Minami こども教室実行委員会		Minami こども教室	69
多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS		外国籍児童とその家族への支援	87
NPO法人 にほんご豊岡あいうえお		「あいうえお子育てネット」	89
サークル・タイム(Circle Time)		英語での読み聞かせサークル	119
NPO法人 横須賀国際交流協会、船橋市国際交流協会		災害時相互支援に向けた取組	99
広域連携	公益財団法人 宮城県国際化協会、公益財団法人 山形県国際交流協会	宮城・山形 定住外国人エンパワメント・カレッジ	123
	多様な主体との連携		
多様な主体との連携	弘前大学人文学部社会言語学研究室	減災のための「やさしい日本語」研究	23
	NPO法人 ふじみの国際交流センター	多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口	25
	公益財団法人 横浜市国際交流協会	「外国人に伝える広げる多言語情報の作り方～原稿づくりから届けるまでのヒント集～」の作成	27
	大阪市立中央図書館	多文化サービス（外国語資料の提供・外国語に関する情報の提供）	31
	NPO法人 多言語センターFACIL	医療通訳システム構築事業	33
	NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター	住まいに関する外国人の相談窓口	45
	外国人の子ども・サポートの会	外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート	51
	公益財団法人 とやま国際センター	外国籍子どもサポートプロジェクト	57
	浜松市国際課、静岡県多文化共生課	外国人の子どもへの不登学に対する取組	61
	NPO法人 シェイクハンズ	外国籍親子の放課後の居場所づくり・にじいろ寺子屋	63
	津市人権教育課	初期日本語教室「きずな」「移動きずな」「日本語指導ボランティア養成講座」	67
	一般社団法人 グローバル人材サポート浜松	介護職員初任者研修	77
	公益財団法人 宮城県国際化協会	定住外国人とともに学ぶ実践介護塾	83
	NPO法人 多言語社会リソースかながわ(MICかながわ)	かながわ医療通訳派遣システム事業	85
	多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS	外国籍児童とその家族への支援	87
	公益財団法人 和歌山県国際交流協会	Let's Study BOSAI	103
	周南市観光交流課	周南市国際交流サロン等運営事業	117
	公益財団法人 宮城県国際化協会、公益財団法人 山形県国際交流協会	宮城・山形 定住外国人エンパワメント・カレッジ	123
広島県国際課	多文化共生市町担当職員研修	133	
滋賀県国際室	Startup Weekend Shiga (Change Makers in Nagahama City)	141	
情報伝達支援	弘前大学人文学部社会言語学研究室	減災のための「やさしい日本語」研究	23
	公益財団法人 横浜市国際交流協会	「外国人に伝える広げる多言語情報の作り方～原稿づくりから届けるまでのヒント集～」の作成	27
	横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局	三者通話による119番通報の多言語対応	29
	NPO法人 多言語センターFACIL	医療通訳システム構築事業	33
	NPO法人 多言語社会リソースかながわ(MICかながわ)	かながわ医療通訳派遣システム事業	85
	NPO法人 にほんご豊岡あいうえお	「あいうえお子育てネット」	89
	川口市協働推進課、芝園団地自治会	外国人住民生活情報伝達モデル事業	125
	NPO法人 ふじみの国際交流センター	多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口	25
多言語対応	公益財団法人 横浜市国際交流協会	「外国人に伝える広げる多言語情報の作り方～原稿づくりから届けるまでのヒント集～」の作成	27
	横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局	三者通話による119番通報の多言語対応	29
	大阪市立中央図書館	多文化サービス（外国語資料の提供・外国語に関する情報の提供）	31

キーワード	団体	取組名	頁	
	NPO法人 多言語センターFACIL	医療通訳システム構築事業	33	
	NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター	住まいに関する外国人の相談窓口	45	
	公益財団法人 京都市国際交流協会、公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会京都府支部	外国人のための住宅支援事業	47	
	愛知県多文化共生推進室	外国人幼児向け日本語学習教材等の作成	65	
	多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS	外国籍児童とその家族への支援	87	
	NPO法人 にほんご豊岡あいうえお	「あいうえお子育てネット」	89	
	公益財団法人 鹿児島県国際交流協会	病院体験ツアー	93	
	公益財団法人 仙台観光国際協会	外国人市民への防災啓発	97	
	公益財団法人 和歌山県国際交流協会	Let's Study BOSAI	103	
	鹿児島市危機管理課	桜島火山爆発総合防災訓練	107	
	「やさしい日本語」	弘前大学人文学部社会言語学研究室	減災のための「やさしい日本語」研究	23
		大阪市立中央図書館	多文化サービス（外国語資料の提供・外国語に関する情報の提供）	31
		愛知県多文化共生推進室	外国人幼児向け日本語学習教材等の作成	65
一般社団法人 グローバル人財サポート浜松		介護職員初任者研修	77	
NPO法人 にほんご豊岡あいうえお		「あいうえお子育てネット」	89	
公益財団法人 鹿児島県国際交流協会		病院体験ツアー	93	
日本語学習支援	公益財団法人 和歌山県国際交流協会	Let's Study BOSAI	103	
	NPO法人 ふじみの国際交流センター	多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口	25	
	NPO法人 フィリピンナガイサ	BAYANIHAN ～みんなで作る地域をつくらせていこう～	37	
	公益財団法人 兵庫県国際交流協会	セーフティネットとしての日本語教室開設事業	39	
	総社市人権・まちづくり課	地域参加型生活サポート日本語教育事業	41	
	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	介護職員初任者研修	77	
	まんのう町国際交流協会	外国人防災リーダー養成講座	105	
	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	多文化コンシェルジュの活躍による人と文化の多様性を活かした日本語教育プロジェクト	139	
	子どもの学習支援	NPO法人 ふじみの国際交流センター	多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口	25
		外国人の子ども・サポートの会	外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート	51
NPO法人 NO BORDERS		外国人の子どもの学習支援	53	
公益財団法人 横浜市国際交流協会		横浜市南区・外国人中学生学習支援教室パン提供プロジェクト	55	
公益財団法人 とやま国際センター		外国籍子どもサポートプロジェクト	57	
Wide International Support in Hamamatsu (WISH)		外国籍児童就学前学校体験教室「びよびよクラス」及び就学後教育支援	59	
NPO法人 シェイクハンズ		外国籍親子の放課後の居場所づくり・にじいろ寺子屋	63	
津市人権教育課		初期日本語教室「きずな」「移動きずな」「日本語指導ボランティア養成講座」	67	
Minamiこども教室実行委員会		Minamiこども教室	69	
就学前の子どもへの支援		Wide International Support in Hamamatsu (WISH)	外国籍児童就学前学校体験教室「びよびよクラス」及び就学後教育支援	59
	NPO法人 シェイクハンズ	外国籍親子の放課後の居場所づくり・にじいろ寺子屋	63	
	愛知県多文化共生推進室	外国人幼児向け日本語学習教材等の作成	65	
	NPO法人 にほんご豊岡あいうえお	「あいうえお子育てネット」	89	
不就学の子どもの支援 居場所づくり	浜松市国際課、静岡県多文化共生課	外国人の子どもの不就学に対する取組	61	
	外国人の子ども・サポートの会	外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート	51	
	NPO法人 NO BORDERS	外国人の子どもの学習支援	53	
	公益財団法人 横浜市国際交流協会	横浜市南区・外国人中学生学習支援教室パン提供プロジェクト	55	
	公益財団法人 とやま国際センター	外国籍子どもサポートプロジェクト	57	
	NPO法人 シェイクハンズ	外国籍親子の放課後の居場所づくり・にじいろ寺子屋	63	
	Minamiこども教室実行委員会	Minamiこども教室	69	
	NPO法人 神戸定住外国人支援センター	外国人高齢者支援	91	
	公益財団法人 横浜市福祉事業経営者会	外国人向け介護職員初任者研修及び就業支援事業	73	
	浜松市国際課	「COLORS」による外国にルーツを持つ若者への支援事業	75	
就労支援	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	介護職員初任者研修	77	
	株式会社 NAC	通年型アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の実現	145	
	株式会社 商輪	留学生ドラフト会議	147	
	株式会社 商輪	留学生ドラフト会議	147	
技能実習生との関わり	はさき漁業協同組合、神栖市国際交流協会	地域における技能実習制度への新たな関わり	79	
	まんのう町国際交流協会	外国人防災リーダー養成講座	105	
留学生支援	公益財団法人 京都市国際交流協会、公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会京都府支部	外国人のための住宅支援事業	47	
	草津市危機管理課	外国人による機能別消防団員	101	
	サークル・タイム(Circle Time)	英語での読み聞かせサークル	119	
	株式会社 商輪	留学生ドラフト会議	147	
	別府市文化国際課	別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業	149	
	保健	多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS	外国籍児童とその家族への支援	87
介護	NPO法人 にほんご豊岡あいうえお	「あいうえお子育てネット」	89	
	公益財団法人 横浜市福祉事業経営者会	外国人向け介護職員初任者研修及び就業支援事業	73	

キーワード	団体	取組名	頁	
	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	介護職員初任者研修	77	
	公益財団法人 宮城県国際化協会	定住外国人とともに学ぶ実践介護塾	83	
	NPO法人 神戸定住外国人支援センター	外国人高齢者支援	91	
メンタルヘルス	浜松市精神保健福祉センター、浜松市国際課	在住外国人のメンタルヘルス相談事業	131	
医療通訳	NPO法人 多言語センターFACIL	医療通訳システム構築事業	33	
	NPO法人 多言語社会リソースかながわ (MICかながわ)	かながわ医療通訳派遣システム事業	85	
	公益財団法人 鹿児島県国際交流協会	病院体験ツアー	93	
	浜松市精神保健福祉センター、浜松市国際課	在住外国人のメンタルヘルス相談事業	131	
防災・減災	弘前大学人文学部社会言語学研究室	減災のための「やさしい日本語」研究	23	
	横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局	三者通話による119番通報の多言語対応	29	
	公益財団法人 兵庫県国際交流協会	セーフティネットとしての日本語教室開設事業	39	
	公益財団法人 仙台観光国際協会	外国人市民への防災啓発	97	
	NPO法人 横須賀国際交流協会、船橋市国際交流協会	災害時相互支援に向けた取組	99	
	章津市危機管理課	外国人による機能別消防団員	101	
	公益財団法人 和歌山県国際交流協会	Let's Study BOSAI	103	
	まんのう町国際交流協会	外国人防災リーダー養成講座	105	
	鹿児島市危機管理課	桜島火山爆発総合防災訓練	107	
	公益財団法人 宮城県国際化協会、公益財団法人 山形県国際交流協会	宮城・山形 定住外国人エンバワメント・カレッジ	123	
	組織・人材づくり	公益財団法人 兵庫県国際交流協会	セーフティネットとしての日本語教室開設事業	39
		津市人権教育課	初期日本語教室「きずな」「移動きずな」「日本語指導ボランティア養成講座」	67
		NPO法人 多言語社会リソースかながわ (MICかながわ)	かながわ医療通訳派遣システム事業	85
広島県国際課		多文化共生市町担当職員研修	133	
一般社団法人 グローバル人財サポート浜松		多文化コンシェルジュの活躍による人と文化の多様性を活かした日本語教育プロジェクト	139	
相談窓口	NPO法人 ふじみの国際交流センター	多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口	25	
	NPO法人 かながわ外国人すまじサポートセンター	住まいに関する外国人の相談窓口	45	
	浜松市精神保健福祉センター、浜松市国際課	在住外国人のメンタルヘルス相談事業	131	
地域の多文化共生意識の涵養	大阪市立中央図書館	多文化サービス（外国語資料の提供・外国語に関する情報の提供）	31	
	総社市人権・まちづくり課	地域参加型生活サポート日本語教育事業	41	
	NPO法人 NO BORDERS	外国人の子どもの学習支援	53	
	はさき漁業協同組合、神栖市国際交流協会	地域における技能実習制度への新たな関わり	79	
	公益財団法人 仙台観光国際協会	外国人市民への防災啓発	97	
	東京都人権施策推進課	人権啓発動画「外国人の人権」の配信	113	
	公益財団法人 愛知県国際交流協会	コミュニティガーデンを活用した多文化共生のまちづくり促進事業～地域の人々が協働する緑の空間～	115	
	周南市観光交流課	周南市国際交流サロン等運営事業	117	
	サークル・タイム(Circle Time)	英語での読み聞かせサークル	119	
	川口市協働推進課、芝園団地自治会	外国人住民生活情報伝達モデル事業	125	
	公益財団法人 大阪国際交流センター	外国人コミュニティ連携事業	127	
	広島県国際課	多文化共生市町担当職員研修	133	
	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	多文化コンシェルジュの活躍による人と文化の多様性を活かした日本語教育プロジェクト	139	
	滋賀県国際室	Startup Weekend Shiga (Change Makers in Nagahama City)	141	
	別府市文化国際課	別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業	149	
	地域活性化	公益財団法人 愛知県国際交流協会	コミュニティガーデンを活用した多文化共生のまちづくり促進事業～地域の人々が協働する緑の空間～	115
		石川県国際交流課	留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー	137
滋賀県国際室		Startup Weekend Shiga (Change Makers in Nagahama City)	141	
株式会社 NAC		通年型アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の実現	145	
別府市文化国際課		別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業	149	
日本の制度の理解促進	公益財団法人 宮城県国際化協会	定住外国人とともに学ぶ実践介護塾	83	
	公益財団法人 鹿児島県国際交流協会	病院体験ツアー	93	
	公益財団法人 和歌山県国際交流協会	Let's Study BOSAI	103	
	まんのう町国際交流協会	外国人防災リーダー養成講座	105	
	公益財団法人 宮城県国際化協会、公益財団法人 山形県国際交流協会	宮城・山形 定住外国人エンバワメント・カレッジ	123	

応募団体一覧

本事例集作成にあたり、多くの団体から取組事例の応募を頂いた。感謝の意を込め、巻末に応募団体の一覧を掲載させて頂く。

北海道	一般社団法人 ワールズ・ミート・ジャパン(推薦者:函館市生涯学習文化課) 小樽市秘書課 株式会社 NAC(推薦者:倶知安町総合政策課) 札幌市交流課 東川町交流推進課
青森県	弘前大学人文学部社会言語学研究室(推薦者:WG 構成員)
岩手県	一般社団法人 北上市国際交流協会 北上市生涯学習文化課
宮城県	NPO法人 大崎タイムス福祉部 外国人の子ども・サポートの会(推薦者:公益財団法人 宮城県国際化協会) 公益財団法人 仙台観光国際協会(推薦者:仙台市交流企画課) 公益財団法人 宮城県国際化協会
山形県	公益財団法人 山形県国際交流協会(推薦者:WG 構成員)
福島県	公益財団法人 福島県国際交流協会 福島市国際交流協会 福島市定住交流課
茨城県	茨城県国際課 株式会社 商輪(推薦者:茨城県国際課) はさき漁協(推薦者:茨城県国際課) 神栖市国際交流協会(推薦者:茨城県国際課)
群馬県	NPO法人 NO BORDERS(推薦者:WG 構成員)
埼玉県	NPO法人 ふじみの国際交流センター 川口市協働推進課 埼玉県国際課 芝園団地自治会(推薦者:川口市協働推進課) 所沢市国際交流フォーラム実行委員会(推薦者:所沢市文化芸術振興課)
千葉県	千葉市国際交流課 船橋市国際交流協会(推薦者:WG 構成員)
東京都	板橋モンゴル孤児支援の会(推薦者:公益財団法人 板橋区文化・国際交流財団) 東京都人権施策推進課 東京都総合防災部(推薦者:WG 構成員) 羽村市地域振興課 公益財団法人 板橋区文化・国際交流財団

府中市市民活動支援課

神奈川県 NPO法人 横須賀国際交流協会(推薦者:WG 構成員)
 NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター(推薦者:WG 構成員)
 NPO法人 多言語社会リソースかながわ(MICかながわ)(推薦者:WG 構成員)
 公益財団法人 横浜市国際交流協会
 葉山町政策課
 横須賀市国際交流課
 横浜市消防局(推薦者:WG 構成員)
 公益財団法人 横浜市福祉事業経営者会(推薦者:WG 構成員)

新潟県 公益財団法人 柏崎地域国際化協会
 上越日豪協会
 長岡市国際交流課

富山県 アレッセ高岡(推薦者:高岡市多文化共生室)
 公益財団法人 とやま国際交流センター

石川県 石川県国際交流課
 公益財団法人 石川県国際交流協会(推薦者:石川県国際交流課)
 小松市国際都市推進課

山梨県 公益財団法人 山梨県国際交流協会
 多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS(推薦者:甲府市市民課)
 笛吹市市民活動支援課

長野県 公益財団法人 長野県国際化協会
 長野県国際課

静岡県 NPO法人 フィリピンナガイサ(推薦者:浜松市国際課)
 Wide International Support in Hamamatsu (WISH)(推薦者:浜松市国際課)
 公益財団法人 浜松国際交流協会(推薦者:浜松市国際課)
 沼津市地域自治課
 有限会社 伸栄総合サービス(推薦者:浜松市国際課)
 一般社団法人 グローバル人財サポート浜松
 静岡県多文化共生課
 浜松市国際課

愛知県 NPO法人 シェイクハンズ
 NPO法人 多文化共生リソースセンター東海
 公益財団法人 愛知県国際交流協会
 豊橋市多文化共生・国際課
 愛知県多文化共生推進室

三重県 NPO法人 伊賀の伝丸(推薦者:伊賀市市民生活課)
 伊賀市外国人児童生徒受入促進事業運営協議会(推薦者:伊賀市市民生活課)
 伊賀市市民生活課

- 伊賀日本語の会(推薦者:伊賀市市民生活課)
津市人権教育課
小田町住民自治協議会(推薦者:伊賀市市民生活課)
- 滋賀県 草津市危機管理課(推薦者:滋賀県国際室)
滋賀県国際室
長浜市市民活躍課(推薦者:滋賀県国際室)
- 京都府 綾部国際交流協会
京丹後市国際交流協会(推薦者:WG 構成員)
公益財団法人 京都市国際交流協会(推薦者:WG 構成員)
- 大阪府 Minamiこども教室実行委員会(推薦者:大阪市人権企画課、NPO 法人 関西国際交流団体協議会)
大阪市教育委員会事務局指導部
大阪市教育委員会事務局生涯学習部
大阪市城東区総務課
大阪市消防局
大阪市人権企画課
大阪市中央区市民協働課
大阪市鶴見区魅力創造課
大阪市西淀川区教育支援課
大阪市立中央図書館
大阪府文化・スポーツ課
公益財団法人 大阪国際交流センター
堺市消防局
NPO法人 多文化共生センター大阪(推薦者:大阪市人権企画課)
- 兵庫県 NPO法人 多言語センターFACIL
NPO法人 にほんご豊岡あいうえお(推薦者:豊岡市秘書広報課)
NPO法人 神戸定住外国人支援センター(推薦者:神戸市国際課)
公益財団法人 兵庫県国際交流協会
- 和歌山県 公益財団法人 和歌山県国際交流協会
- 岡山県 一般財団法人 岡山県国際交流協会
総社市人権・まちづくり課(推薦者:WG 構成員)
総社ブラジリアンコミュニティ&インターナショナルフレンズ(推薦者:総社市人権・まちづくり課)
- 広島県 NPO法人 安芸高田市国際交流協会(推薦者:WG 構成員)
広島県国際課
- 山口県 公益財団法人 山口県国際交流協会
国際交流ひらかわの風の会(推薦者:公益財団法人 山口県国際交流協会)
しものせき国際交流ねっと(推薦者:公益財団法人 山口県国際交流協会)

周南市観光交流課
ほうふグローバルネット(推薦者:公益財団法人 山口県国際交流協会)
香川県 まんのう町国際交流協会
佐賀県 サークル・タイム(Circle Time)(推薦者:WG 構成員)
大分県 別府市文化国際課
鹿児島県 公益財団法人 鹿児島県国際交流協会(推薦者:WG 構成員)
鹿児島市危機管理課(推薦者:WG 構成員)

全 114 団体

作成／多文化共生事例集作成ワーキンググループ



総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications



多文化共生事例集 配布先(案)

配布先	配布部数内訳	配布部数	
WG関係	掲載団体	57 団体 × 3 冊	171
	推薦団体	10 団体 × 1 冊	10
	構成員	8 人 × 3 冊	24
関係団体等	関係団体等	9 団体 × 1 冊	9
地方自治体	都道府県・指定都市 国際担当部局 ※1	61 団体 × 1 冊	61
	中核市 国際担当部局	48 団体 × 1 冊	48
	施行時特例市 国際担当部局	36 団体 × 1 冊	36
地域国際化協会	地域国際化協会等(都道府県・政令市) ※2	56 団体 × 1 冊	56
研究者			50
その他			50
合計			515

※1 都道府県に送付する際、管内市町村にHPのURL(事例集PDF)を周知するよう依頼

※2 都道府県地域国際化協会等に送付する際、市町村の国際交流協会等にHPのURL(事例集PDF)を周知するよう依頼

※3 総務省・関係省庁に対しては、HPのURL(事例集PDF)を連絡